

旧吉野川流域下水道 指定管理者募集要項

令和5年7月

徳島県県土整備部水・環境課

目 次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	業務に必要な経費	2
第3	申請資格	3
第4	申請方法等	
1	募集要項の公表及び配布期間	5
2	現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール	5
3	申請書類の提出	6
4	申請書類の作成要領	7
第5	審査方法等	
1	審査の方法	1 1
2	審査の日程	1 1
3	審査の基準	1 1
4	指定管理者の候補の選定	1 1
第6	指定管理者の指定及び協定締結	
1	指定管理者の指定	1 3
2	協定の締結	1 3
第7	留意事項	
1	事業の継続が困難となった場合の措置	1 4
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	1 4
3	申請書類等の取扱い	1 5
4	費用負担	1 5
5	その他	1 5

旧吉野川流域下水道指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島県では、衛生的で快適な居住環境の形成と河川、湖沼等の公共用水域における水質保全を広域的かつ効率的に推進するため、平成21年4月に旧吉野川流域下水道を供用開始しており、平成25年度より指定管理者制度を導入して管理運営を行っております。

このたび、令和6年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）及び徳島県流域下水道条例（平成21年徳島県条例第31号）の規定に基づき、以下により旧吉野川流域下水道の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 施設の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 旧吉野川流域下水道 |
| (2) 所在地 | 終末処理場：徳島県板野郡松茂町豊岡字山ノ手41
幹線管渠：鳴門市ほか計画区域内一円 |
| (3) 施設規模 | 終末処理場敷地面積：143,106㎡
幹線管渠延長：24,650m |

※施設概要等の詳細は参考資料①「施設配置図・概要図集」を参照してください。

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料①「旧吉野川流域下水道管理運営業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

- (1) 徳島県流域下水道条例第6条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - ア 流域下水道の終末処理場の運転に関する業務
 - イ 流域下水道の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
 - ウ その他流域下水道の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理の基準

詳細については、要求水準書に記載しておりますので、参照してください。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画書に記載された額に消費税及び地方消費税を乗せた額を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

なお、収支計画の見積りに当たっては、次のとおり各年度の想定上限基準額を設定しますので、想定上限基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料（税込み額）については、下表を参考に想定上限基準額以下で設定してください。

想定上限基準額の詳細については、別添資料②「令和6年度指定管理者更新に係る想定上限基準額について」を参照してください。

(税込み)

想 定 上 限 基 準 額	
令和 6年度	331,914,000円
令和 7年度	345,411,000円
令和 8年度	339,595,300円
令和 9年度	342,881,000円
令和10年度	346,847,600円

【補足】令和6年度の指定管理料の額には、光熱費の高騰見込み額（実績に応じ精算）を含みます。

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、旧吉野川流域下水道を適正に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる(1)から(4)までのすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が(1)から(4)までのすべての要件を満たすとともに、すべての構成員が(2)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 徳島県内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。

(2) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は

関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

ケ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者

コ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

サ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）暴力団の構成員等

（3）対象施設と同等程度の処理方式を有する流域下水道施設又は公共下水道施設について、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体から維持管理業務を直接受託し、実施した実績があること。

※ 「対象施設と同等程度の処理方式を有する流域下水道施設又は公共下水道施設」とは、「標準活性汚泥法等（標準活性汚泥法、酸素活性汚泥法、長時間エアレーション法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、硝化内生脱窒法又は嫌気好気活性汚泥法のいずれかに該当するものをいう。）の污水处理施設を有する下水道施設」とする。

（4）処理施設及びポンプ場の維持管理について、下水道法第22条第2項に規定する有資格者を適正に配置できること。

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和5年7月26日（水）より県のホームページ上で公表します。
なお、関係書類は県土整備部水・環境課において、令和5年7月26日（水）から9月5日（火）（午前10時から午後5時まで）配布を行います。（※ただし、土日及び祝日は除きます。）

郵送を希望する場合は、390円切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）を同封の上、水・環境課まで請求してください。（9月5日（火）必着）

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

（1）現地説明会の開催

日 時： 第1回現地説明会 令和5年8月22日（火）午後2時から

第2回現地説明会 令和5年8月30日（水）午後2時から

なお、当日、現地に大雨警報等が発令した場合は、後日、改めて説明会の日程を設けます。

集合場所： 旧吉野川浄化センター（板野郡松茂町豊岡字山ノ手41）
管理棟事務所前

参加申込： 現地説明会参加申込書（様式1）に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、水・環境課宛にお送りください。

申込締切： 令和5年8月15日（火）午後5時まで

ただし、第2回目の現地説明会に参加申込の場合は、令和5年8月23日（水）午後5時まで申込可能とします。

留意事項： ・説明会は第1回目、第2回目とも同じ内容ですので、指定管理者に申請する予定の方は、いずれかの現地説明会に可能な限り参加してください。
・当日は、募集要項等を持参してください。
・参加人数については、制限することがあります。
・当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、水・環境課で配布します。

（2）募集内容等に係る質問の受付

受付期間： 令和5年8月31日（木）午後5時まで（必着）

質問方法： 質問書（様式2）により、郵送、FAX又は電子メール（件名を「指定管理者質問」としてください）により、水・環境課宛にお送りください。

（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと）

回答方法： 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、県のホームページにて回答する予定です。

3 申請書類の提出

(1) 申請書類の受付

受付期間： 令和5年9月12日（火）から令和5年9月25日（月）までの午前10時から午後5時まで

※ただし、土日及び祝日は除きます。

受付場所： 徳島県県土整備部水・環境課（県庁8階北側）

受付方法： 申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。なお、郵送の場合でも、上記受付期間内必着とします。

(2) 提出書類

申請書類は、原本1部、副本15部を提出してください。

(3) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）
- ウ 参加グループ構成員表（参加グループの場合）・・・・・・（様式5）
- エ 参加グループ協定書の写し（参加グループの場合）・・・・・・（様式6）
- オ 参加グループ委任状（参加グループの場合）・・・・・・（様式7）
- カ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8）
- キ 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8-2）
- ク 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・（様式9）

（ア）定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

（イ）法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書の写し）

（ウ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、収支決算書、その他経営内容を明らかにする書類又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に代えて収支予算書又はこれに類する書類を

提出してください。設立初年度の法人にあつては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出してください。)

(エ) 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書(新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、提出を要しないものとします。)

ケ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式10-1~10-11)

(4) 留意事項

上記の各書類を郵送により提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。(水・環境課 088-621-2729)

4 申請書類の作成要領

様式については、別添資料⑤のとおりです。

(1) 様式9(表1、表2)について

(表1)

申請者の過去3か年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください。(流域下水道施設又は公共下水道施設に関する管理運営業務実績がある場合は、必ず記入してください。)

本様式は、A4版(モノクロ)1ページで、MS-Word(バージョンはWord97以降)又は一太郎(バージョンは9以降)とし、10.5ポイント活字で作成してください。

(参加グループの場合、構成員毎に1枚を上限とします。)

(表2)

申請資格に定める下水道施設における維持管理業務実績について記載してください。複数の業務実績がある場合は、1枚に1業務を記載し、番号を付してください。

本様式は、A4版で1業務1ページを上限に最大3枚までとし、MS-Word(バージョンはWord97以降)又は一太郎(バージョンは9以降)とし、10.5ポイント活字で作成してください。

(参加グループの場合、構成員毎に3枚を上限とします。)

(2) 事業計画書作成上の条件

ア 事業計画書の作成にあつては、この募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

イ 事業計画書（様式10-1～10-11）はA4版（モノクロ）で作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について1～3ページ程度で作成してください。ただし、様式10-7及び10-8については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書は、様式10-5の表1以外はMS-Word（バージョンはWord 97以降）又は一太郎（バージョンは9以降）とし、10.5ポイント活字で作成し、様式10-5の表1はMS-Excelを使用して作成し、様式すべてについてその内容を記録したCD-Rを添付して提出してください。

※CD-Rはウイルス対策を実施した上で提出することとします。

エ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

（3）各様式の作成について（様式10関係）

様式10-1（施設の管理運営方針）

旧吉野川流域下水道の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「効率的な管理運営」と「サービスの向上」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

様式10-2（安全・危機管理）

安全・危機管理について、事故予防、災害・緊急時の対応体制、職員等の教育、個人情報保護について、その考え方を記入してください。また、災害・緊急時の対応体制について体制表（様式任意）を作成してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

様式10-3（管理運営体制等）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①施設の運転状況及び水質の記録及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、旧吉野川流域下水道にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を

配置して業務を遂行するか、「職員体制」（様式10-8）及び「協力法人一覧」（様式10-7）を作成してください。

様式10-4（広報活動）

旧吉野川流域下水道の設置目的に適合し、下水道の普及促進につながる広報活動の計画について、具体的に記入してください。特に下水道のイメージアップにかかるものだけでなく、接続率向上を図るうえでの観点も記入してください。

様式10-5（表1、表2、別添資料）（収支計画）

旧吉野川流域下水道を管理運営するにあたっての収支計画（5年間分）を収入、支出の各項目ごとに表1に記入してください。また、各項目の詳細について別表を作り、別添資料として提出してください。

過去3年間の管理運営費の状況については、要求水準書（参考資料②）を参照してください。

また、表2については、表2に掲げる支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。

様式10-6（適正な維持管理）

旧吉野川流域下水道における運転状況及び水質の日常的記録及び分析、周辺環境への配慮、定期的な安全管理、設備保守点検、施設の修繕等について、水質等の管理目標値及びその遵守についての具体的な方策を示すとともに、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。また、指定管理者として目指す旧吉野川流域下水道の将来像とともに、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入し、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

様式10-7（協力法人一覧）

業務を遂行するに当たって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人等名等について記入してください。該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

様式10-8（表1、表2、表3）（職員体制）

表1については、旧吉野川流域下水道に配置する予定の職員すべてについて記入してください。

表2については、表1に記載した職員について記載してください。

表3については、表1に記載した職員の中で業務責任者・業務主任者としての役職を担当する職員の経歴について具体的に記入してください。

様式10-9（地域との連携）

地域の関連団体（地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等）とどのように連携して徳島県流域下水道を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

様式10-10（地域への貢献）

地元雇用の維持拡大及び業務の一部を委託する場合の地元企業への優先発注について、また、下水道施設の維持管理における地元企業及び下水道施設の維持管理技術者（下水道法第22第2項に規定する有資格者）の育成をどのように実施するかについて、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。また、様式10-7に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等について本様式にも記入してください。

様式10-11（総括表）

様式9 表2及び様式10-1～10-10の内容を、各項目ごとに特にアピールしたい点について、計100字以内（厳守）で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、ページ送りは可能です。

第5 審査方法等

1 審査の方法

選定委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。選定委員会は、この結果を県に報告します。

なお、選定委員会が必要と認める場合には、書類による一次審査を経た後、ヒアリング等による二次審査を行い、優秀者を選考する場合があります。

2 審査の日程

審査は、令和5年10月頃を予定しています。

3 審査の基準

審査は、次に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準の詳細については、別添資料④を参照ください。

- (1) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、旧吉野川流域下水道の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画に基づく旧吉野川流域下水道の管理を、安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他、県が旧吉野川流域下水道の設置の目的を達成するために必要と認められる事項

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和5年11月頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知します。同時に、結果は県のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が2団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、ご承知おきください。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料③のとおりです。

第7 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく旧吉野川流域下水道の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく旧吉野川流域下水道の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次の（ア）～（キ）の場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

（ア）選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合

（イ）申請書類に虚偽の記載があった場合

（ウ）複数の事業計画書を提出した場合

（エ）前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合

（オ）申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

（カ）著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合

（キ）その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由を問わず返却しません。

(5) 情報公開請求への対応

申請書類や審査結果等は、公文書に該当し、情報公開請求の対象となりますので、予め御承知ください。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 申請辞退

指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和5年9月28日(木)までに、指定管理者指定申請辞退届(様式3-2)を提出してください。

(2) 問合せ及び申請書提出先

徳島県 県土整備部 水・環境課 (県庁8階北側)

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2729

F A X 088-621-2896

メールアドレス mizukankyoka@pref.tokushima.jp

- 別添資料① 旧吉野川流域下水道管理運営業務要求水準書
- 別添資料② 令和6年度指定管理者更新に係る想定上限基準額について
- 別添資料③ 旧吉野川流域下水道に関する基本協定書(案)
- 別添資料④ 審査基準
- 別添資料⑤ 様式集
- 別添資料⑥ 指定管理者募集スケジュール

旧吉野川流域下水道 管理運営業務要求水準書

令和5年7月

徳島県県土整備部水・環境課

目次

1	流域下水道の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	
	(1) 施設の適切な維持管理	1
	(2) 施設の運転管理等	1
3	管理運営体制	2
4	業務の委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	
	(1) 事業報告書等	3
	(2) セルフモニタリング	3
	(3) 実地調査	3
	(4) 監査対象	3
7	情報管理	
	(1) 業務の実施を通じて知り得た情報	3
	(2) 個人情報	3
8	情報公開	4
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	4
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	
	(1) 火災保険	4
	(2) 施設賠償責任保険	5
13	指定管理料及び経理等について	
	(1) 指定管理料の額	5
	(2) 指定管理料の支払	5
	(3) 帳簿及び会計証拠書類	5
14	原状回復義務	
	(1) 指定期間の満了等による場合	5
	(2) 毀損滅失した場合	5
15	備品の管理	5
16	業務の内容	
	(1) 施設の運営管理業務	6
	(2) 施設の維持管理業務及びその他管理に関し必要な業務	6
17	県と指定管理者の役割分担	7
18	業務不履行時の手続	7
19	協議	7

旧吉野川流域下水道（以下「流域下水道」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 流域下水道の管理運営に関する基本的な考え方

流域下水道の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 流域下水道が、都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的として設置されたことを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うこと。
- (3) 施設の機能を最大限に発揮するとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行うことにより、公共用水域の水質改善や経費の節減を図ること。
- (4) 関係市町の意見を管理運営に反映させること。
- (5) 管理運営に関する各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応すること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) 県が推進する事業や施策に協調した管理運営を行うこと。
- (10) 下水道施設の維持管理における地元企業及び下水道施設の維持管理技術者の育成に努めること。

2 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務の基本事項は次のとおり。

(1) 施設の適切な維持管理

- ア 指定管理者は施設の設置目的に沿った運転等のため、施設の機能が良好に維持されるように、適切な維持管理を実施すること。
- イ 設備の維持管理に当たっては、設備の機能がより長期間、良好に発揮できるような維持管理に努めること。
- ウ 施設の維持管理の基準は、別紙1「管理運営業務仕様書」のとおりとする。

(2) 施設の運転管理等

- ア 指定管理者は施設の設置目的に沿って、施設の管理運営方針が達成されるように、適切な施設の運転管理業務の計画策定及び管理を実施すること。
- イ 処理場施設は、24時間運転とする。
- ウ 施設の運転に伴う放流水質や汚泥性状等の基準は、別紙2「水質管理運営業務仕様書」のとおりとする。

3 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、適正な職員を配置すること。

- (1) 総括責任者を専任配置すること。
- (2) 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- (3) 各種業務の責任体制を確立すること。
- (4) 職員に対し研修等を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
特に緊急時に備えた訓練については、徹底すること。
- (5) 施設の目的、管理基本方針を理解し指導できる知識を有する者を配置すること。
- (6) 施設（建築物・工作物）の管理に関する知識を持つ者を配置すること。
- (7) 適切・迅速な修繕業務が遂行されるよう、経験豊富な技術者による対応が可能な状況であること。
- (8) 職員の勤務形態は、流域下水道の運営に支障がないよう定めること。

4 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

※ 業務の主たる部分とは、処理施設等の運転管理業務とする。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行に当たり、遵守すべき主な法令等は次のとおり。

- (1) 地方自治法
- (2) 下水道法
- (3) 水質汚濁防止法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 労働基準法はじめ労働関係法令
- (6) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (7) 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (8) 徳島県流域下水道条例
- (9) 個人情報の保護に関する法律
- (10) 個人情報の保護に関する法律施行条例
- (11) 徳島県情報公開条例
- (12) 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (13) その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、モニタリングを実施する。

また、指定管理者は、施設の効果的かつ効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、3か月に一度セルフモニタリングを実施すること。

なお、様式等詳細については基本協定において定める。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1か月以内に、本件施設の運営管理業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、3か月に一度セルフモニタリングを実施して、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

なお、県が実施するモニタリング結果は公表するものとする。

(4) 監査対象

徳島県監査委員及び包括外部監査人により、地方自治法に基づき指定管理者に対する監査等が行われる場合は、誠実な対応を行うこと。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十

分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

なお、必要な措置の詳細については、協定書において定めることとする。

8 情報公開

指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等（県民からの公開請求に対応できる制度）を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができるとともに、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

なお、これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめBCP、その他対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、職員を訓練・指導すること。

(2) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要性が生じたとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

11 施設の目的外使用許可

隣接公園の臨時駐車場としての土地使用等、施設の目的外使用許可については、県が行う。

(参考資料④参照)

12 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

施設の瑕疵、管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険
指定管理者が加入すること。

補償額については、下記以上の保険に加入すること。

身体賠償： 1名当たり限度額 1億円
1事故当たり限度額 3億円

財物賠償： 1事故当たり 3千万円

1.3 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書（様式10-5表1）における人件費、変動費、維持管理費及び諸経費を合計した額から自主事業収入の額を控除した額に消費税及び地方消費税を乗せた額とする。

なお、汚水流入量に連動する変動費については、設計水量に対する流入水量の実績に応じて変更する。

(2) 指定管理料の支払

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規定を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1.4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1.5 備品の管理

(1) 県は、参考資料⑥「備品・重要物品等一覧表」に記載する備品及び重要物品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件10万円以下の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施すること。

- (3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達しなければならない。
- (4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、本業務実施のために供することができる。

16 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜別紙1、2及び参考資料①～⑥を参照のこと。

(1) 施設の運営管理業務

ア 共通事項

次の点に留意した上で、前述の基本的な考え方に沿い、流域下水道を運営すること。

(ア) 最小の経費で、適切な維持管理を行うこと。

(イ) 安定した管理を行うため、適切な人材を必要な人員確保すること。

(ウ) 関係機関、関係団体及び近隣住民等との情報交換を図りながら運営業務を行うこと。

イ 下水道利用の促進（県の委託業務のほか、指定管理者が自ら行う業務（自主事業）を含む。）

(ア) 流域下水道の接続拡大を図るため、広報活動等を行うこと。

(イ) 施設見学の受付、見学者の案内等対応を行うこと。

(ウ) 施設の基本情報を紹介したパンフレットを作成・配布し、常備すること。

ウ 自主事業

自主事業とは、指定管理者が下水道の接続促進を目的として自主的に行う事業をいい、指定管理者は、企業協賛イベント、有料イベント等により指定管理料の負担軽減をすることができる。

なお、自主事業は施設の設置目的に合致している必要があり、自主事業の実施に当たっては事前に県の承認を得ること。

(2) 施設の維持管理業務及びその他管理に関し必要な業務

次の点に留意した上で、施設及び設備を正常に保持し、施設の設置目的に沿った運転等のため、日常的な保守点検（法定点検・任意点検）を行うとともに消耗品の補充・交換、施設の補修修繕、運転・監視、清掃及び保安業務、衛生管理等の施設管理業務を行うこと。

※詳細については、別紙1「管理運営業務仕様書」及び別紙2「水質管理運営業務仕様書」を参照のこと。

17 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	施設設備の維持管理(清掃等を含む)	○	
②	機械設備の保守点検	○	
③	敷地内の環境保全	○	
④	安全衛生管理	○	
⑤	物品の保管・管理	○	
⑥	接続促進事業の企画、運営	○	
⑦	施設設備の修繕	○	
⑧	施設設備の大規模な修繕		○
⑨	事故、火災等による施設の損傷(事案による)	○	○
⑩	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設見学者の被災に対する責任	○	○
⑪	施設の管理上の瑕疵に基づく施設見学者の被災に対する責任	○	
⑫	火災共済保険加入		○
⑬	包括的な管理責任		○

18 業務不履行時の手続

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、次の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「徳島県流域下水道の管理運営に関する基本協定書」の別紙4「業務不履行時の手続」を参照すること。

- (5) 県は(1)から(4)を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

19 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

- 参考資料① 施設配置図・概要図集
- 参考資料② 過去5年間（平成30年度～令和4年度）の管理運営費の状況
- 参考資料③ 年度別運転実績
- 参考資料④ 管理運営体制の状況（令和5年度現在）・行政財産使用許可関係
- 参考資料⑤ 委託業務一覧、修繕費執行状況一覧
- 参考資料⑥ 備品・重要物品等一覧表

旧吉野川流域下水道 管理運営業務仕様書

I 基本仕様書

(目的)

第1条 この基本仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が旧吉野川流域下水道の各施設の管理運営業務について、指定管理者（以下「乙」という。）が実施する管理運営業務の範囲及び実施方法などを定めたものである。

(管理運営業務の対象施設)

第2条 管理運営業務の対象施設は、次のとおりとする。なお、その細目は標準仕様書に基づくものとする。

- (1) 旧吉野川流域下水道：旧吉野川浄化センター及び管路施設（幹線流量計等の設備、マンホールポンプ、全てのマンホール蓋を含む。）
- 2 前項の規定にかかわらず、対象施設において建設、改築、更新、大規模修繕中の部分は、管理運営業務の対象外とする。ただし、工事完成後は、甲と乙協議の上、指定管理業務の対象とする。

(管理運営業務の範囲)

第3条 管理運営業務の範囲は、処理場施設の運転監視、水質検査業務、産業廃棄物処分の実務及び確認等、点検業務、保守点検、部品の交換、小規模修繕、幹線流量計の点検・清掃等、施設内の設備保安警備、見学者案内などとし、その細目は標準仕様書に基づくものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の業務は、管理運営業務の対象外とする。
 - (1) 施設の建設、改築、更新、大規模修繕及びその関連業務
 - (2) 公権力の行使に関する業務
- 3 管理運営業務について、前2項に規定する業務の範囲に区分できないものがあるときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。
- 4 管理運営業務に要する費用の額を変更すべき特別の事情が生じた場合には、甲と乙協議の上、変更することができるものとする。

(適正な管理運営)

第4条 乙は管理運営業務の実施に当たり、下水道法（昭和33年法律第79号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等を遵守し、浄化センターからの放流水の水質を適正に保つとともに、発生した廃棄物の収集運搬及び処分を適正に行わなければならない。

- 2 乙は、年度ごとに具体的な管理運営方法を定めた管理運営業務計画書を作成し、適正に実施するものとする。ただし、甲は年度業務計画書に疑義がある場合は、乙と協議の上、その内容を変更することができるものとする。

(有資格者の配置)

第5条 乙は、管理運営業務を実施するため、法令で定めるところにより有資格者を配置しなければならない。

- 2 前項の有資格者等の配置状況について、管理運営業務計画書により甲に報告しなければならない。また、変更があった場合も同様に報告しなければならない。

(業務責任者)

第6条 乙は、業務責任者を定めるものとする。

- 2 前項の業務責任者は、管理運営業務の実施にあたり、現場における総括的な指揮監督及び甲との総合調整その他の必要な対応を執るものとする。
- 3 業務責任者は、下水道法第22条第2項に規定する有資格者を配置するものとする。
- 4 乙は、第1項の業務責任者を定めたときは、その氏名等を甲に通知するものとし、業務責任者を変更したときも、同様とする。

(業務主任者)

第7条 乙は、前条の業務責任者を補佐する業務主任者を定めるものとする。この場合、業務主任者

は、2人以内で定めることができるものとする。

- 2 前項の業務主任者は、管理運営業務の実施にあたり、現場における指揮監督及び甲との調整その他の必要な対応を執るものとする。
- 3 業務主任者は、下水道法第22条第2項に規定する有資格者を配置するものとする。
- 4 乙は、第1項の業務主任者を定めたときは、その氏名及び担当業務等を標準仕様書で定めるところにより、甲に通知するものとし、業務主任者を変更したときも、同様とする。

(連絡調整会議)

第8条 基本仕様書及び標準仕様書に定める報告のほか、より詳細な管理運営業務の計画及び実施状況を甲において把握し、乙が行う業務と甲が行う工事及び維持管理業務等との調整を行い、又は必要に応じて管理運営業務の実施について連絡調整会議を開催するものとする。

- 2 前項の会議は、必要に応じて開催するものとし、その方法等については、甲乙調整の上、決定するものとする。
- 3 第1項の連絡調整会議には、甲からは担当職員、乙からは業務責任者又は業務主任者が出席するものとし、必要に応じてその他の甲及び乙の関係職員が出席するものとする。

(報告等の方法)

第9条 基本仕様書及び標準仕様書で定める報告等は、次のとおりとする。

- (1) 管理運営業務計画書(別に定める様式に従って、年度毎の業務開始前までに提出)
- (2) 管理運営業務体制報告書(別に定める様式に従って、年度毎の業務開始前までに提出)
- (3) 月間委託状況報告(別に定める様式に従って、翌月の10日までに提出)
- (4) 月間業務実施状況報告(別に定める様式に従って、翌月の10日までに提出)
- (5) 月間経理状況報告(別に定める様式に従って、翌月の10日までに提出)
- (6) 消耗・故障部品交換状況報告及び小規模修繕(別に定める様式に従って、翌月の10日までに提出)
- (7) 異常報告(悪質下水の流入、放流水質の基準不適合、施設の損傷又は機能不調等により運転業務に重大な支障、事故(第三者に対する事故を含む。)その他これらに準ずる事態が生じたとき、又は、生ずる恐れがあるときは、別に定める様式に従って直ちに提出)
- (8) 年度業務報告書(自己評価調書を含む。別に定める様式に従って業務終了後2週間以内に提出)
- (9) 収支決算書(別に定める様式に従って、年度毎の業務完了後1ヶ月以内に提出)
- (10) その他甲が必要と認める報告等(甲の指示に基づき、指定する期日までに提出)

(その他)

第10条 この基本仕様書に定める事項についての疑義、又は、この基本仕様書に定めのない事項については、甲と乙協議の上、決定する。

II 標準仕様書

(目的)

第1条 この標準仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が旧吉野川流域下水道について、指定管理者（以下「乙」という。）が実施する管理運営業務の細目を定めたものである。

(管理運営業務の対象施設)

第2条 管理運営業務の対象施設は次のとおりとする。

区 分	対象施設
処理場施設	旧吉野川浄化センター
管路施設	幹線流量計等の設備、全てのマンホール蓋 マンホール、マンホールポンプを含む

2 旧吉野川流域下水道の概要

区 分	概 要
処理方式	嫌気無酸素好気法
処理能力（日最大）	11,800 (m ³ /日)
日平均流入汚水量（令和4年度実績）	5,735 (m ³ /日)
供用処理系列	1系列（全8系列のうち）
幹線管渠延長	24,650m

3 処理場への流入水に関する基準

(1) 水量に関する流入基準

項 目	基 準 値		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日平均流入水量 (m ³ /日)	7,200	7,500	7,800
日最大流入水量 (m ³ /日)	9,500	9,800	10,200
時間最大流入水量 (m ³ /日)	14,000	14,600	15,200

項 目	基 準 値		
	令和 9年度	令和10年度	
日平均流入水量 (m ³ /日)	8,100	8,300	
日最大流入水量 (m ³ /日)	10,500	10,800	
時間最大流入水量 (m ³ /日)	15,800	16,200	

(2) 流入水量（年間見込）（5%不明水含む）

年 度	水 量
令和 6年度	2,625,000 m ³
令和 7年度	2,730,000 m ³
令和 8年度	2,835,000 m ³
令和 9年度	2,940,000 m ³
令和10年度	3,045,000 m ³

4 下水汚泥発生量（年間見込）

年 度	脱水汚泥発生量
令和 6年度	2,420 t
令和 7年度	2,520 t
令和 8年度	2,610 t
令和 9年度	2,710 t
令和10年度	2,810 t

5 幹線流量計、マンホールポンプ及びマンホール数

幹線流量計	4箇所
マンホールポンプ	1箇所
マンホール	76箇所

6 その他

1項に掲げた旧吉野川浄化センターのうち、別図に示す書類倉庫及び器材倉庫は、甲の占有部分とする。また、会議室については、必要に応じて甲が使用できるものとする。

(管理運營業務の範囲)

第3条 指定管理者が行う管理運營業務は次に示す業務とする。

1 処理場施設の運転監視

- (1) 監視室における監視、操作、記録等の作業
- (2) 水質や設備の日常点検等を反映させた運転・操作等の作業
- (3) 管理日報の作成、計器類の指示値の記録等の作業
- (4) 監視室内の整理、清掃等の作業

2 水質検査業務 (詳細は流域下水道水質管理運營業務標準仕様書による。)

- (1) 水質検査の作業
- (2) データの整理等の作業

3 産業廃棄物処分の実務及び確認等

指定管理者は、浄化センターから発生する汚泥、しよ、沈砂、その他廃棄物について排出事業者として以下の業務を行う。

- (1) 廃棄物の収集運搬については許可業者へ委託するか、排出事業者として自ら収集運搬を行う。
- (2) 他県へ廃棄物を搬出するにあたり事前協議等を要する場合、その県と必要な協議を行うこと。
また、協力金等が発生する場合は、その支払いについても行うこと。
- (3) 産業廃棄物管理票の作成等の業務
- (4) 廃棄物の処分のために必要な成分分析
- (5) 汚泥処理施設の運転・管理
- (6) 廃棄物の排出量の県への報告

4 点検業務

(1) 日常点検

日常点検運転状態の機器及び設備について、異常の有無及び兆候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感による点検、調整及び記録等の作業で、対象設備は、本仕様書の第2条第1項に掲げた旧吉野川浄化センター水処理施設、汚泥処理施設の設備、発電設備及び建築設備とする。

(2) 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月及び12ヶ月など期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業で、対象施設は、本仕様書の第2条第1項に掲げた旧吉野川浄化センター水処理施設、汚泥処理施設の設備、発電設備、建築設備及び管路施設の設備とする。

(3) 臨時点検

日常点検及び定期点検以外に行う臨時的な点検。故障警報時や地震等で機器及び設備に異常が生じた恐れのある場合の状況の確認、記録等の作業。

(4) 定期自主点検

法令に基づき、自ら行う点検及び点検記録等の作業。

5 処理場、マンホールポンプ及び幹線流量計設備等の専門的な保守点検

設備の専門的な点検であり、令和6年度から令和10年度までにおける点検対象設備及び基本的な点検頻度は保守点検計画表(別表1)のとおりとするが、設備の長寿命化等を考慮し基本的な点検頻度を変更しようとする場合は、その計画を提案するものとする。

保守点検結果については、月ごとにまとめて別に定める様式に従って翌月の10日までに報告すること。ただし、点検の結果大規模修繕が必要な場合は、速やかに甲に協議すること。

6 消耗部品及び故障した部品の交換

消耗部品及び故障した部品の交換について、設備の性能が確保されるよう交換を実施する。部品を交換した場合、別に定める様式に従って翌月の10日までに甲に報告すること。

7 処理場等の小規模修繕

施設設備の機能を維持するために必要な100万円未満の小規模修繕で、その対象は、別表2「小分類」に掲げる施設設備とする。緊急時はその都度、その他の修繕時は、別に定める様式に従って翌月の10日までに甲に報告すること。

8 幹線流量計等の点検・清掃等

- (1) 幹線流量計の簡易点検・清掃
- (2) 幹線流量計に異常が生じた場合における現地調査
- (3) マンホールふた及び周辺状況の確認、マンホールふたの開閉状況の確認を実施

9 施設内の設備保安警備

施設内の設備保安警備及び機械警備及び管理棟の夜間の人的警備の実施。

10 処理場の見学者案内

処理場の見学者を案内し下水道のイメージアップを行う。

11 その他

(1) 光熱水費の契約及び支払

光熱水費の契約及び支払いは、対象施設の電気料、水道料、電話通信料、プロパンガス料等について乙が行うものとする。また、当該費用のうち、甲が占有する部分に係るものについても、乙が支払うものとする。

(2) 薬品の購入及び支払

薬品の購入及び支払は、乙が行うものとする。

(3) 異常時の対応

業務の遂行に著しく支障を来すような、次の各号に掲げる事態が発生したとき又はその恐れがあるときは、速やかに適切な応急措置を講じ、その内容などを甲に報告すること。本復旧は甲と協議の上、適切に実施すること。

ア 流入水及び放流水の水量、水質が通常時と異なる異常事態が発生した場合

イ 施設の故障、異常及び漏水など

ウ 業務中の事故発生

エ その他の異常事態

(4) 地震、大雨時等の対応

ア 地震による被害が発生し下水処理に支障を来す場合などに、適切に対応できるよう十分な体制を維持すること。特に、流域管内に震度4以上の地震が発生した場合、管理運営業務の対象施設について施設の臨時点検を実施し、別に定める様式に従って点検結果を甲に報告すること。

イ 大雨・洪水警報が発令されるなどの大雨の場合等は、汚水ポンプの運転、水処理施設の運転管理など適切に対応できるよう十分な体制を整え、管理運営業務を行い、別に定める様式に従ってその内容を甲に報告すること。

ウ 道路陥没事故や漏水などの災害・事故等の場合には、管理運営業務の対象施設に被害が生じないように、必要な措置について甲に助言するとともに、必要な体制を整えること。

エ 危機管理マニュアルを作成し非常時に備えること。

(5) 甲の調査・工事の際の現地での協力

甲の管きょ調査、施設調査、増設及び改築工事などの現場施工の際、運転の切替え作業や現地の人員配置などが必要な場合は、甲に協力すること。

(6) 施設の改良点などの報告

管理運営を実施する中で施設の問題点や改良点などを整理し、基本仕様書第8条の連絡調整会議などを通じて、別に定める様式に従って甲に報告すること。

(7) 甲の改築計画に必要な施設の管理運営状況の整理など

甲の改築計画に必要な施設の点検履歴、故障履歴及び修繕実績などを、設備管理台帳システムに入力し、年度の業務終了後2週間以内に出力した帳票を甲に提出すること。

(8) 事務業務

ア 甲との業務打ち合わせ、報告を行う。

イ 運転記録の整理、文書等の作成・整理を行う。

- ウ 事務室内の整理整頓の簡易な作業を行う。
 - エ 報告等の指定様式がない場合は任意の様式により行う。
- (9) その他の業務
- ア 施設内の日常清掃及び定期清掃を行う。
 - イ 敷地内の緑地及び樹木のせん定、害虫の駆除、除草等を行う。
 - ウ 一般ゴミの処理を行う。
 - エ 施設にかかわる備品、材料等の整理整頓の作業及び屋外の清掃を行う。

(適正な管理運営)

第4条 管理運営業務の対象施設

設備の管理運営は、標準的耐用年数（別表2）を満足させるとともに、標準的耐用年数を経過しても能力を発揮できるよう保守点検等に配慮して運転管理を行うこと。

(その他)

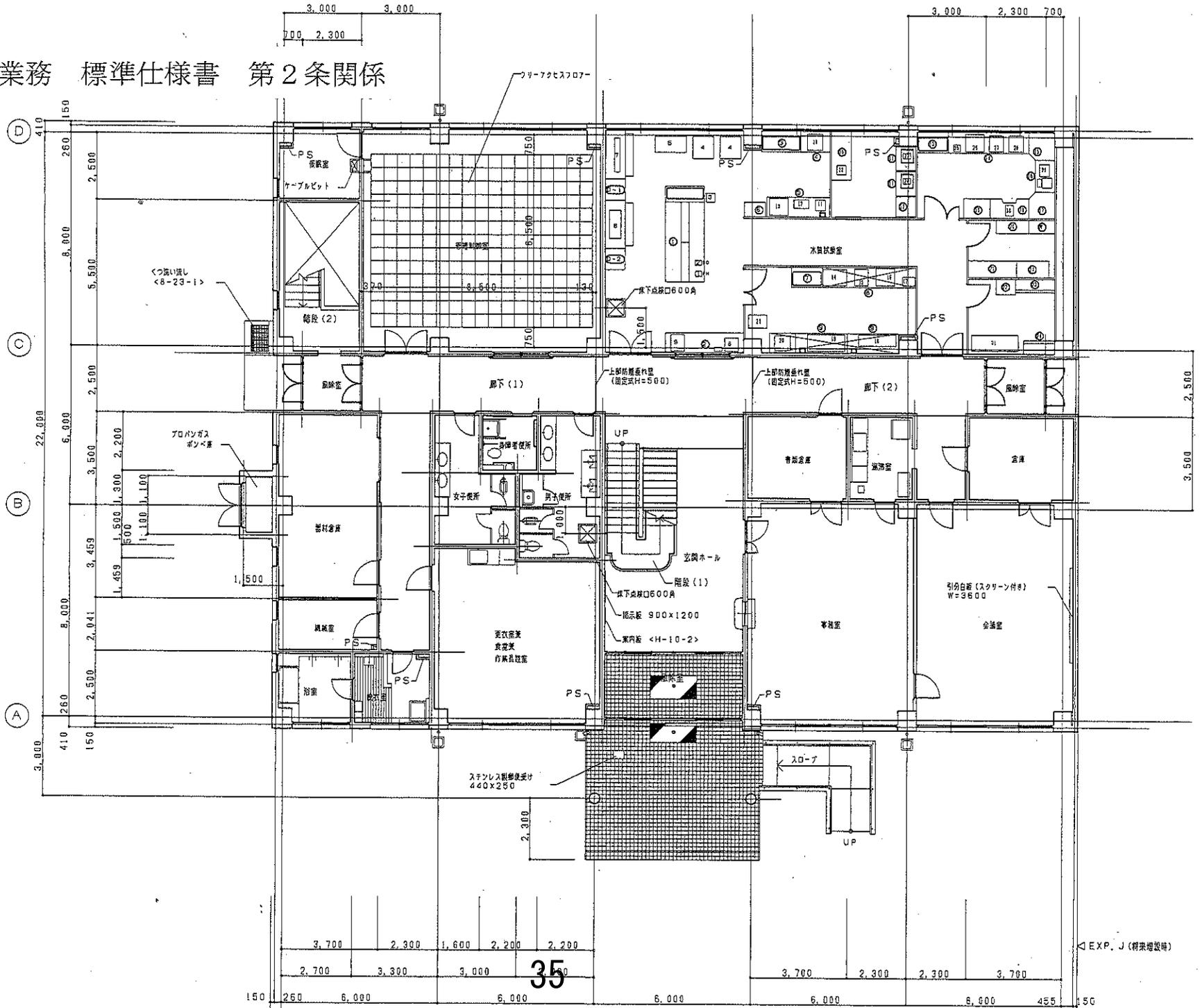
第5条 その他

この標準仕様書に定める事項についての疑義、又は、この標準仕様書に定めのない事項については、甲と乙協議の上、決定する。



別図

管理運營業務 標準仕様書 第2条関係



EXP. J (将来増設時)

35

別表1(管理運営業務 標準仕様書第3条第5項関係)
(保守・点検計画表) **赤字:新規記載、修正箇所**

(●実施 ○印実施予定)

点検項目	点検頻度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	第3者委託の実績	備考
1 幹線流量計保守点検		2年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	全4基、1/2ずつ2基、毎年実施
2 マンホールポンプ保守点検 (板野マンホールポンプ)	ポンプ引き上げ	2年	-	●	-	●	-	●	-	●	-	○	-	○	委託	
	その他	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
	高圧盤保守点検	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	
3 中央監視制御装置等保守点検	中央制御装置	毎年														
	電気計装設備	3年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	1/3ずつ毎年実施
	受配電設備・無停電電源装置	毎年														
4 汚水揚水ポンプ保守点検	オイル交換	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	6ヶ月又は2,000時間毎
	オーバーホール	5年	2号機	1号機	3号機	-	2号機 3号機	-	-	-	1号機	3号機	2号機	-	委託	R2:2号機修繕 3号機電気ケーブル交換
5 自動除塵機保守点検	グリス交換	1~5年	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	直営	機能確認(通年) 絶縁抵抗(毎年) グリス交換(5年)
	オーバーホール	5年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	
6 水処理機械設備保守点検	水中攪拌機(1~1基)オーバーホール	4年	-	●	-	-	●	-	-	-	-	3台	-	-	委託	
	"(1~2基)オーバーホール	4年	-	-	-	-	-	-	嫌気	-	2台	-	-	3台	委託	
7 送風機保守点検	オイル交換、グリス補給	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
	オーバーホール	10年	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	委託	動作確認のみ
	放風弁(電油操作器)	10年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	
8 空気弁保守点検	風量調整弁	2年	-	●	-	●	-	●	-	●	-	-	-	○	直営	オイル交換2年ごと
	風量調整弁	5年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	
9 水処理機械設備保守点検	汚泥掻き機	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
	スクラムスキマ 散気装置	通年	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	直営	
	DO計	通年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	(今回指定管理期間予定なし)
	各種ポンプ	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
	流入可動堰	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
10 全室薬・全りん計	周期点検	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	周期毎の部品交換等(H26より)
11 水質自動測定サンプリング保守	オイル交換	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
12 紫外線消毒設備保守点検	洗浄装置駆動ユニット	6年	-	-	●	-	-	-	-	○	-	-	-	-	直営	消耗部品交換含む
	オイル交換	2年	-	●	-	●	-	●	-	●	-	○	-	○	直営	オイル交換2年ごと
	ランプ交換	都度	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	都度交換
13 汚泥脱水設備保守点検	フロキュレーター点検清掃等															
	スクレーパ点検・調整															
	溶解水供給ポンプ	都度	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
	汚泥貯留タンク攪拌機															
	脱水ケーキホッパー															
	オーバーホール		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	
14 汚泥移送保守点検	各種引抜弁	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	機能確認のみ
15 脱臭設備保守点検	脱臭設備	通年	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	直営	土壌脱臭設備 活性炭吸着棟
	土壌脱臭設備	10年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	(今回指定管理期間予定なし)
	活性炭吸着棟	10年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	(今回指定管理期間予定なし)
16 海水取水ポンプ保守点検	オイル交換	2年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	9,000時間又は2年毎、年1基ずつ実施
	オーバーホール	5年	-	-	2号機	-	2号機更新	-	-	1号機	-	2号機	-	3号機	委託	常時2基で運転
17 水質検査用機器保守点検		通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
18 非常用自家発電設備保守点検	本体	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	漏洩検査
	地下タンク	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	漏洩検査
	地下タンク	3年	-	●	-	-	●	-	●	-	-	○	-	-	委託	漏洩検査(精密)
	非常用自家発電装置	10年	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	委託	蓄電池交換
	非常用自家発電装置	9年	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	委託	精密点検
19 高・低圧盤保守点検	管理棟	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	毎月
	水処理棟															
	水処理電気室															
	送風機棟															
	第一ポンプ棟															
	用水・消毒棟															
	放流渠															
非常用自家発電装置																
20 受電装置保守点検		10年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	委託	
21 太陽光発電設備保守点検		通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	
22 消防用設備保守点検		1年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	
23 建築機械設備保守点検	各空調機械	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	機能確認のみ
24 クレーン設備保守点検	各種	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	グリス補給
25 自動ドア保守点検	正面玄関	通年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	機能確認のみ
26 非常放送設備保守点検		毎年	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	直営	機能確認のみ
		毎年	-	-	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	委託	消防法による点検

〔別表〕

(平成3年4月23日事務連絡別表, 平成15年6月19日改正)

1. 土木建築・付帯設備

大分類	中分類	小分類	年数(注)					
管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50					
		金属造	35(25)					
	仕上	内装	床 壁 天井	15 (10)				
		外装(壁)	屋根仕上げ 塗装					
		防水	屋根防水 水槽防水		10			
			建具			サッシ ドア シャッター オーバースライダ パーテーション	18	
	金属物	笠木 手摺 EXP, 金物 梯子 トラップ ルーフトレン 階段 鉄蓋(車道部) 鉄蓋(その他)		18 15 30				
		除砂施設			躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造		50
					仕様	金属造		35(25)
					揚水施設	躯体		鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造
		仕様	金属造			35(25)		
		共通施設	付帯設備			内部防食 手摺 グレーチング 簡易覆蓋	10 18	
					雨水調整池・滯水池	躯体	鉄筋コンクリート	50
						汚水調整池	躯体	鉄筋コンクリート
	沈殿施設			躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造		50	
		仕様	金属造		35(25)			
		反応タンク施設	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50			
				仕様	金属造	35(25)		
		消毒施設	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50			
				仕様	金属造	35(25)		
場内管きよ設備	躯体	鉄筋コンクリート又は鉄筋鉄骨コンクリート造	50					
		仕様	金属造	35(25)				
共通施設	付帯設備	内部防食 手摺	10 18					

大分類	中分類	小分類	年数(注)					
水処理施設	共通施設	付帯設備	グレーチング 簡易覆蓋	18				
		躯体	濃縮タンク 消化タンク 貯留タンク 洗浄タンク		45			
汚泥処理施設	共通施設	付帯設備	内部防食 手摺 グレーチング 簡易覆蓋	10 18				
			場内整備	場内道路	舗装 鉄筋コンクリート コンクリート製品	10 15 15		
					場内施設	門・閉 障	鉄筋コンクリート 石 金属	30 35 10
							場内施設	倉庫・材 置場
場内施設	擁壁・堤防 排水施設 外灯	50 25						
		樋門施設 管路施設	躯体 管きよ (マンホール間)	鉄筋コンクリート 遠心力鉄筋コンクリート 陶 硬質塩化ビニル FRPM 鋳鉄 ダクタイル鋳鉄 鋼 コンクリート レジンコンクリート コンクリート 硬質塩化ビニル 硬質塩化ビニル 陶 遠心力鉄筋コンクリート 本体(コンクリート製) 本体(硬質塩化ビニル製) 本体(レジンコンクリート製) 鉄蓋(車道部) 鉄蓋(その他)	50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50			
共通	内部防食				10			
					管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	給排水・衛生・ ガス設備	揚水ポンプ 電気温水器 給湯ボイラ 衛生器具 ガス設備 ガス給湯器 床排水ポンプ 給水管・水栓・排水管・ガス管 受水槽・高架水槽	15 40[15]
空調・換気設備	温水ボイラ 温風暖房器 ダクト チラーユニット						15	

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	空調・換気設備	冷凍機	15
		ファンコイル	
		熱交換器	
		オイルポンプ	
		燃料タンク	
		膨張タンク	
		エアコン(含パッケージエアコン)	
		冷却・循環ポンプ	
		クーリングタワー	
		ファン	
	エアカーテン		
	電気設備	電灯分電盤	15
		照明器具	
		アンプ	15 (10)
		スピーカ	
交換機			

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
管理棟 〔処理場内の建物及び場外のポンプ場等は、すべて管理棟に準ずる。〕	電気設備	電話器類	15 (10)	
		避雷針		
		接地端子類	15	
		動力制御盤		
		配線・配管類・配管器具		
	消火災害防止設備	受信機	8	
		感知器		
		スプリンクラ		
		防犯受信機		
		進入検知機		
		特殊消火装置		
		防火扉		18
		配線・配管類・配管器具		15
	昇降機 可動間仕切り	エレベータ	17	
		アコーデオンカーテン スライディングドア	15	

注) [] 内は金属製及び合成樹脂製
() の数値は、処理施設上屋の場合

2. 機械設備

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	15
		自動除塵機	
		破碎機	
		ベルトコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		スクリュウコンベヤ	
		スキップホイスト	
		貯留装置	
		スクリーンかす洗浄機	
		スクリーンかす脱水機	
	汚水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	15
		沈砂洗浄機	
		スクリュウコンベヤ	
		流水トラフ	
		トラフコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		スキップホイスト	
		揚砂ポンプ	
		噴射式揚砂機	
	雨水沈砂設備	沈砂かき揚げ機	20
		沈砂洗浄機	
		スクリュウコンベヤ	
		流水トラフ	
		トラフコンベヤ	
		フライトコンベヤ	
		ベルトコンベヤ	
		スキップホイスト	
		揚砂ポンプ	
		噴射式揚砂機	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	ポンプ本体(※グライ ンダーポンプを含む)	15
		電動機	
		減速機	
		抵抗器・制御器	
		吐出弁	

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
ポンプ設備	汚水ポンプ設備	逆止弁	15	
		真空ポンプ		
		貯留タンク		
		真空弁		
		雨水ポンプ設備	水中攪拌機	10
			ポンプ本体	20
			電動機	
			減速機	
			抵抗器・制御器	
			吐出弁	
	逆止弁			
	雨水滞水池 ・調整池	雨水滞水池・ 調整池設備	ディーゼル機関	15
			ガスタービン	
			空気圧縮機	
			燃料ポンプ	
			燃料タンク	
			真空ポンプ	
			消音器	
			冷却器	
			排水ポンプ車(車両本体)	
排水ポンプ車(車載設備)			10	
雨水滞水池 ・調整池	雨水滞水池・ 調整池設備	ポンプ本体	20	
		電動機		
		吐出弁		
汚水調整池 設備	汚水調整池 設備	汚泥かき寄せ機	15	
		ポンプ本体		
		電動機		
		吐出弁		
水処理設備	最初沈殿池 設備	汚泥かき寄せ機	15	
		スカム除去装置		
		スカム分離機		
		スカム移送ポンプ		
	反応タンク設備	反応タンク設備	汚泥ポンプ	20
			送風機本体	
			電動機	
水処理設備	反応タンク設備	抵抗器・制御器等	15	
		吐出弁		
		逆止弁		

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
水処理設備	反応タンク設備	潤滑油装置	15	
		冷却水ポンプ		
		冷却塔		
		乾式フィルタ		
		湿式フィルタ		
		機械式エアレーション装置		
		水中攪拌機		
		膜ユニット		
		回転円板		
		散水機		
		汚泥ポンプ		
		上澄水排出装置		
		酸素発生装置		
	散気装置	10		
	膜カートリッジ			
	最終沈殿池設備			
	最終沈殿池設備	汚泥かき寄せ機	15	
		スカム除去装置		
		スカム分離機		
		スカム移送ポンプ		
		返送汚泥ポンプ		
		余剰汚泥ポンプ		
	消毒設備	薬品貯留タンク	10	
		薬品注入機		
		塩素ガス中和装置		
		紫外線滅菌装置		
		オゾン発生装置		
排オゾン処理装置				
用水設備	反応タンク(鋼板製)	20		
	マイクロストレーナ			
	自動洗浄ストレーナ			
	ろ過機			
放流ポンプ設備	ポンプ本体	15		
	電動機			
	減速機			
	抵抗器・制御器			
	吐出弁			
	逆止弁			
高度処理設備 (水処理設備に準じる。)	反応タンク設備	薬品ポンプ	15	
		薬品タンク		
	凝集沈殿設備	攪拌装置	15	
		薬品ポンプ		
	急速ろ過設備	薬品タンク	15	
		ろ過機		
	活性炭設備	ポンプ	15	
		流入スクリーン		
		活性炭吸着塔		
		再生炉		
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	汚泥ポンプ	15	
		自動除塵機		
		破碎機		
		スクリーコンベヤ		
		貯留装置		
		スクリーンかす洗浄機		
		スクリーンかす脱水機		
		汚泥攪拌機		10
		洗浄水ポンプ		15
		洗浄水タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)		50

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
汚泥処理設備	汚泥輸送・前処理設備	洗浄水タンク(鋼板製)	35	
		計測ビット(鋼板製)		
		汚泥等受入タンク(鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造)	50	
		汚泥等受入タンク(鋼板製)	35	
		汚泥計量分配槽(鋼板製)		
		汚泥濃縮設備	汚泥かき寄せ機	15
	汚泥ポンプ			
	浮上濃縮タンク(鋼板製)			
	汚泥かきとり機			
	加圧タンク			
	空気圧縮機			
	加圧ポンプ			
	汚泥消化タンク設備	センタードーム	10	
		ガス攪拌装置		
		機械攪拌機	15	
		汚泥ポンプ		
		脱硫装置	10	
		余剰ガス燃焼装置		
		燃料タンク	15	
		燃料ポンプ		
	汚泥洗浄タンク設備	ガスホルダ	8	
		蒸気ボイラ		
		温水ボイラ		
		熱交換器		
	汚泥洗浄タンク設備	汚泥かき寄せ機	15	
		洗浄ポンプ		
		汚泥ポンプ		
	汚泥貯留設備	水中攪拌機	10	
		機械式攪拌機	15	
		空気攪拌装置		
		汚泥ポンプ		
	調質設備	消石灰注入装置	15	
		無機凝集剤注入装置		
有機凝集剤注入装置				
凝集混和タンク				
造粒調質装置				
熱処理設備	蒸気ボイラ	8		
	熱交換機			
	反応器			
	汚泥ポンプ			
	破碎機		15	
	熱濃かき寄せ機			
汚泥脱水設備	加圧タンク	15		
	汚泥脱水機			
	汚泥供給ポンプ			
	真空ポンプ			
	空気圧縮機			
	フライトコンベヤ			
	ベルトコンベヤ			
	脱水汚泥移送ポンプ			
	貯留装置			
	移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車両本体)		7	
	移動脱水車(脱水乾燥車を含む:車載機器)		10	
	汚泥乾燥設備		汚泥乾燥機	8
			蒸気ボイラ	
			温水ボイラ	
熱風発生炉				
		スクラバ		

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
汚泥処理設備	汚泥乾燥設備	熱交換器	8
		サイクロン	10
		バグフィルタ	
		排煙処理塔	
	汚泥焼却・溶融設備	脱水汚泥貯留装置	10
		脱水汚泥移送ポンプ	
		焼却炉	
		溶融炉	
		送風機	
		燃料供給装置	
		補助燃焼装置	
		熱交換器	
		廃熱ボイラー	
		脱硝装置	
		排煙処理塔	
		乾式電気集塵機	
		湿式電気集塵機	
		バグフィルタ	
		サイクロン	
		灰搬出機	
		バケットコンベヤ	
	フライトコンベヤ		
	スクリュウコンベヤ		
	灰ホッパ		
	スラグ生成装置		
	煙道		
	空気圧縮機		
	建設資材利用設備	貯留装置	10
		プレス機	
		焼成機	
		梱包装置	
	コンポスト設備	切板機	10
		送風機	
乾燥機			
発酵槽(鋼板製)			
振動機			

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
汚泥処理設備	コンポスト設備	袋詰機	10
		定量供給機	
		コンベヤ	
		貯留装置	
※次表は全てのの中分類に該当する設備, 機器(装置)を示す。			
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	15 [25]
		流出ゲート	
		バイパスゲート	
		連絡ゲート	
		可動堰	
	クレーン類物あげ設備	クレーン類物あげ装置	20
		配管類	15 [30]
	送気		
	給水		
	送泥		
	排水		
	脱臭設備	仕切弁	10
		電動弁	
		空気作動弁	
		薬液酸化装置	
		オゾン酸化装置	
	ポンプ類	床排水ポンプ	10
煙突		35 (15)	
焼却・溶融炉用			
ボイラー用			
重量計	焼成用	10	
	エンジン用		
	トラックスケール		

注) [] 内は鋳鉄製 < > 内は金属製

3. 電気設備

大分類	中分類	小分類	年数 (注)		
電気計装設備	特高受変電設備	断路器	20		
		遮断器			
		変流器			
		避雷器			
		変圧器			
		接地開閉器			
		計器用変圧器			
		保護継電器盤			
		断路器盤			
		遮断器盤			
		コンデンサ盤			
		受変電設備		断路器盤	20
				遮断器盤	
	変圧器盤				
	コンデンサ盤				
	変流器盤				
	計器用変圧器盤				
	自家発電設備	計器用変圧器盤	15		
		柱上開閉器	10		
	高調波抑制装置	10			
	自家発電設備	発電機	15		

大分類	中分類	小分類	年数 (注)
電気計装設備	自家発電設備	原動機	15
		発電機盤	
		同期盤	
		自動始動盤	
		補機盤	
		ダミー切換盤	
		冷却水ポンプ	
		冷却塔	
		給気ファン	
		排気ファン	
		ダミーロード	
		消音器	
		空気圧縮機	
	燃料ポンプ		
	燃料タンク		
	制御電源及び計装用電源設備	蓄電池盤	10
		充電器盤	
		インバータ盤	
		鉛蓄電池(長寿命型)	
鉛蓄電池		7	
汎用ミニUPS			

大分類	中分類	小分類	年数 (注)	大分類	中分類	小分類	年数 (注)	
電気計装 設備	負荷設備	高圧コンビネーションスタータ	15	電気計装 設備	監視制御設備	プロセスコントローラ	10	
		コントロールセンタ				シーケンスコントローラ		
		動力制御盤				15	現場盤	10
		回転数制御装置					補助リレー盤	
	計測設備 (運転制御に必要な機器)	流量計	計装計器盤					
		レベル計	監視盤					
		質量計	操作盤					
		温度計	CRT 操作卓					
		pH 計	監視コントローラ					
		ORP 計	データロギングコントローラ					
		DO 計	テレメータ・テレコントロール装置					
		濁度計	ITV 装置					
		濃度計	通信装置					
		MLSS 計	パソコン応用装置			7		
		SV 計	ケーブル・ 配管類			動力線	15	
		界面計				制御線		
		水分計				計装線		
		塩素濃度計				ラック		
		COD 水質分析機器				ダクト		
	全窒素水質分析機器	電線管						
	全りん水質分析機器	通信線(光ケーブル)						
	全りん水質分析機器							
	排ガス分析計							
雨量計								
雨量レーダー								

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第14条の規定に基づく処分制限期間

補助金等名	処分を制限する財産の名称等			処分制限 期間(年)		
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等			
下水道事業 費補助	建物	管理棟(通常的环境)	鉄骨鉄筋コンクリート 金属造	50		
		建物付属設備	電気設備(照明設備を含む) 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房, 暖房, 通風又はボイラー設備 昇降機設備 エレベーター エスカレーター 消火, 排煙又は災害報知設備及び 格納式避難設備 前掲以外	20 10 15 15 17 15 8 15 10		
	揚水施設 除砂施設 沈澱施設 水処理施設 汚泥処理施設 管路施設	揚水施設	揚水施設	主として金属製のもの その他のもの	20	
		除砂施設	除砂施設		20	
		沈澱施設	沈澱施設		20	
		水処理施設	水処理施設		20	
		汚泥処理施設	汚泥処理施設		20	
		管路施設	管 渠 枺 取り付け管 マンホール 軀 体 蓋		20 15 20 20 20 20 7 15 20	
		調整池・滞水池 機械及び装置	沈砂池設備	沈砂池設備		7
			スクリーンかす設備	スクリーンかす設備		7
			沈砂設備	沈砂設備		7
			ゲート設備	ゲート設備		7

補助金等名	処分を制限する財産の名称等			処分制限 期間(年)
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等	
下水道事業 費補助	機械及び装置	ポンプ設備		
		汚水ポンプ設備		7
		雨水ポンプ設備		7
		調整池・滞水池設備		7
		水処理設備		
		最初沈澱池設備		7
		反応タンク設備		7
		最終沈澱池設備		7
		消毒設備		7
		用水設備		7
		高度処理設備		7
		汚泥処理設備		
		汚泥輸送・前処理設備		7
		汚泥濃縮設備		7
		汚泥消化タンク設備		7
		汚泥洗浄タンク設備		7
		汚泥貯留設備		7
		調質設備		7
		熱処理設備		7
		汚泥脱水設備		7
		汚泥乾燥設備		7
		汚泥焼却・熔融設備		7
		建設資材利用設備		7
		コンポスト設備		7
		付帯設備		
		煙突		15
		ゲート・クレーン設備		7
	配管類		7	
	脱臭設備		7	
	電気計装設備	特高受変電設備		7
		受変電設備		7
		自家発電設備		7
		制御電源及び計装電源設備		7
負荷設備			7	
計装設備			7	
監視制御設備			7	
車両及び運搬	ケーブル配管類		7	
	汚泥脱水車, ポンプ車		5	

旧吉野川流域下水道 水質管理運営業務仕様書

I 標準仕様書

1 目的

本標準仕様書は、旧吉野川流域下水道における水質等管理運営業務（以下「業務」という。）の細目を定めるものである。

2 対象施設

業務の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 旧吉野川浄化センター水処理施設
- (2) 管路施設（悪質下水の流入等により検査が必要な場合：幹線流量計等の設備が設置されている部分に限る）
- (3) 旧吉野川浄化センター汚泥処理施設

3 実務経験を有する者等の配置

指定管理者は、業務を実施するために、関連する資格を有するか、もしくは類似施設（対象施設と同等の水処理方式及び汚泥処理方式の下水道施設）における実務経験を有し、下水処理から危機管理に至るまで適切な指示が可能な水質専門技術者を浄化センターに適正に配置しなければならない。

4 業務の内容

水処理施設・汚泥処理施設等の運転管理上必要な試験検査等全般とする。

- (1) 水処理施設運転管理上必要な検査等の実施
 - ア 試料の採取
 - イ 水質及び汚泥等の検査
 - ウ 検査結果の整理、管理及び報告書等の作成
- (2) 検査用試薬等の保管・管理
- (3) 廃液の保管・管理
- (4) その他水質管理上必要な業務
- (5) 以上の業務において必要な帳簿類を備えること

5 日最大処理能力及び計画流入水質

浄化センターの日最大処理能力及び計画流入水質を以下に示す。この値を超過したときには、放流水の水質に十分留意しながら水処理を行う。

- (1) 日最大処理能力 11,800m³/日
- (2) 計画流入水質

ア 生物化学的酸素要求量（BOD）	178mg/l
イ 浮遊物質（SS）	153mg/l

6 放流水の水質等の管理基準

指定管理者は、浄化センターの放流水の水質等の管理において、以下の基準を遵守しなければならない

(1) 放流水の水質

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ア 下水道法施行令第6条に定める基準（日平均の上限値） | |
| PH | 5.8～8.6 |
| BOD | 15mg/l |
| T-N | 20mg/l |
| T-P | 1.9mg/l |
| SS | 40mg/l |
| 大腸菌群数 | 3000個/cm ³ 以下 |

イ 紀伊水道西部水域流域別下水道整備総合計画における総量規制にかかる水質基準（年間の平均値の上限）

T-N	15 mg / l
T-P	1.0 mg / l
BOD	15 mg / l
COD	15 mg / l

ウ 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

別表第1及び別表第2に定める基準

エ ダイオキシン類対策特別措置法に定める基準

(2) 汚泥性状

ア 脱水汚泥含水率85%以下

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に基づく金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第1に定める基準

7 管理目標値の設定

指定管理者は、次に掲げる項目について、浄化センターの日常運転管理目標とする値（以下「管理目標値」という。）を自ら定めるとともに、特に理由のない限り、浄化センターにおいて、管理目標値を維持するよう運転管理しなければならない。

(1) 放流水の水質

ア 生物化学的酸素要求量（BOD）

イ 化学的酸素要求量（COD）

ウ 浮遊物質（SS）

エ 大腸菌群数

オ PH

カ 総窒素（T-N）

キ 総リン（T-P）

(2) 汚泥性状

脱水汚泥含水率

8 放流水が管理目標値または管理基準値を満足しない場合の対応

指定管理者は放流水が管理目標値を満足していないことを把握した場合、(1)から(4)に定める措置をとることとする。また、管理基準値を満足していないことを把握した場合も同様の措置をとるものとし、さらに原因が指定管理者の運転操作等の過誤その他指定管理者の責めに帰すべき理由による場合には、協議の上指定管理料を減額するものとする。

なお、放流水が管理目標値または管理基準値を超過する恐れがある場合には、(1)及び(2)に定める措置をとることとする。

(1) 管理目標値又は管理基準値超過の旨を県に速やかに報告する。

(2) 管理目標値又は管理基準値超過に至った原因究明を行う。

(3) 速やかに改善措置を行う。

(4) 講じた改善措置を県に提出する。

9 水質等検査年間業務実施計画の策定

(1) 指定管理者は、次に掲げる項目に係る検査について年間業務実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならない。

ア 流入水

イ 放流水

ウ 汚泥

エ その他汚水処理施設運転管理上必要な検査

(2) 実施計画は、「旧吉野川流域下水道水質等試験実施計画基本方針」（以下「基本方針」という。）を満たすものでなければならない。

10 水質等検査結果の報告

(1) 指定管理者は、県に対し、水質及び汚泥の検査結果を確定後速やかに、別紙様式等により書面及び電子媒体で報告するものとする。

(2) 指定管理者は、水質等検査結果が通常時と異なる場合及び異常値と考えられる場合、基本方針第6項に規定する所定の措置を行うこと。

11 異常時の対応

過去のデータから汚水処理や汚泥処理等に著しく支障を来すと考えられる次の各号に掲げる事態が発生したとき、又はその恐れがあるときには、県と協議しながら随時必要な検査を行う等適切な措置を講じ、その内容等を県に報告すること。

- (1) 流入水の水量、水質が通常時と異なる等異常事態が発生した場合
- (2) 水処理施設又は汚泥処理施設の故障、異常又は漏水等
- (3) 災害、事故等
- (4) その他の異常事態

12 水質、汚泥等成分分析機器について

- (1) 処理場において県が所有する水質・汚泥分析機器については、参考資料⑥（備品・重要物品等一覧表）のとおり。
- (2) 指定管理者は、水質検査等に必要な分析機器を無償で使用できるが、処理場外へ持ち出しはしないこと。
- (3) 指定期間中における機能保持のための保守点検、修繕等は指定管理者の責任と負担により行うこと。
- (4) 指定期間終了後には指定開始時の機能が保持されていることを、両者立会いの上確認し、県に返却すること。この際に不具合が確認された場合には、指定管理者の責任において点検修繕した上で返却すること。

13 その他

本標準仕様書に定める事項についての疑義又は本標準仕様書に定めのない事項については、県と指定管理者が協議の上、決定する。

II 旧吉野川流域下水道水質等試験実施計画基本方針

1 目的

水質等試験は、下水道終末処理場（以下「終末処理場」という。）の放流水が下水道法第8条に定める放流水の水質の基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であると共に、汚水処理施設及び汚泥処理施設が正常に機能しているかどうかの判断材料であり、終末処理場の水質・汚泥管理において、中核をなすものである。

この基本方針は、本県流域下水道における水質等試験の基本的実施内容を定めることにより、流域下水道管理運営業務の適的な執行に資することを目的とする。

2 基本方針の運用

指定管理者は、この基本方針に基づき、水質等試験年間業務実施計画を定めるものとする。

3 測定結果の精度と信頼性保証体制

指定管理者は、分析機器及び分析法毎に標準操作手順書を整備するなどし、測定結果の精度及び信頼性の保証に努めるものとする。

4 定期水質等試験項目及び試験頻度

定期水質等試験は終末処理場における汚水処理施設及び汚泥処理施設が正常に機能していることを確認するための試験である。

(1) 水質

別表－1による。

① 日常試験

処理場の日常の運転のために行う試験

② 中試験

処理場の日常の運転のため、日常試験に加えてより細かく行う試験

③ 精密試験

流入水や放流水の総合的な水質を把握するための試験

④ 通日試験

終末処理場に特有の流入特性、処理特性等を把握するため、24時間にわたり行う試験

⑤ 法定試験

毎月2回実施することとし、試験結果について計量証明書を発効するものとする。

(2) 汚泥等

別表－2による。

なお、汚泥を産業廃棄物として処分委託する際に必要なデータを得るため、汚泥成分分析を毎年1回実施することとし、結果について計量証明書を発行するものとする。

5 放流先公共用水域調査

下水道整備の進捗に伴う水質改善状況、放流水が公共用水域に与える水質影響等を把握するため、別添の水質調査要領に基づき水質調査を行うものとする。

6 臨時水質等試験

以下に示すような場合で、終末処理場の放流水質や汚泥性状が管理目標値を著しく超過する恐れ若しくは基準値を超過する恐れがあるときは、指定管理者は、直ちに必要な臨時水質等試験を実施するとともに、県に報告するものとする。

(1) 定期水質等試験結果から、異常事態が発生することが明らかなき、又は恐れがあるとき。

(2) 流入水の水質、水量が著しく変動し、処理水質も著しく悪化する恐れがあるとき。

(3) 処理施設に故障が発生し、処理工程に影響が及ぶ可能性があるとき。

(4) その他、特に必要と認めるとき。

水質試験項目及び採取箇所

運転管理等に係る水質管理計画

	流入下水				嫌気槽 混合水				無酸素槽 混合水				好気槽 混合水				処理水 (UV後)				放流水 (海混後)				取水海水				備 考
	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	
気温	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
水温	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
外観	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
臭気	○	○	○	○												○	○	○	○										
透視度	○	○	○	○												○	○	○	○										
pH	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
SS		○	○	○													○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	
DO													○	○	○	○													
ORP					○	○	○	○																					
BOD			○	○														○	○										
COD		○	○	○												○	○	○	○										
T-N			○	○										○	○	○	○												
NH4-N		○	○	○										○	○	○		○	○	○									
N02-N			○	○											○	○		○	○										
N03-N		○	○	○										○	○	○		○	○	○									
T-P			○	○			○	○							○	○	○	○											
P04-P			○	○			○	○									○	○											
沃素消費量		○	○	○																									
塩分																			○	○	○	○		○	○	○	○		
大腸菌			○															○								○			
SV												○	○	○															
SVI												○	○	○															
MLSS												○	○	○	○														
返送汚泥濃度												○	○	○	○														
アルカリ度			○				○							○			○											月 1 回	
生物観察						○	○					○	○																

日：日常試験（日1回） 中：中試験（週1回） 精：精密試験（月2回） 通：通日試験（年1～2回）

処理水のCOD、T-N、T-Pは、連続測定器のメンテナンスを含む
 反応槽のDO及びMLSS、嫌気槽のORP、返送汚泥濃度については、連続測定器のメンテナンスを含む

別表－ 2

汚泥試験項目及び採取箇所

運転管理等に係る水質管理計画

	余剰汚泥			薬液注入 タンク			脱水汚泥			脱水濾液										
	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通	日	中	精	通
気温	○	○	○																	
水温・泥温	○	○	○						○	○	○		○	○	○					
外観	○	○	○						○	○	○		○	○	○					
臭気	○	○	○						○	○	○		○	○	○					
pH	○	○	○										○	○	○					
蒸発残留物		○	○				○							○	○					
含水率									○	○	○									
T-P													○	○						

日：日常試験（日1回）

中：中試験（週1回）

精：精密試験（月2回）

(水質調査要領)

①水質調査（周辺海域）別添図－1

調査項目	調査時期・頻度	調査位置	調査方法
(現地での観察) 透明度、赤潮、 水色、油膜 ----- (採水分析) 水温、塩分、浮遊 物質、水素イオン 濃度、溶存酸素量、 化学的酸素要求 量、全窒素、全磷、 大腸菌群数、比重	4回／年	10地点 採水分析 (3層：海面下0.5m、水 深の1/2、海底面上2m) 赤潮、水色、油膜につ いては表層のみ (図－1のとおり)	目視による観察 ----- バンドーン採水器による採水及び分析 (分析方法は別表－3に示す)

別表－3 水質分析方法

調査項目		分析方法
採水分析	水温	JIS K 0102 7.2(水銀棒状温度計)
	塩分	海洋観測指針1999 5.3
	比重	海洋観測指針1990 12.3 (海水用比重計)
	浮遊物質 (SS)	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表9
	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1
	溶存酸素量 (DO)	JIS K 0102 32.1
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17
	全窒素 (T-N)	JIS K 0102 45.4
	全磷 (T-P)	JIS K 0102 46.3
	大腸菌群数	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 付表2 備考4

注)「水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)」に準拠する。

②水質調査（周辺海域 機器測定）

調査項目	調査時期・頻度	調査位置	調査方法
(現地での観察) 透明度、赤潮、 水色、油膜 ----- (機器測定) 水温、塩分、 比重、水素イオン 濃度	4回／年	10地点 機器測定 (3層：海面下0.5 m、水深の1/2、海 底面上2m) 赤潮、水色、油膜 については表層の み (図－2のとおり)	目視による観察 ----- 水質計による機器測定

(連続調査)

別添図-2に示す位置において、計測機器により1時間ごとの水温及び塩分を測定する。

観測水深は海面から-0.5m~-1.0mの間とし、毎月1回データの収集・点検・清掃を行うものとする。

なお、波浪等で紛失しないよう、計測機器は鉄ブイ等に堅固に固定し、鉄ブイは安全対策用の灯浮標2基とともに、海底からアンカー及びチェーンで係留する。

(生物調査)

別添図-3に示す位置に置いて海生生物（周辺海域）調査の実施する。

調査項目		調査時期・頻度	調査位置	調査方法
海域	植物プランクトン (種類、細胞数)	2回/年 (秋、春)	5地点 (2層：海面下0.5m、水深の1/2) (図-3：●)	ハントーン採水器を用いて採水する。
	動物プランクトン (種類、個体数)		5地点 (図-3：●)	北原式定量ネットを用いて、海底面上1.0m～海面までの鉛直曳きを行う。
	魚卵・稚仔魚 (種類、個数あるいは個体数)		5地点 (図-3：●)	まるちネット(全面GG54)を用いて、約2ノットで10分間程度の傾斜曳きによる採集。
	幼稚魚(浅海域底層) (種類、個体数、湿重量)		3地点 (底層：海底面上) (図-3：●)	小型底曳き網により、試料を採集する。
	魚介類 (種類、個体数、湿重量)		2測線 (図-3：①、②)	底曳き網漁船により、底曳き網を用いて試験操業を実施する。
	潮間帯生物 (種類、個体数、湿重量)		3地点 (3層：塑望平均満潮面、平均水面付近、塑望平均干潮面) (図-3：■)	上層(塑望平均満潮面)、中層(平均水面付近)、下層(塑望平均干潮面)の3層において方形枠(50×50cm)をあて、枠内の生物を採集する。基点からメジャーに沿って50×50cmの方形枠を連続して当て、枠内の出現生物を目視により種類別に計測する。海中の写真及びビデオ撮影を行う。
砂浜	幼稚魚(砂浜破碎帯) (種類、個体数、湿重量)	2回/年 (秋、春)	1測線 (図-3：↔)	破碎帯ネット(大きさ：1m×5m、目合い1mm)を用いて水際を25m×4回曳網をして、稚仔魚を採集する。

※各調査項目の各地点(測線)の各層においては、調査時の水温及び塩分測定(機器測定)を実施する。

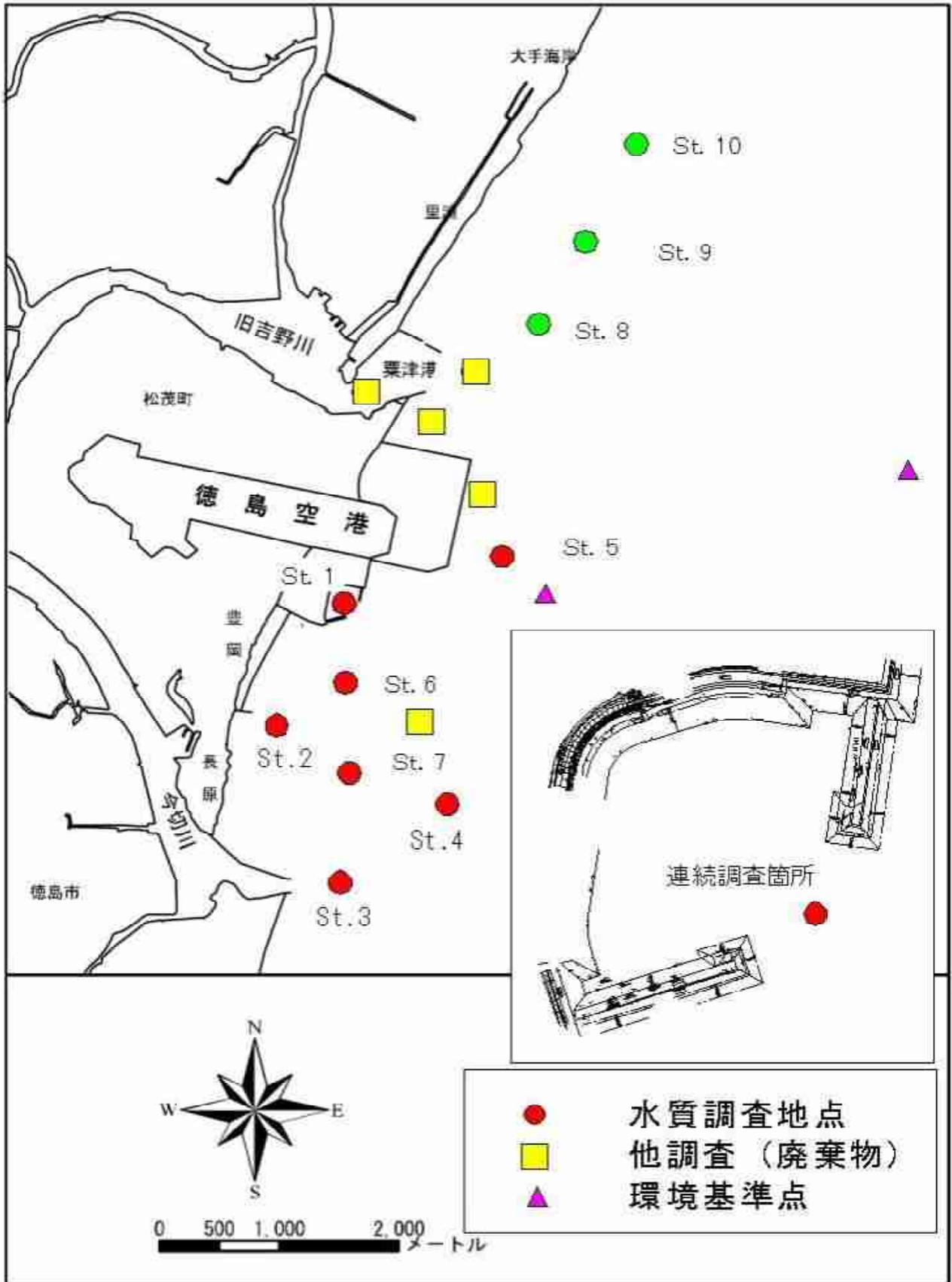


図-1 水質調査地点

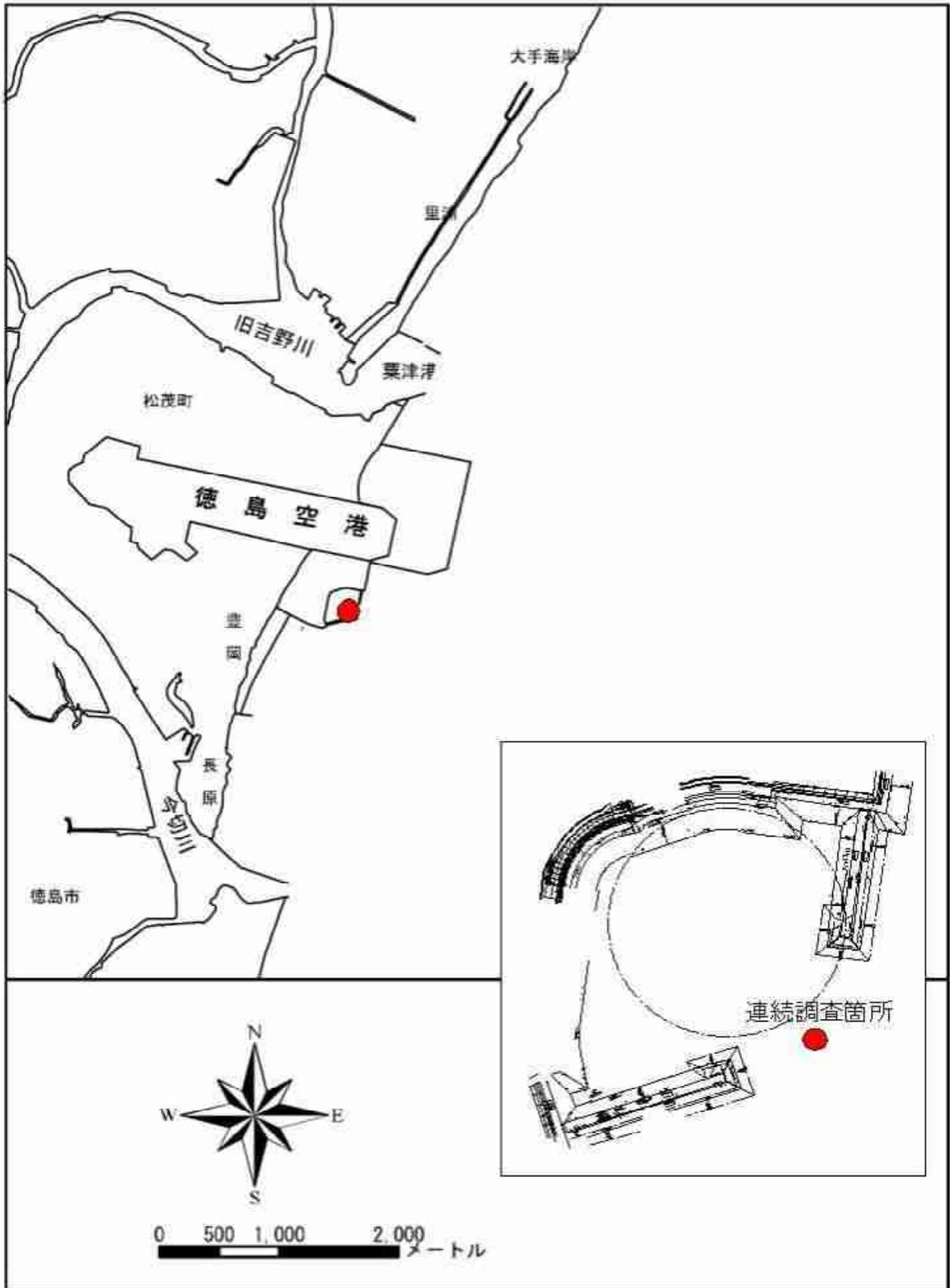


図-2 水温・塩分連続調査地点

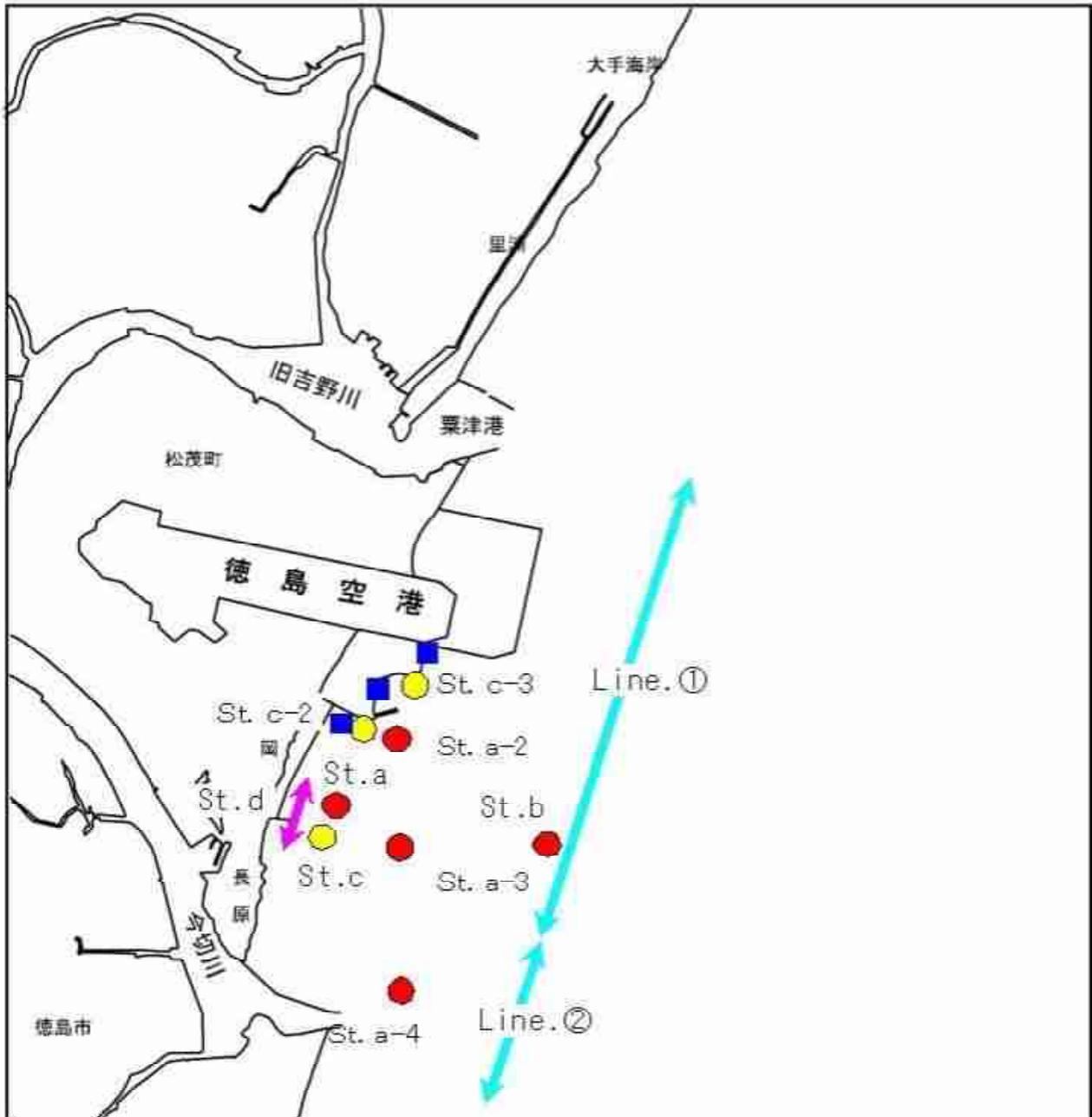


図-3 生物調査地点

施設配置図・概要図集

- 図 1 : 計画概要図
- 図 2 : 位置図
- 図 3 : 終末処理場詳細図
- 図 3 付表 : 施設一覧表
- 図 4 : 一般平面図
- 図 5 : 第 1 ポンプ設備フローシート
- 図 6 : 水処理設備機器フローシート
- 図 7 : 水処理設備配管フローシート
- 図 8 : 再利用水設備フローシート
- 図 9 : 初期脱水設備フローシート
- 図 10 : 送風機設備フローシート
- 図 11 : システム構成図 (初期)

<送風機棟図面 (汚泥処理設備関係) >

- 図 12 ~ 14 : 送風機棟平面図
- 図 15 ~ 16 : 送風機棟断面図

<非常用自家発電装置関係図面 >

- 図 17 : 一般平面図
- 図 18 ~ 20 : 送風機棟単線結線図
- 図 21 : システム構成図
- 図 22 : 自家発配管系統図・計装フロー
- 図 23 : 送風機棟 1 F 自家発室配置図
- 図 24 : 送風機棟 1 F 平面図
- 図 25 : 送風機棟 2 F 平面図
- 図 26 : 送風機棟断面図
- 図 27 : 管理棟 1 F 平面図

<施設一覧表 >

- 表 ① - 1 : 機械設備一覧表
- 表 ① - 2 : 電気設備一覧表

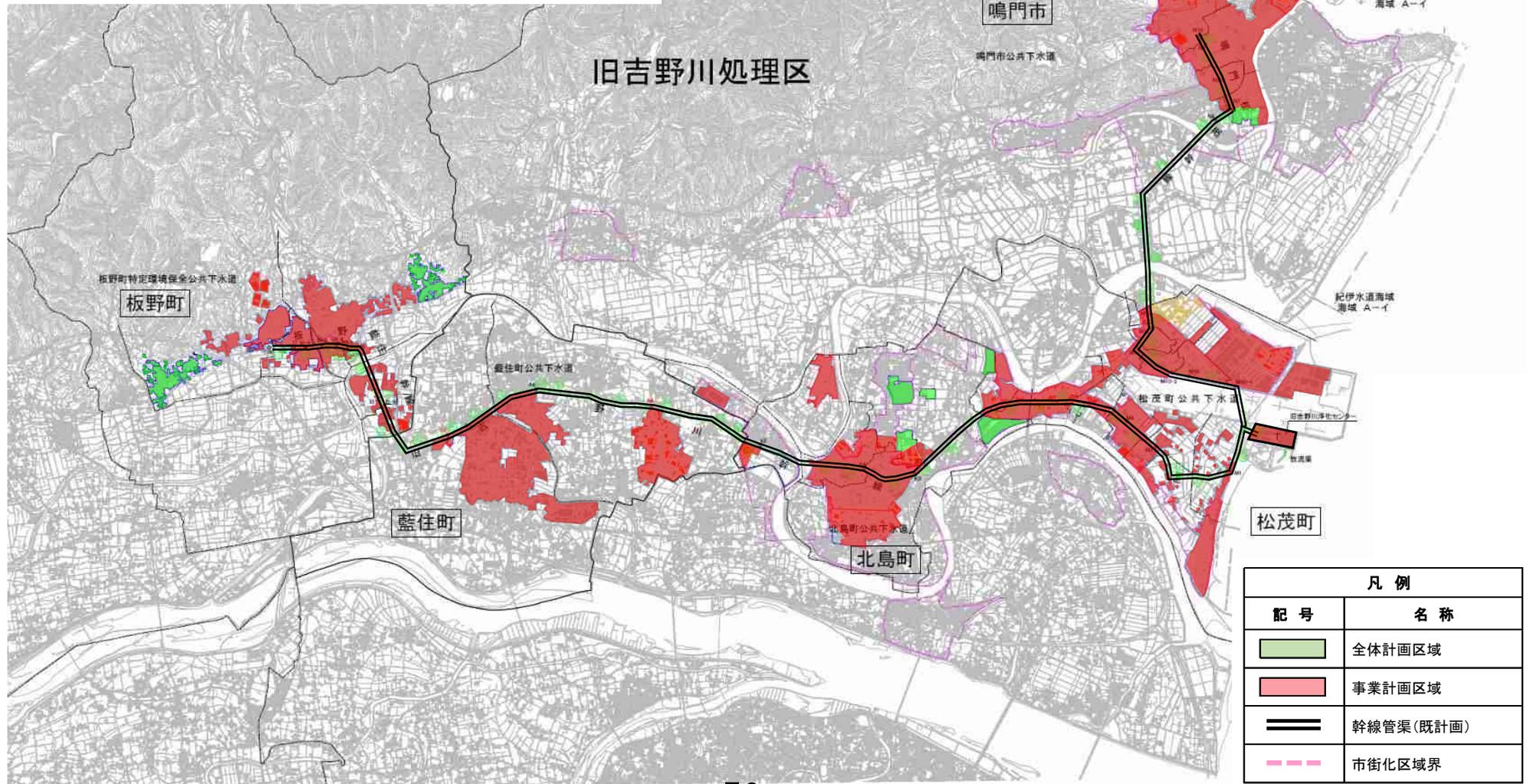
旧吉野川流域下水道事業 計画概要図

全体計画

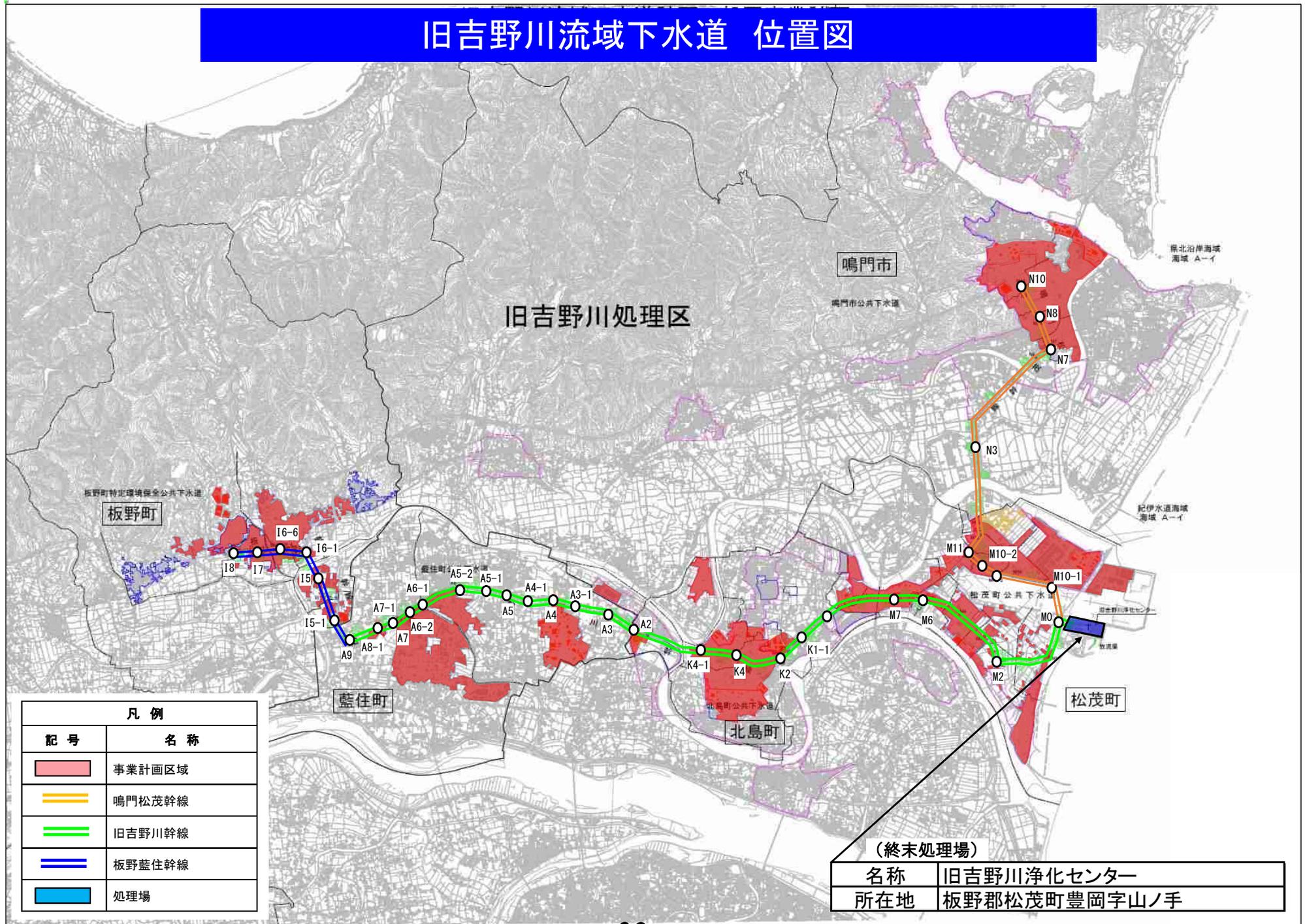
・ 関連市町	2市4町 (徳島市、鳴門市、松茂町、 北島町、藍住町、板野町)
・ 計画処理面積	1,415ha
・ 計画処理人口	46,343人
・ 計画最大汚水量	30,400m ³ /日
・ 幹線管渠延長	24.7km

事業計画

・ 関連市町	1市4町 (鳴門市、松茂町、北島町、 藍住町、板野町)
・ 計画処理面積	1,259ha
・ 計画処理人口	42,627人
・ 計画最大汚水量	42,627m ³ /日
・ 幹線管渠延長	24.7km



旧吉野川流域下水道 位置図

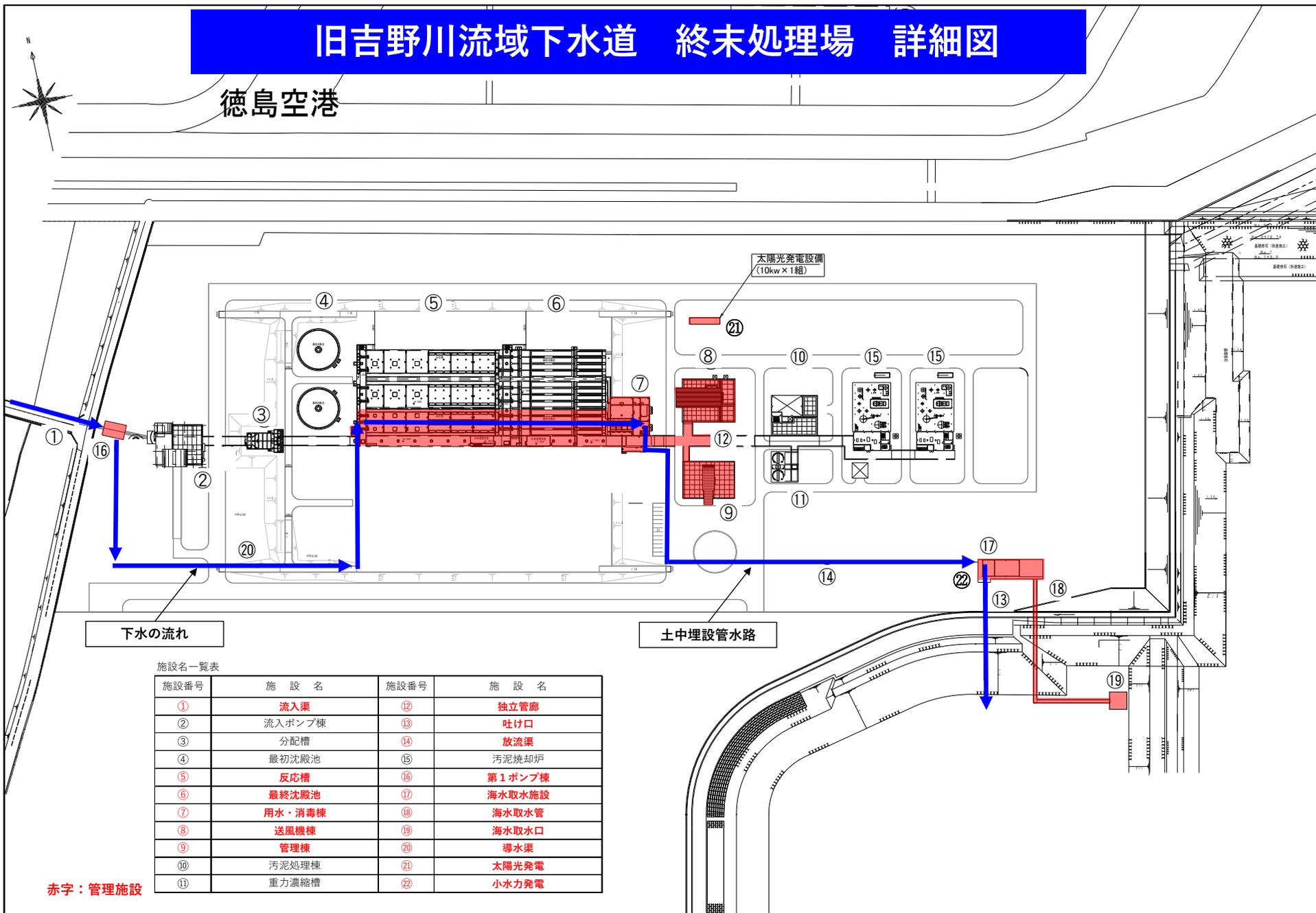


凡例	
記号	名称
	事業計画区域
	鳴門松茂幹線
	旧吉野川幹線
	板野藍住幹線
	処理場

(終末処理場)	
名称	所在地
旧吉野川浄化センター	板野郡松茂町豊岡字山ノ手

旧吉野川流域下水道 終末処理場 詳細図

徳島空港



施設名一覧表

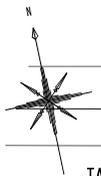
施設番号	施設名	施設番号	施設名
①	流入渠	⑫	独立管廊
②	流入ポンプ棟	⑬	吐け口
③	分配槽	⑭	放流渠
④	最初沈殿池	⑮	汚泥焼却炉
⑤	反応槽	⑯	第1ポンプ棟
⑥	最終沈殿池	⑰	海水取水施設
⑦	用水・消毒棟	⑱	海水取水管
⑧	送風機棟	⑲	海水取水口
⑨	管理棟	⑳	導水渠
⑩	汚泥処理棟	㉑	太陽光発電
⑪	重力濃縮槽	㉒	小水力発電

赤字：管理施設

施 設 概 要

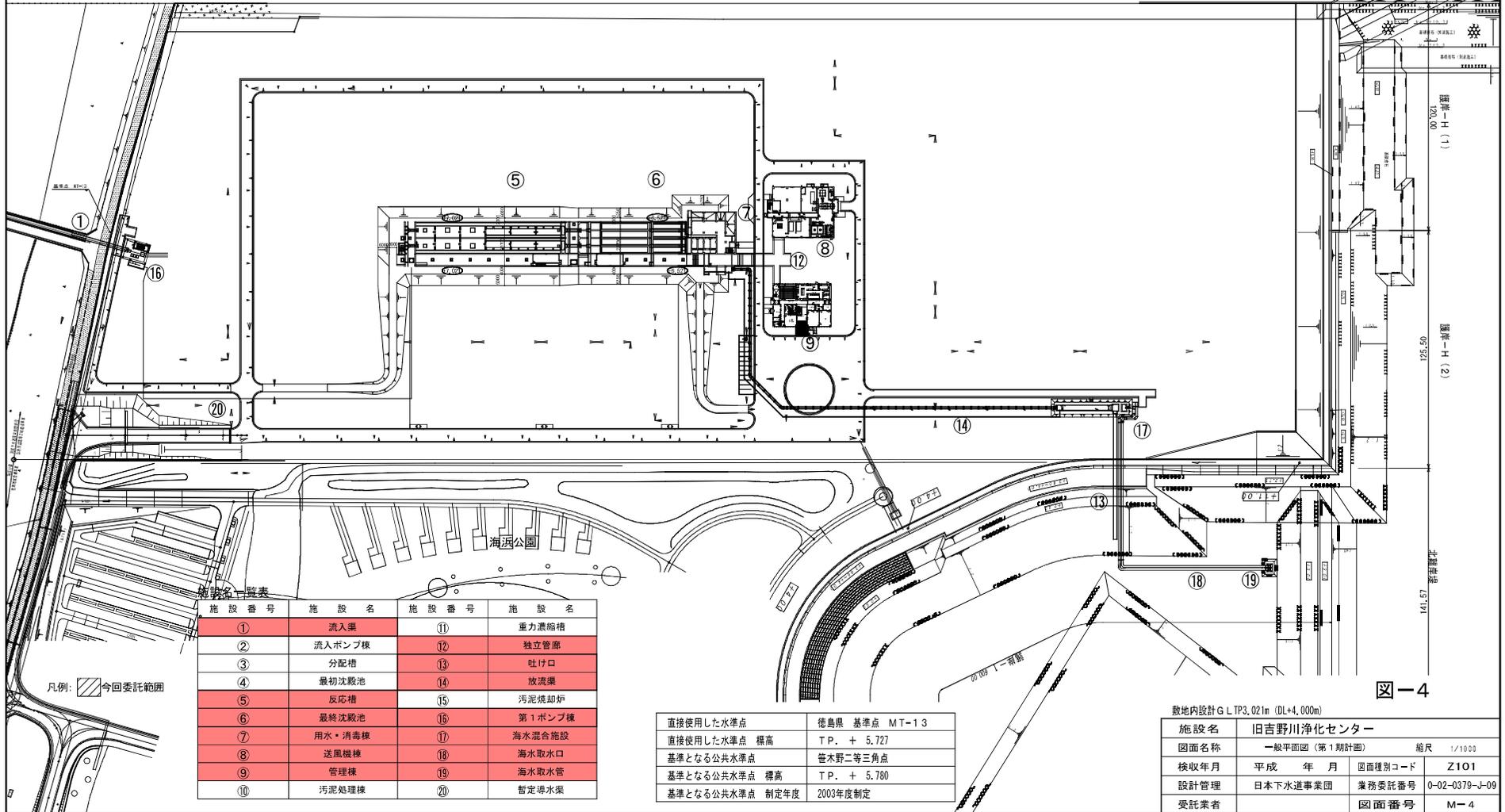
施設番号	施設名	項目	仕様、容量、能力等	備考
①	流入渠	管底高 管径	TP-16.3709 φ1500	ポンプ井TP-19.000
②	流入ポンプ棟		—	将来整備予定
③	分配槽		—	将来整備予定
④	最初沈殿池		—	将来整備予定
⑤	反応槽	建築 反応槽	水処理電気室 RC造 地上1階 建築面積114.32m ² 嫌気槽 426m ³ (1池) 無酸素槽 1,108m ³ (1池) 好気槽 1,662m ³ (1池)	10.0×7.75×5.5(2池) 26.0×7.75×5.5(2池) 39.0×7.75×5.5(2池) 全体6池(3系列) 今回2池
⑥	最終沈殿池		容積 783m ³ (1池) 水面積 196m ² (1池)	52.9×3.70×4.0(有効)(4池) 全体12池(3系列) 今回4池
⑦	用水・消毒棟		構造 地下1階 地上1階 RC造 RC造 延床面積 605.99m ² 建築面積 352.60m ²	
⑧	送風機棟		構造 地下1階 地上3階 RC造 延床面積 1,630.63m ² 建築面積 893.34m ² 汚泥脱水機 1台	汚泥処理機1台を設置 回転加圧脱水機 900kg/時
⑨	管理棟		構造 地上2階 RC造 延床面積 776.85m ² 建築面積 709.34m ²	
⑩	汚泥処理棟		—	将来整備予定
⑪	重力濃縮槽		—	将来整備予定
⑫	独立管廊			管理棟水処理施設間の連絡用通路
⑬	吐け口		TP. 4.500 (ボックスカルバート下部先端外側)	
⑭	放流渠		ボックスカルバート 1800×1800	
⑮	汚泥焼却炉			将来整備予定
⑯	第1ポンプ棟		構造 地下1階 地上1階 RC造・鉄骨造 延床面積235.47m ² 建築面積118.62m ²	
⑰	海水取水施設	放流人孔 海水取水槽	矩形水槽構造物(3300L×3000W× 鉄筋構造物 矩形水槽構造物(3300L×2200W×7400H) 鉄筋構造物	海水混合槽
⑱	海水取水管		高密度ポリエチレン(PE)管 1800×1800	
⑲	海水取水口		スクリーン付	
⑳	導水渠		DCIP(モルタルライニング)φ350	L=272.7m
㉑	太陽光発電		10kw/h	
㉒	小水力発電		1kw/h	

一般平面図



徳島空港

TACAN

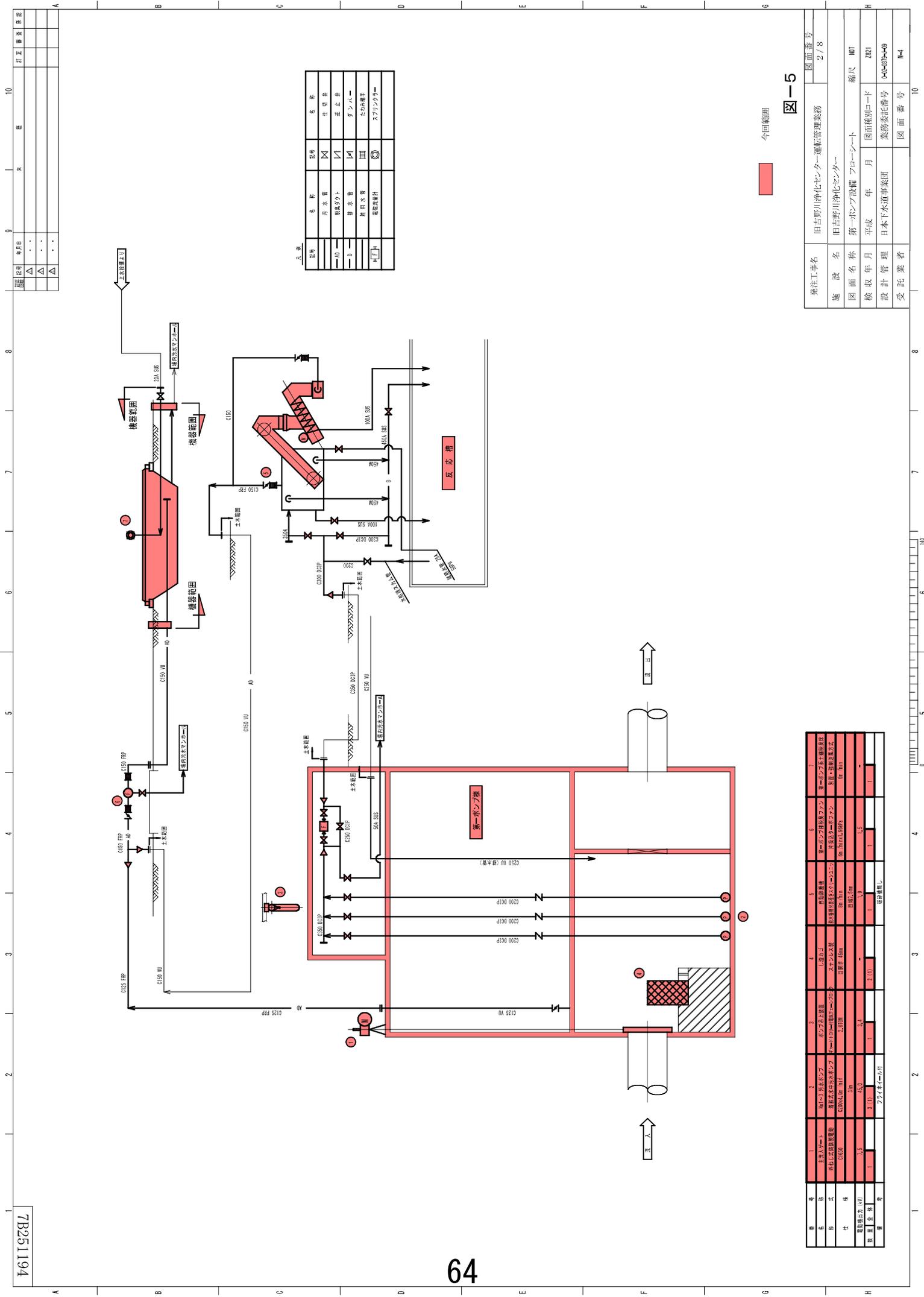


施設番号	施設名	施設番号	施設名
①	流入渠	⑪	重力濃縮槽
②	流入ポンプ棟	⑫	独立管渠
③	分配槽	⑬	吐け口
④	最初沈殿池	⑭	放流渠
⑤	反応槽	⑮	汚泥焼却炉
⑥	最終沈殿池	⑯	第1ポンプ棟
⑦	用水・消毒棟	⑰	海水混合施設
⑧	送風機棟	⑱	海水取水口
⑨	管理棟	⑲	海水取水管
⑩	汚泥処理棟	⑳	暫定導水渠

直接使用した水準点	徳島県 基準点 MT-13
直接使用した水準点 標高	T.P. + 5.727
基準となる公共水準点	笹木野二等三角点
基準となる公共水準点 標高	T.P. + 5.780
基準となる公共水準点 制定年度	2003年度制定

敷地内設計 G L TP3.021m (DL+4.000m)			
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	一般平面図 (第1期計画)	縮尺	1/1000
検収年月	平成 年 月	図面種別コード	Z101
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0379-J-09
受託業者		図面番号	M-4

図-4



記号	名称	規格	数量	単位
①	スポンジ	スポンジ	1	個
②	たわし	たわし	1	個
③	シャワー	シャワー	1	個
④	排水管	排水管	1	個
⑤	取付プレート	取付プレート	1	個
⑥	ボルト	ボルト	1	個
⑦	ナット	ナット	1	個
⑧	ワッシャー	ワッシャー	1	個
⑨	止水栓	止水栓	1	個
⑩	止水栓	止水栓	1	個

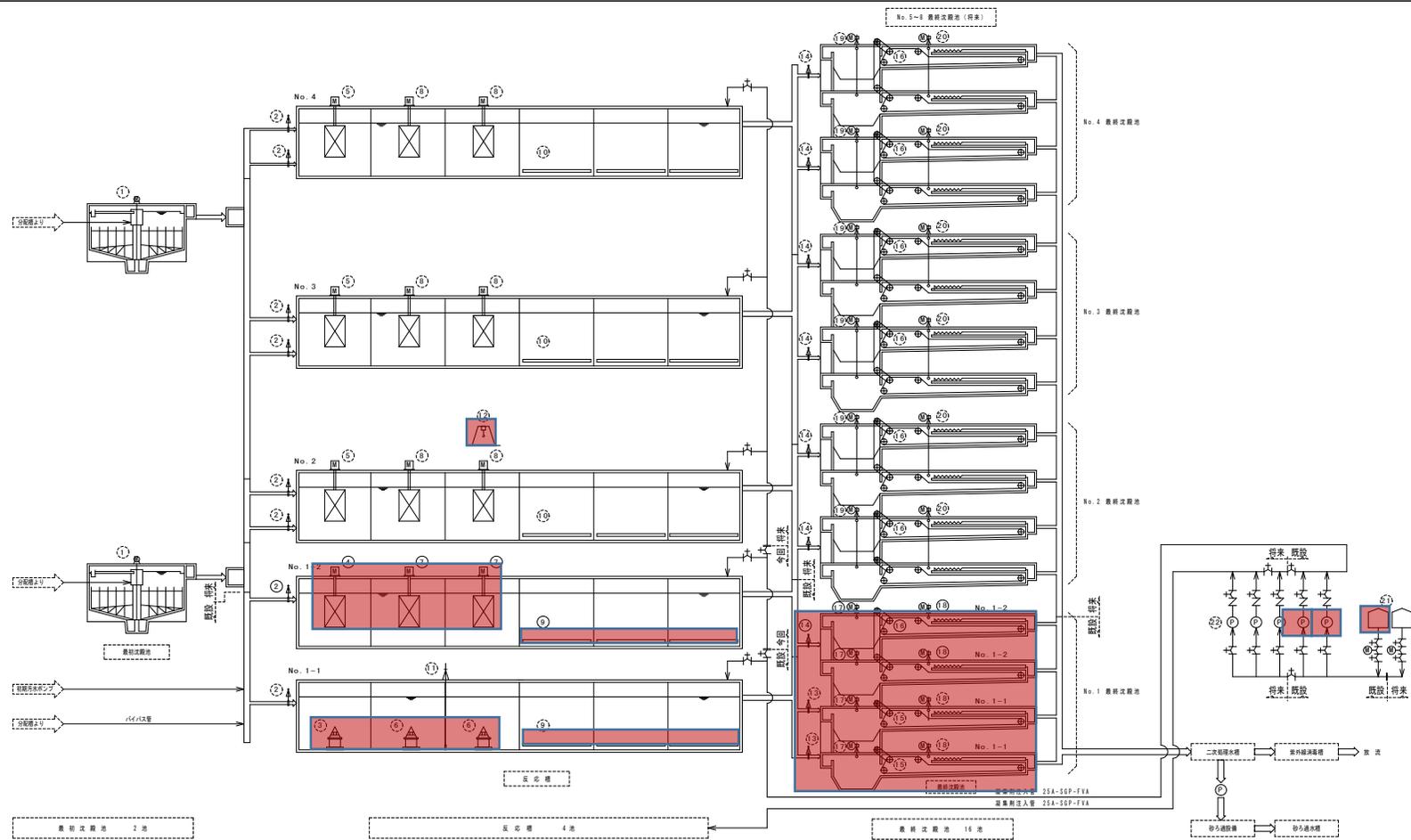
今回範囲

図面番号

発注工事名	旧吉野川浄水センター運転管理業務
図面番号	2/78
施設名	旧吉野川浄水センター
図面種別	第一ポンプ設備 フローシート
縮尺	縮尺
図面種別コード	ZB1
検収年月	平成
業務委託番号	04-09-49
設計管理	日本下水道事業団
受託業者	
図面番号	1-4

番号	名称	仕様	数量	単位
1	主ポンプ	ポンプ	1	台
2	第一ポンプ	ポンプ	1	台
3	ポンプ用上部	ポンプ用上部	1	台
4	ポンプ用下部	ポンプ用下部	1	台
5	ポンプ用制御盤	ポンプ用制御盤	1	台
6	ポンプ用配管	ポンプ用配管	1	台
7	ポンプ用電気ケーブル	ポンプ用電気ケーブル	1	台

7B251194



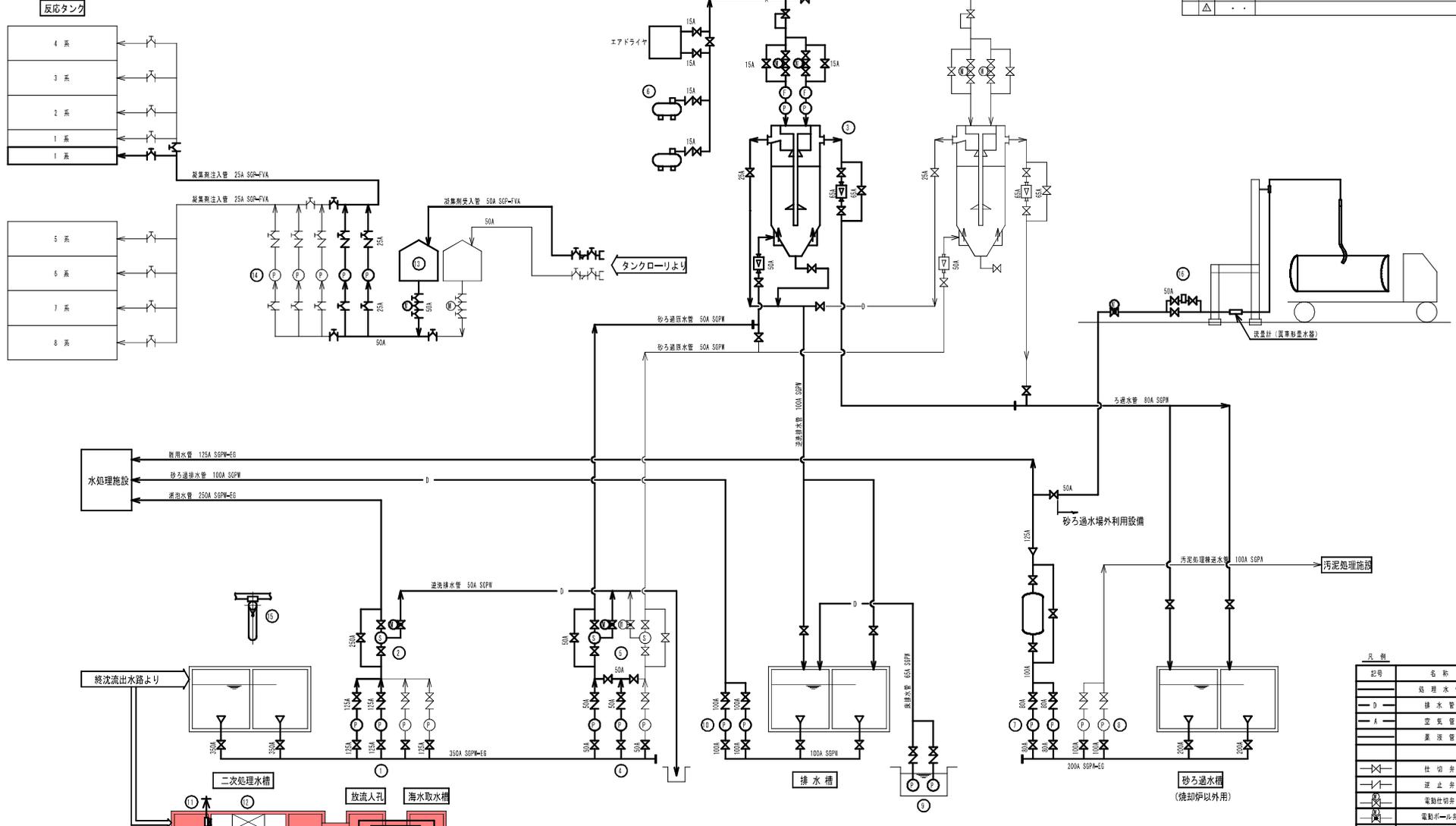
図一6

機番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
機名	No. 1-4 垂直流入式曝気機	No. 1-1, 1-2, 2-1, 2-2 垂直流入式曝気機	No. 1-1 垂直流入式曝気機	No. 1-2 垂直流入式曝気機	No. 2-3 垂直流入式曝気機	No. 1-1 垂直流入式曝気機	No. 1-2 垂直流入式曝気機	No. 2-4 垂直流入式曝気機	No. 1-1, 1-2 垂直流入式曝気機	No. 2-5 垂直流入式曝気機	形数計
型式	中央型	外周式	中央型	外周式	外周式	中央型	外周式	外周式	外周式	外周式	-
仕様	φ2500×水深約3000	幅400×高さ400	7.75m×11.8m×15.3m	7.75m×11.8m×15.3m	11.8m×11.8m×15.3m	7.75m×11.8m×15.3m	7.75m×11.8m×15.3m	11.8m×11.8m×15.3m	幅302×高さ22	幅302×高さ22	幅1000×高さ1000
電機出力 (kW)	0.75	-	3.7	1.5	3.7	7.5	2.2	3.7	-	-	-
備考	4	16	1	1	1	7	2	2	14	2	1

機番	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
機名	移動式曝気機	No. 1-1 垂直流入式曝気機	No. 1-2, No. 2-1, 2-2 垂直流入式曝気機	No. 1-1 垂直流入式曝気機	No. 1-2, No. 2-1, 2-2 垂直流入式曝気機	No. 1-1, 1-2 垂直流入式曝気機	No. 1-1, 1-2 垂直流入式曝気機	No. 2-3 垂直流入式曝気機	No. 2-4 垂直流入式曝気機	No. 1-1, 1-2 垂直流入式曝気機	No. 1-5 垂直流入式曝気機
型式	移動式	外周式	外周式	チェンフライド式	チェンフライド式	電動式	電動式	電動式	電動式	電動式	ダイヤル式
仕様	3.0t	幅400×高さ400	幅400×高さ200	幅1710×高さ1100×長さ4100	幅1710×高さ1100×長さ4100	300A×3250	300A×3250	φ300×約8500	φ300×約8500	8m ²	25mm×1.65L/m ²
電機出力 (kW)	-	-	0.4	0.4	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	5 (1) - 2 (1)
備考	1	2	15	2	15	4	4	14	14	2	1

青色部分は、今回工事箇所を示す。
 工事名: 沼津市浄水センター 給水用
 設備更新工事(浄水用)設備
 路線名称: 沼津市浄水センター
 工事箇所: 沼津市浄水センター
 図面名: 水処理設備機器フローシート
 縮尺: NONE 図面番号: 2 / 15
 会社名: 株式会社 日建技術コンサルタント
 事業者名: 徳島県東部農工整備局 (沼津)

訂正	記号	年月日	実	理	訂正	審査	承認
△							
△							
△							



凡例

記号	名称
—	処理水管
→	排水管
—	空気管
—	蒸気管
—	仕切弁
—	逆止弁
—	電動切弁
—	電動ボール弁
—	ダイヤフラム弁
—	電動ダイヤフラム弁
—	減圧弁
—	流量計装置

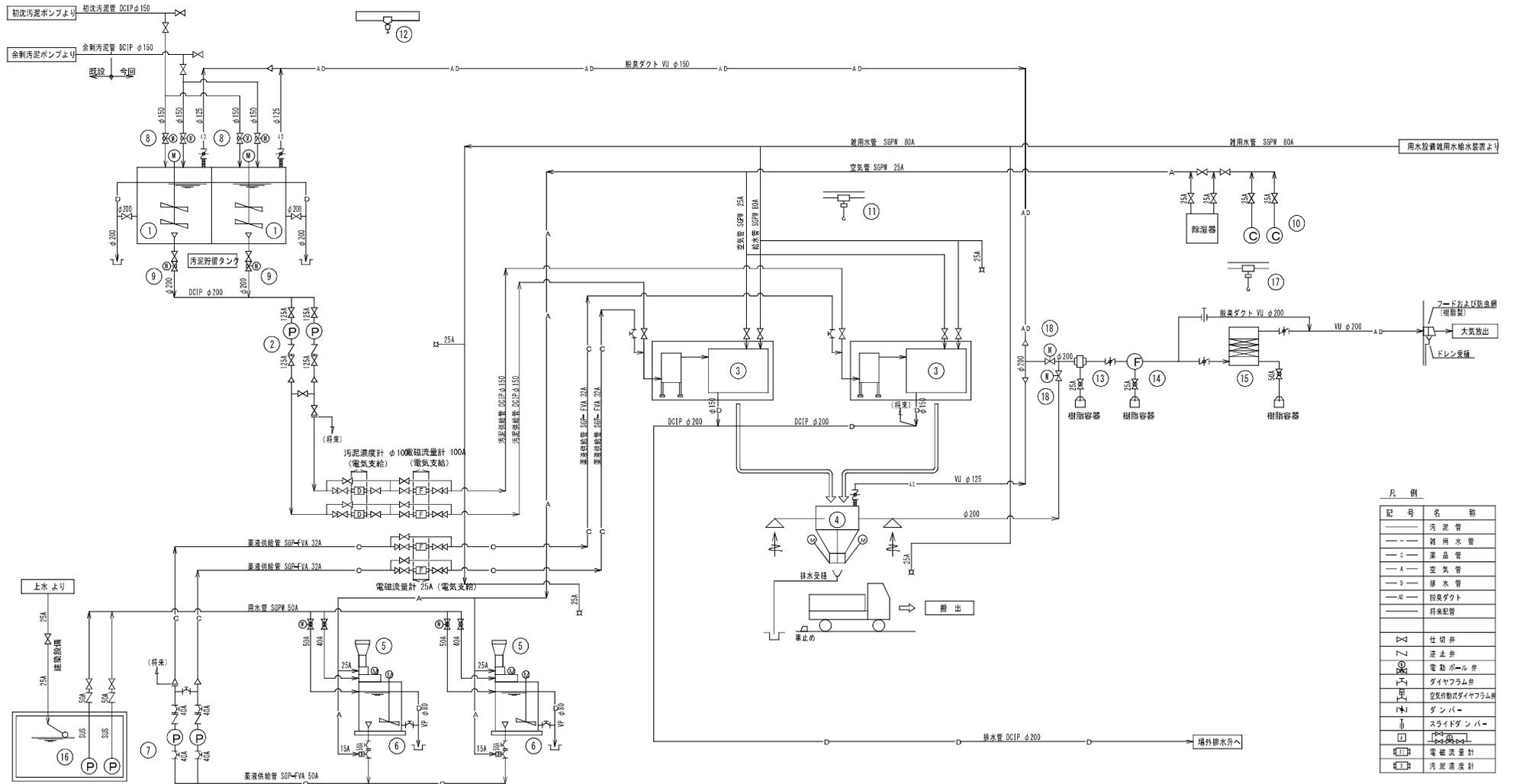
図-8

機器番号	14	15
機器名称	No.1-5 凝集剤注入ポンプ 実外線路上設置	
形式	ダイヤフラム式定量ポンプ	ダイヤフラム式定量ポンプ
仕様	25mmxL65Lmin	2,070M
電機出力 (kW)	0.4	-
数量	4/8系列 今 回 5 (1) 2 (1)	1 1
備考		

機器番号	16	17
機器名称	塩素接触装置	濾水取水ポンプ
形式	密閉式浸入水筒型	横置式中汚水ポンプ
仕様	0.5t /分	0150x2.5m/min
電機出力 (kW)	-	6m 5.5
数量	1/8系列 今 回 1	2 2
備考		

機器番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
機器名称	No.1-4 濾過水ポンプ	濾過水ストレーナ	No.1-1 砂ろ過機	No.1-1-3 砂ろ過水ポンプ	No.1-1-2 砂ろ過水ストレーナ	No.1-1-2 洗浄用空気圧縮機	貯留水給水ユニット	No.1,2 汚泥処理系ろ過水移送ポンプ	No.1,2 汚水貯留庫排水ポンプ	No.1,2 排水ポンプ	No.1-4 汚濁係数測定ゲート	No.1-4 実外線用排水ポンプ	No.1,2 凝集剤貯槽
形式	横軸渦巻式ポンプ	自動洗浄ストレーナ	移床式上向き連続砂ろ過機	横軸渦巻式ポンプ	自動洗浄ストレーナ	可搬形小形空気圧縮機	圧力タンク式給水装置	横軸渦巻式ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	横置スクリーン汚泥ポンプ	移動式手動角形	実外線用ランプ	立形定置式
仕様	0125x2.0m /分25m	250mmx2.0m /分1	1.0m	050x0.21m /分270m	050x0.21m /分1	150L/分	030x0.4m /分430m	0100x1.0m /分430m	065x0.3m /分11m	030x0.4m /分13m	1500Wx1000H	10.75	8m
電機出力 (kW)	15.0	0.2	-	2.2	0.1	1.5	7.5	3.7	2.2	3.7	-	10.75	8m
数量	4 (1) 2 (1)	1 1	2 1	3 (1) 2 (1)	2 (1) 1	2 (1) 2 (1)	1 1	2 (1) 0	1 1	2 (1) 2 (1)	4 4	4 4	2 1
備考						エアドライヤー付							

発注工事名	旧吉野川浄化センター運転管理業務	図面番号	5 / 8
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	再利用水設備フローシート	縮尺	NOT
検収年月	平成 年 月	図面種別コード	
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-030-2304
受託業者		図面番号	M-29



凡例

記号	名称
—	汚泥管
—	雑用水管
○	薬品管
—A—	空気管
—D—	排水管
—A-D—	脱臭ダクト
—	符號配管
▽	仕切弁
∟	逆止弁
⊕	電動ボール弁
⊕	ダイヤフラム弁
⊕	空圧作動式ダイヤフラム弁
⊕	ダンパー
⊕	スライドダンパー
⊕	電磁流量計
⊕	汚泥濃度計

機器番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
機器名称	汚泥貯留タンク	脱水機汚泥供給ポンプ	汚泥脱水機	脱水ケーキホッパ	脱水機薬品供給機	脱水機薬品溶解タンク	脱水機薬液供給ポンプ	汚泥投入弁	汚泥引抜弁	空気圧縮機
形式	鋼板製攪拌槽	一軸ネジ式汚泥ポンプ	回転加圧式脱水機	電動カットゲート式	薬品受入ホッパ及び供給機	薬品溶解タンク	一軸ネジ式ポンプ	偏心構造弁 (電動式)	偏心構造弁 (電動式)	可搬式小型空気圧縮機
電動機出力 (kW)	攪拌機 2.2kW	15kW	17.2kW以下	1.5kW×2	0.4kW	攪拌機 3.7kW	1.5kW	0.2kW (初期は手動)	0.4kW (初期は手動)	5.5kW
数量	全体 2	今回 2	2 (2)	1	2	2	2	4	2	2 (1) 2 (1)
備考		WVF			ホッパ容量150L		WVF			除湿器 250W×1台

機器番号	11	12	13	14	15	16	17	18
機器名称	脱水機点検用天井クレーン	高分子凝集剤用上装置	エリミホータ	脱臭ファン	活性炭吸着塔	薬品溶解水ポンプ	活性炭吊上装置	切替ダンバ
形式	手動式チェーンブロック	手動式チェーンブロック	慣性衝突式	吸着ファン	吸着塔	水中用水ポンプ	手動式チェーンブロック	円形電動ダンバ
電動機出力 (kW)	2.5ton	1.0ton	-	6m ³ /分×2.74KPa	6m ³ /分	φ50×0.2m/分×12m	1.0ton	φ200 2.74KPa
数量	全体 1	今回 1	1	1	1	2 (1)	1	2
備考	(ギヤードトルリ付)	(ギヤードトルリ付)					(ギヤードトルリ付)	

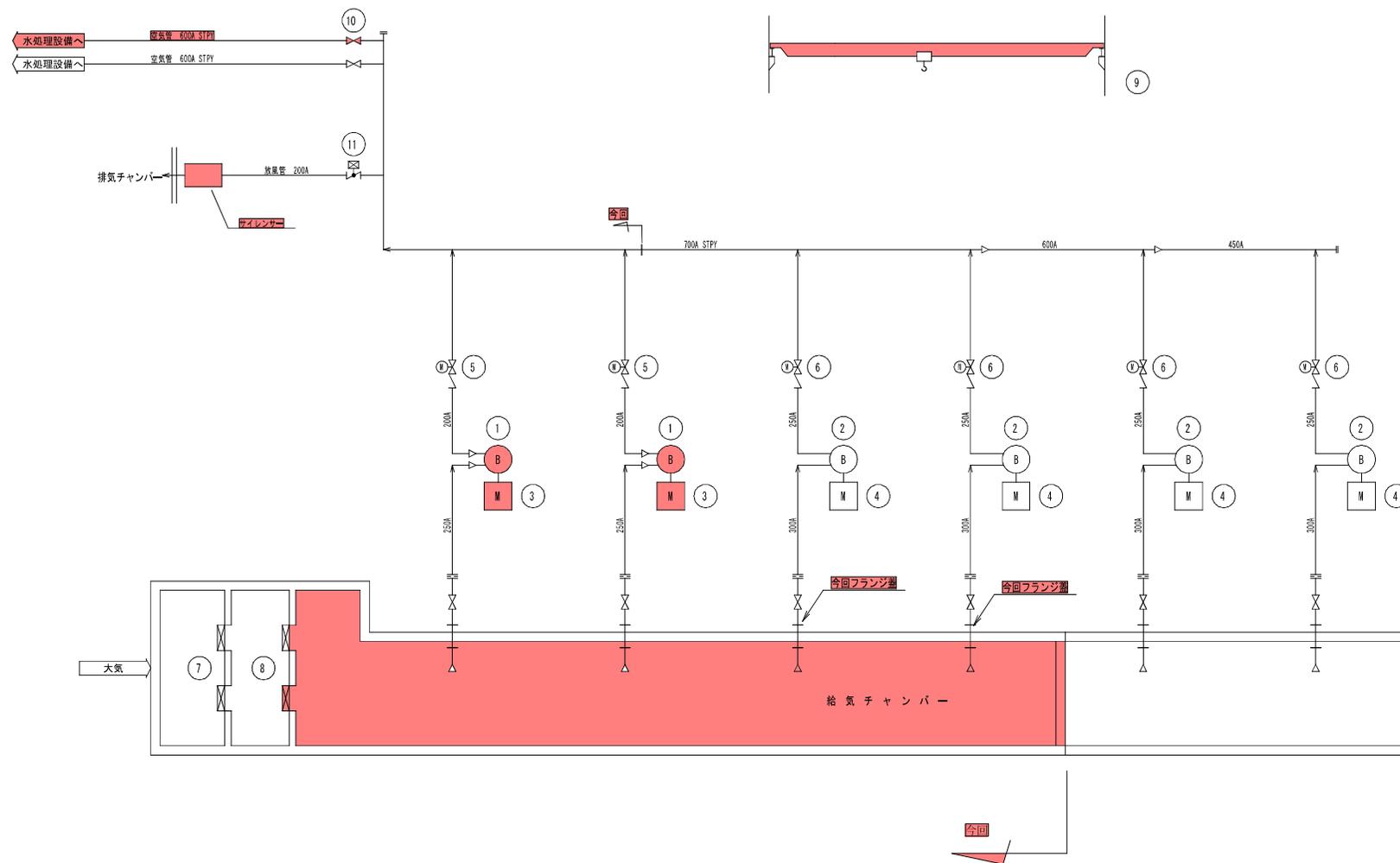
図-9

着色部は今回工事範囲を示す。

発注工事名	旧吉野川浄化センター運転管理業務	図面番号	6/8
-------	------------------	------	-----

施設名	旧吉野川浄化センター
図面名称	初期脱水設備フロント 縮尺 NOT
検取年月	平成 年 月 図面種別コード Z504
設計管理	日本下水道事業団 業務委託番号 0-02-0379-J-09
受託業者	図面番号 M-33

記号	名称
—A—	空気管
⊗	仕切弁
⊘	逆止弁
⊗	電動仕切弁
⊗	電動操作式蝶形弁
—	オリフィス
∟	蝶形弁

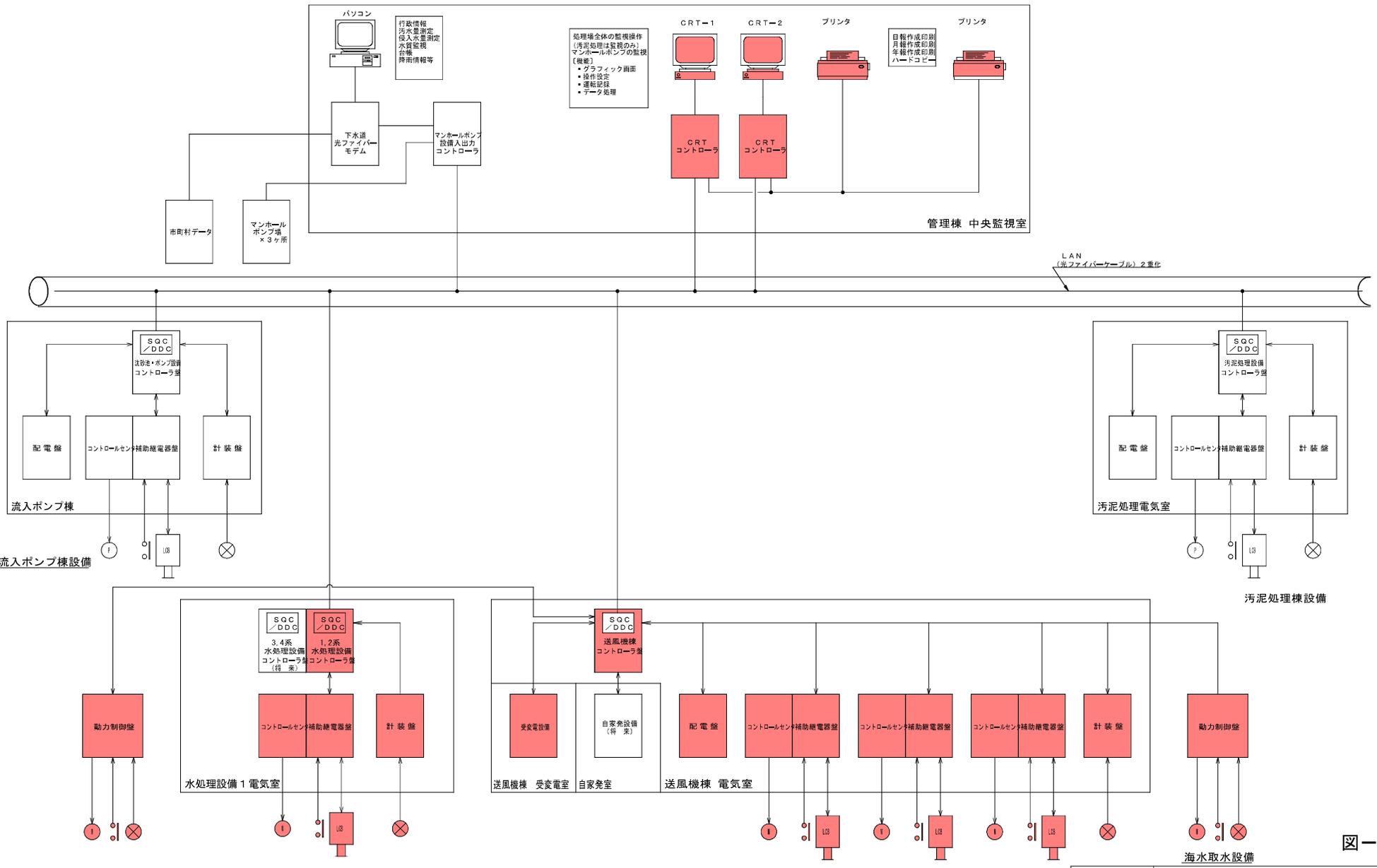


今回範囲

図-10

機器番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
機器名称	No.1~2 送風機	No.3~6 送風機	No.1~2 送風機用電動機	No.3~6 送風機用電動機	No.1~2 吐出弁	No.3~6 吐出弁	湿式空気ろ過器	乾式空気ろ過器	送風機用上機	空気管仕切弁	放風装置
形式	鋼板製多段ターボブロワ	鋼板製多段ターボブロワ	三相誘導電動機 (カゴ形)	三相誘導電動機 (カゴ形)	電動仕切弁	電動仕切弁	回転濾過式	自動巻取型	手動式弁クレーン	電動仕切弁	電油操作式バタフライ弁
仕様	φ200×φ150 40m ³ /min	φ300×φ250 80m ³ /min	100V×60Hz×2P	400V×60Hz×2P	φ200	φ250	200m ³ /min	200m ³ /min	5,0ton×1.1,1er	φ600	φ200
電動機出力 (kW)	-	-	75	130	0.4	0.4	0.7	0.7	-	-	0.4
数量	2	4	2	4	2	4	2	2	2	2	1
備考	インレットベーン制御	インレットベーン制御						ファンブロック式			サイレンサー付

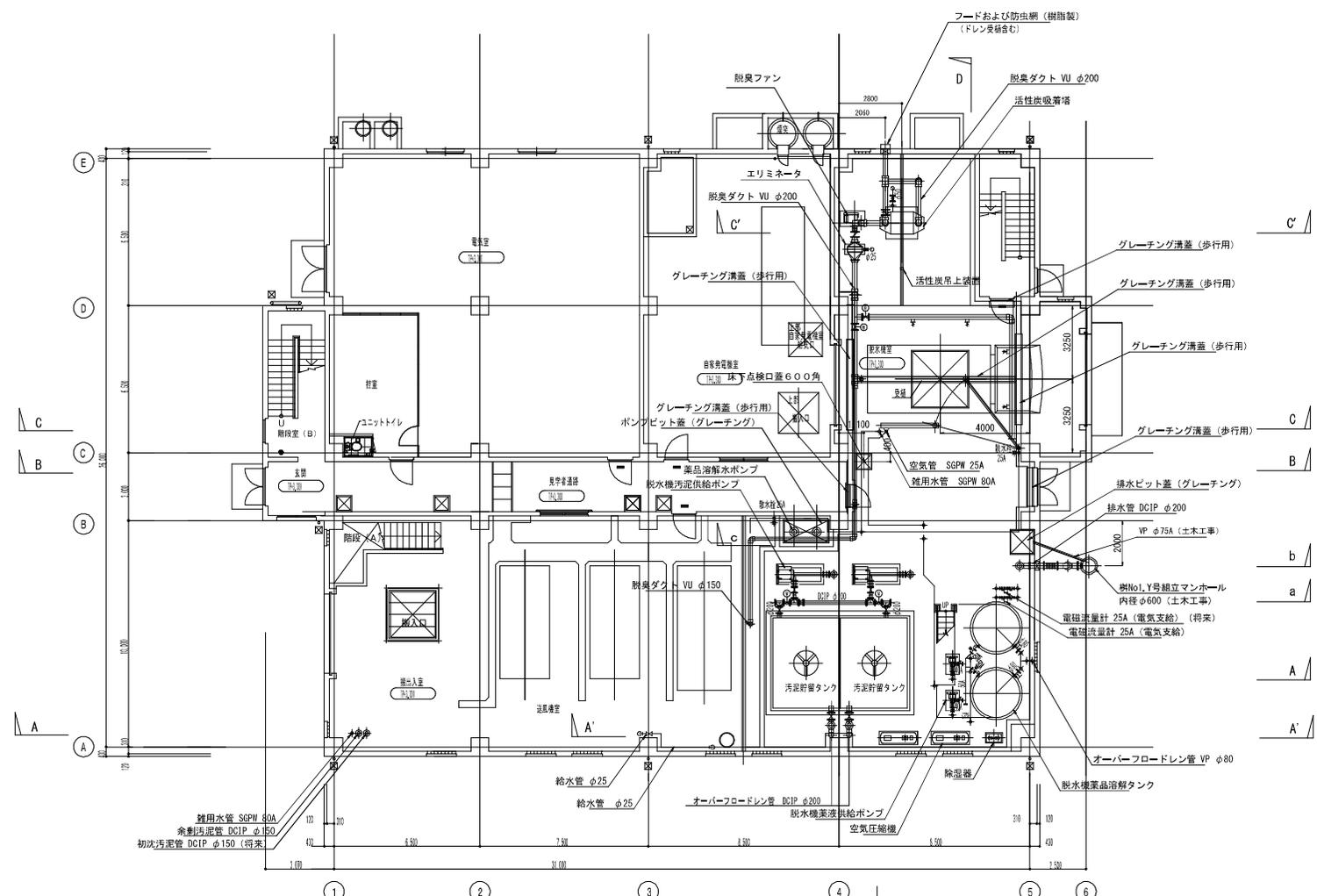
発注工事名	旧吉野川浄化センター運転管理業務	図面番号	7 / 8
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機設備 フローシート	縮尺	NONE
検取年月	平成 年 月	図面種別コード	Z504
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0379-04
受託業者		図面番号	M-3



システム構成図(初期)

図-11

発注工事名	旧吉野川浄化センター運転管理業務	図面番号	8/8
施設名	旧吉野川浄化センター	図面名称	システム構成図(初期) 縮尺
図面名称	システム構成図(初期)	図面種別コード	Z607
検収年月	平成 年 月	業務委託番号	0-02-0379-J-09
設計管理	日本下水道事業団	図面番号	E-27
受託業者			



1階 平面図 1/100
 注) 標準はTP表示とする (TP=DL-0.076)

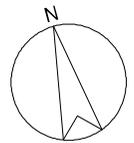
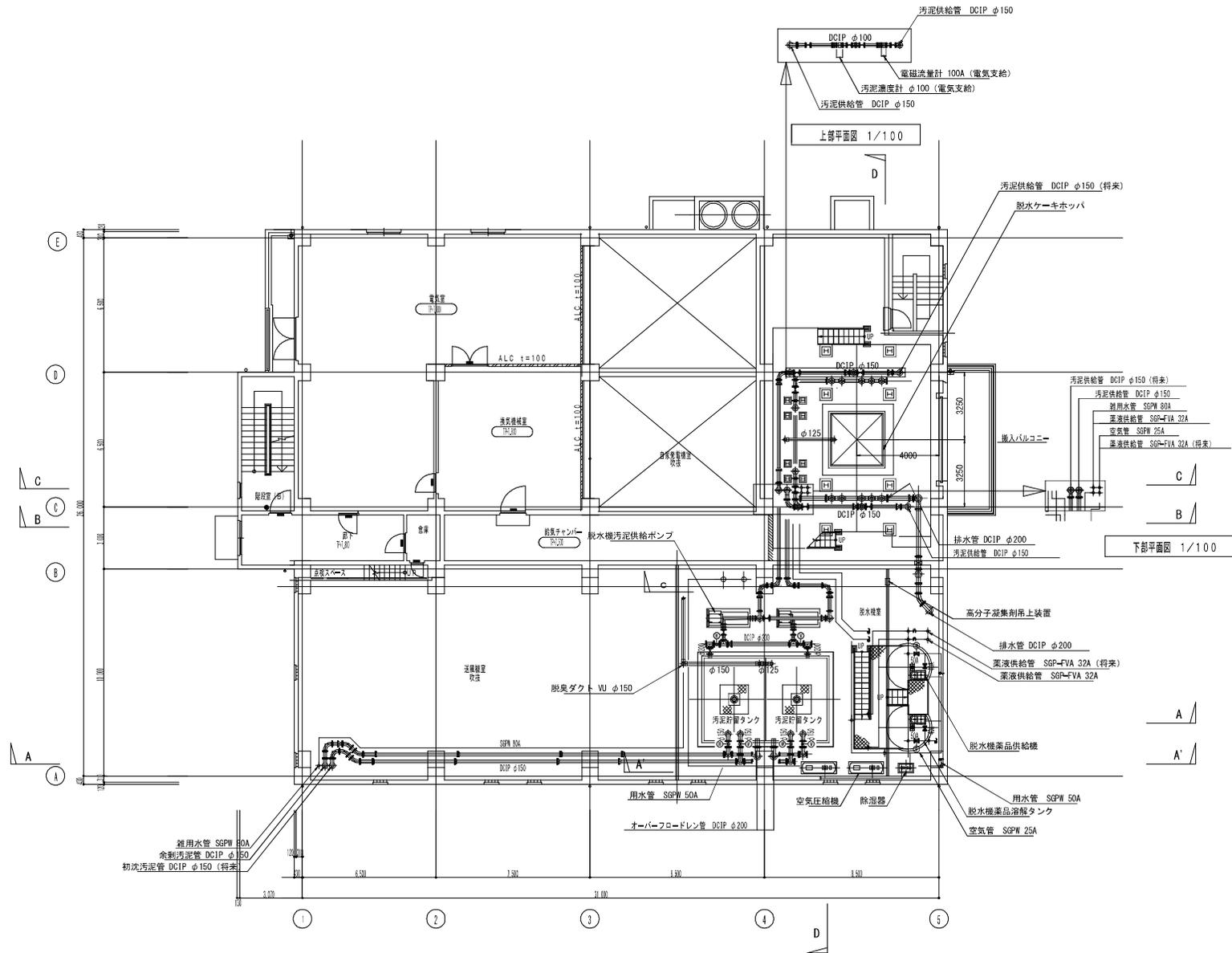


図-12

- 着色部は今回工事範囲を示す。
- 注記1) 箱抜き部は、埋戻しを行うこと。
- 注記2) ポンプピット蓋、排水ピット蓋、グレーチング溝蓋、床下点検口蓋、脱水機室シリンダーコンクリートは今回工事範囲に含む。

発注工事名	旧吉野川浄化センター汚泥処理設備工事	図面番号	5/13
施設名	旧吉野川流域下水道旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機棟 平面図 (1)	縮尺	1:100
検収年月	平成19年2月	図面種別コード	Z502
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0379-J-09
委託業者	パシフィックコンサルタンツ(株)	図面番号	W-04



2階 平面図 1/100
 注) 標高はTP表示とする (TP=DL=0.979)

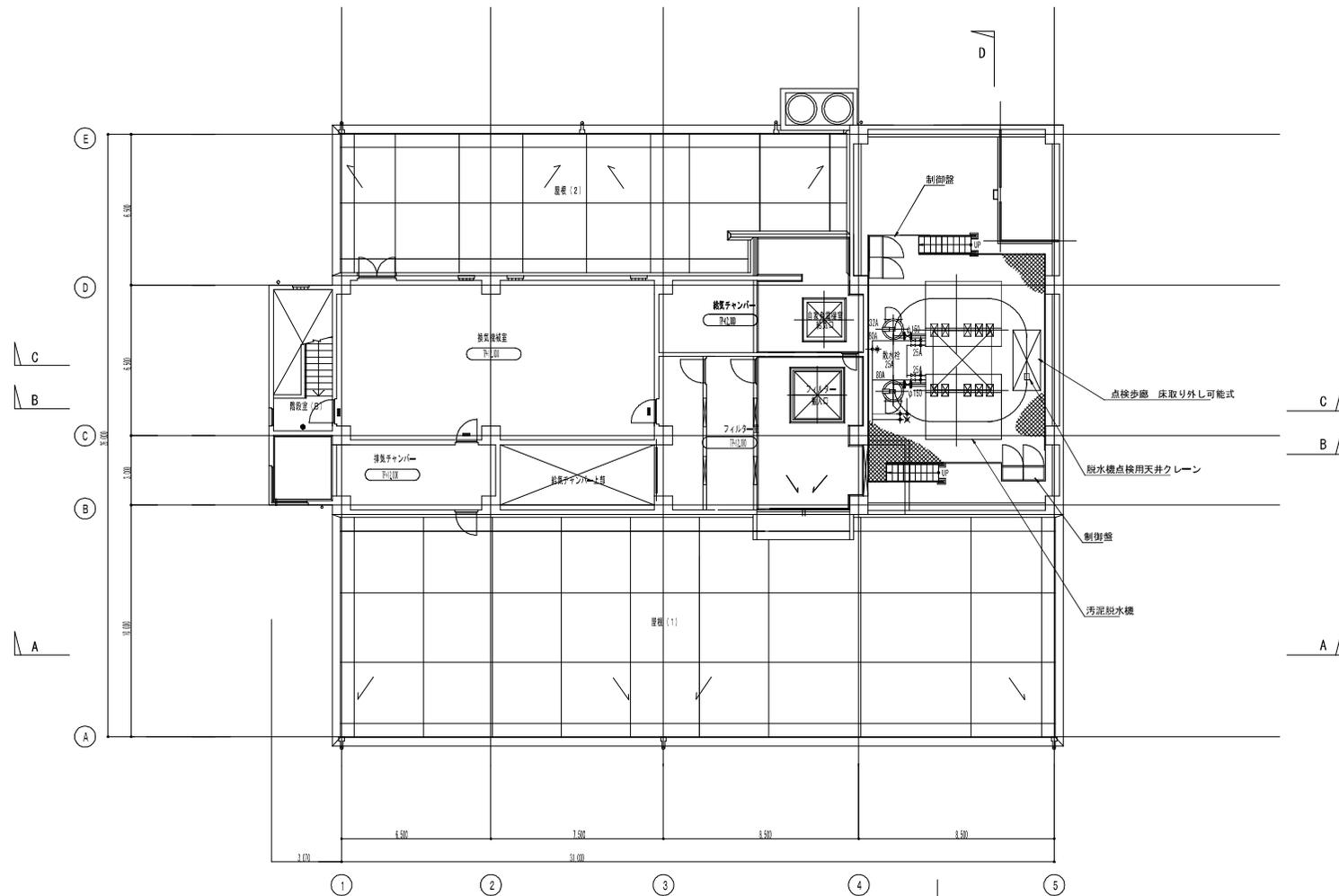
図-13

発注工事名	旧吉野川浄化センター工事	図面番号
		6/13

施設名	旧吉野川流域下水道旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機棟 平面図 (2)	縮尺	1:100
検収年月	平成 19 年 2 月	図面種別コード	Z502
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-0-0370-03
受託業者	パシフィックコンサルタンツ (株)	図面番号	W-35

着色部は今回工事範囲を示す。

注記1) 箱抜き部は、埋戻しを行うこと。



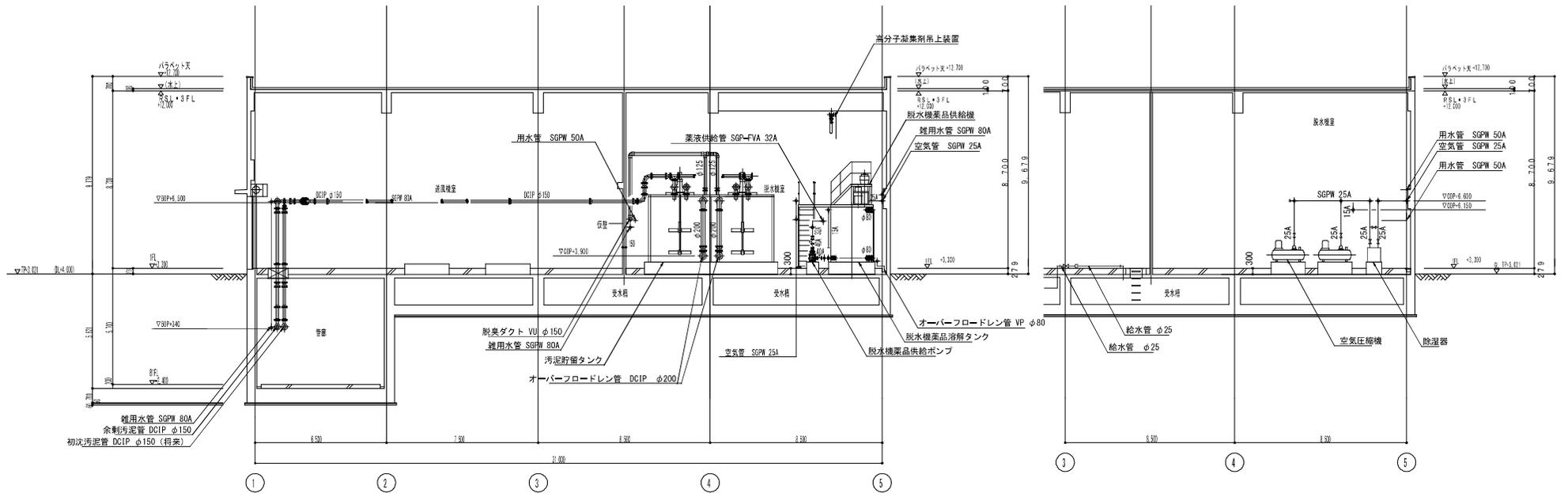
3階 平面図 1/100
 注) 構架はTP表示とする (TP=DL-0.979)

図-14

発注工事名	旧吉野川浄化センター汚泥処理設備工事	図面番号	7/13
-------	--------------------	------	------

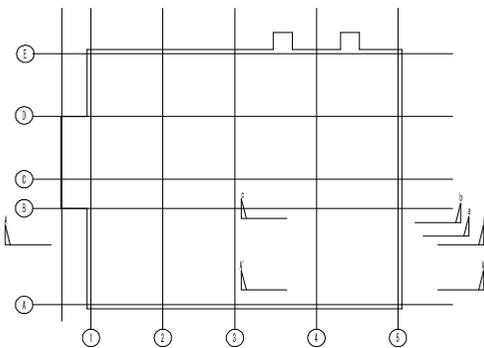
施設名	旧吉野川流域下水道旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機操 平面図 (3)	縮尺	1:100
検収年月	平成 19 年 2 月	図面種別コード	Z502
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0379-J-09
受託業者	パシフィックコンサルタンツ (株)	図面番号	M-36

■ 着色部は今回工事範囲を示す。

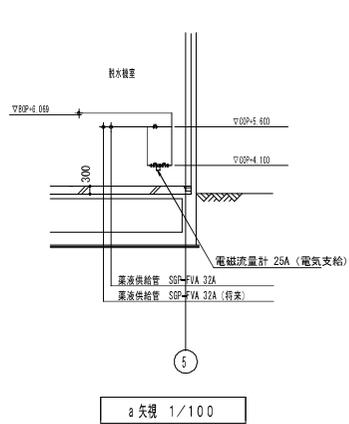


A-A' 断面図 1/100

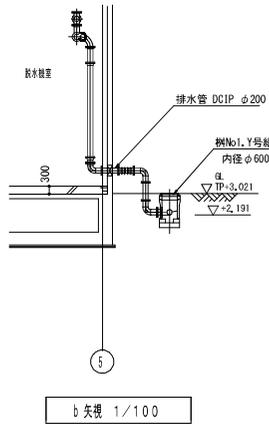
A'-A' 断面図 1/100



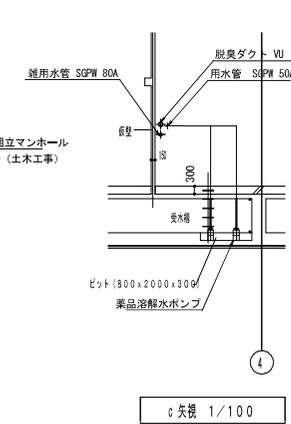
キープラン



a 矢視 1/100



b 矢視 1/100



c 矢視 1/100

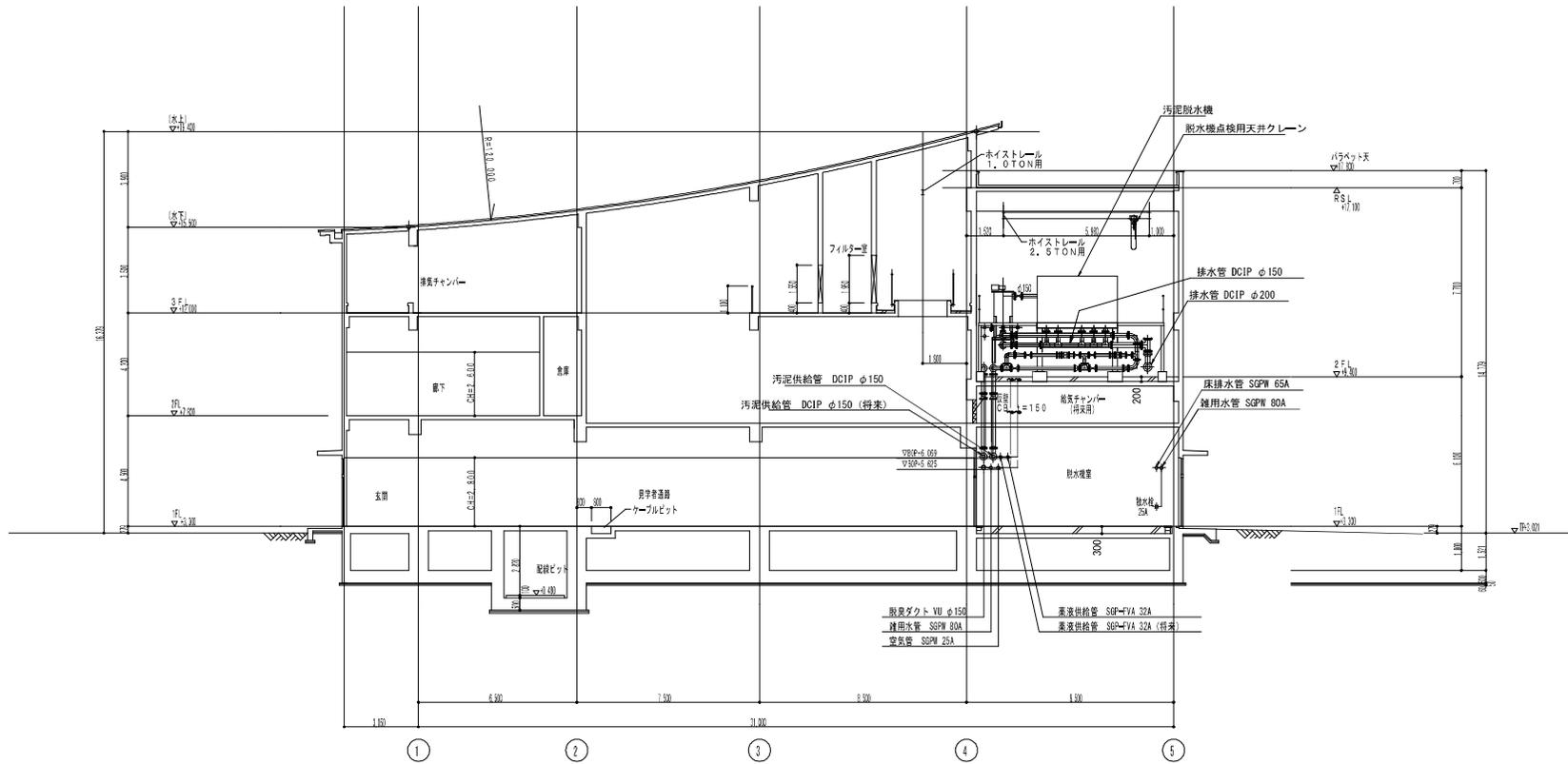
図-15

発注工事名	旧吉野川浄化センター汚泥処理設備工事	図面番号	8/13
施設名	旧吉野川流域下水道旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機棟 断面図 (1)	縮尺	1:100
検収年月	平成 19 年 2 月	図面種別コード	Z500
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0378-J-09
受託業者	パンフィックコンサルタンツ (株)	図面番号	M-07

着色部は今回工事範囲を示す。

注記1) 箱抜き部は、埋戻しを行うこと。

注記2) 脱水機室シンダーコンクリートは、今回工事範囲に含む。



B-B 断面図 1/100

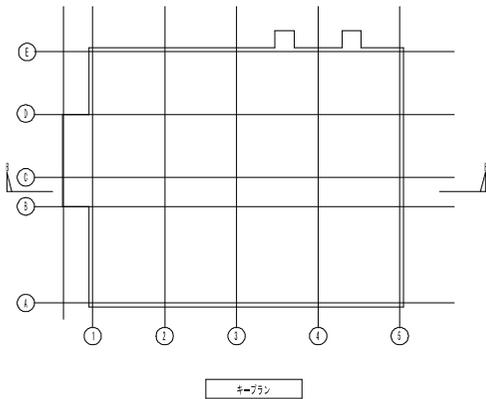


図-16

発注工事名	旧吉野川浄化センター汚泥処理設備工事	図面番号	9/13
-------	--------------------	------	------

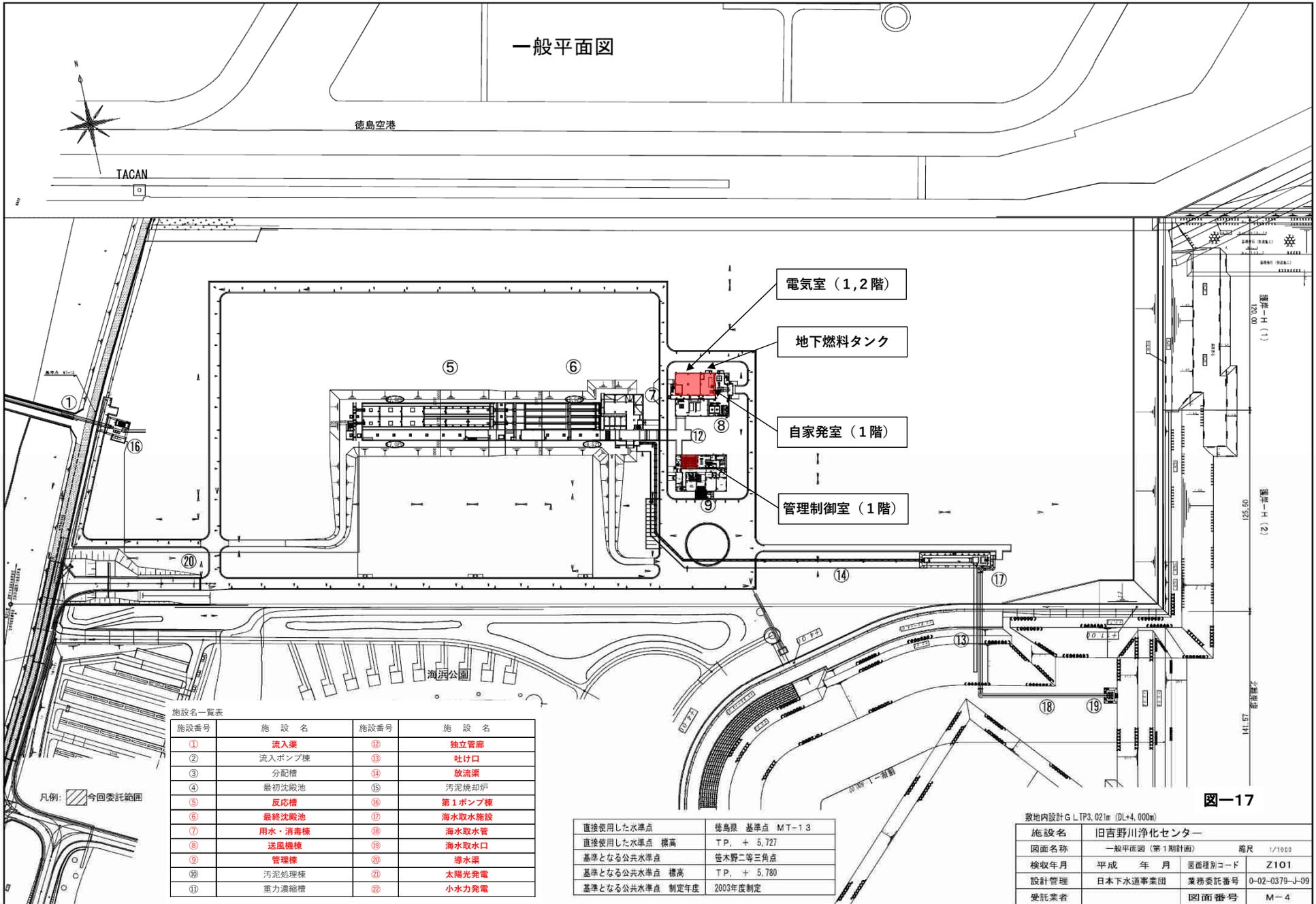
施設名	旧吉野川流域下水道旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機横 断面図(2)	縮尺	1:100
検収年月	平成19年2月	図面種別コード	Z503
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	D-02-0079-I-09
受託業者	パンフィックコンサルタンツ(株)	図面番号	M-38

■ 着色部は今回工事範囲を示す。

注記1) 箱抜き部は、埋戻しを行うこと。

注記2) 脱水機室シンダーコンクリートは、今回工事範囲に含む。

一般平面図



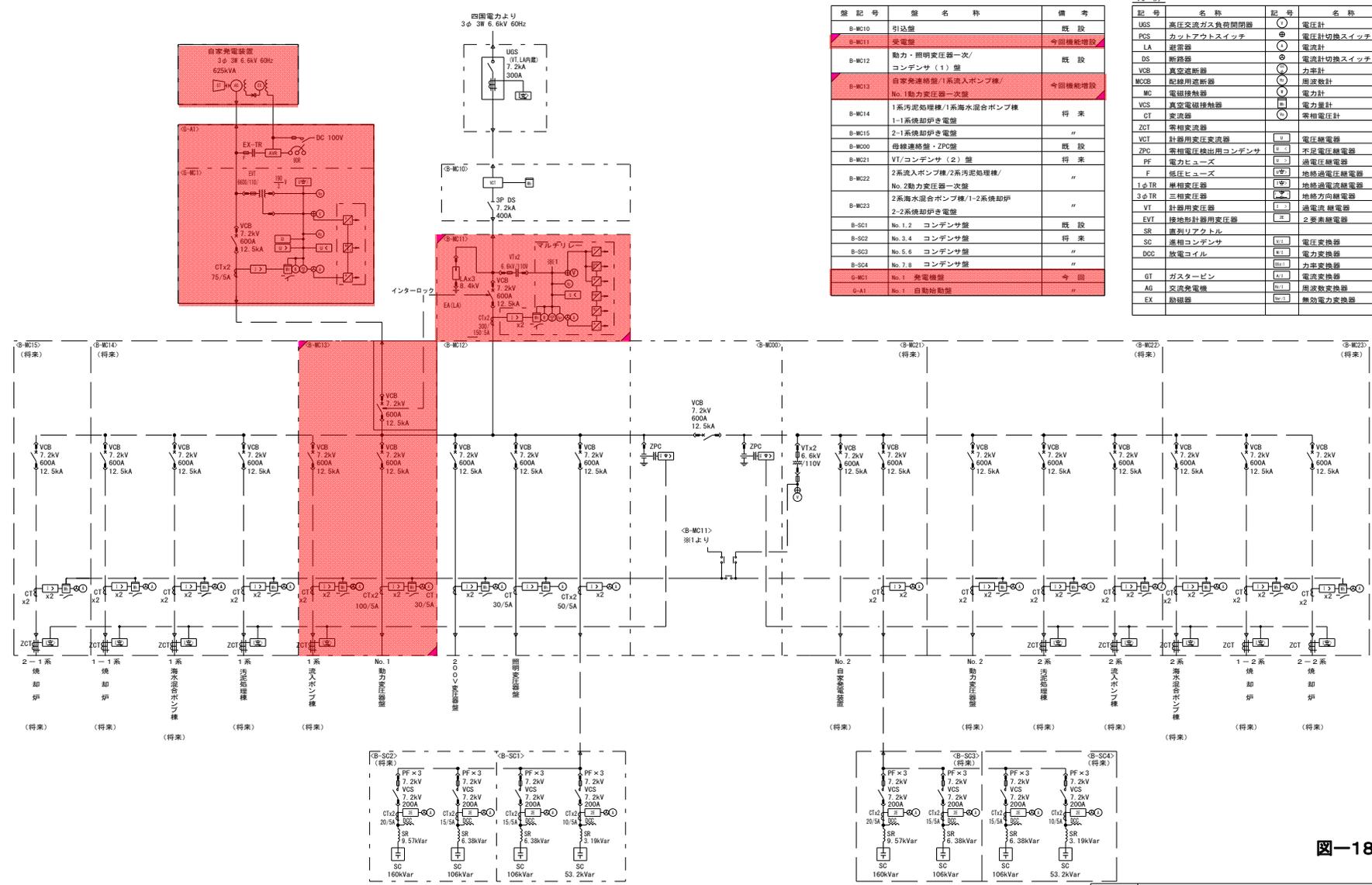
施設名一覧表

施設番号	施設名	施設番号	施設名
①	流入渠	⑫	独立管廊
②	流入ポンプ棟	⑬	吐出口
③	分配槽	⑭	放流渠
④	最初沈殿池	⑮	汚泥焼却炉
⑤	反応槽	⑯	第1ポンプ棟
⑥	最終沈殿池	⑰	海水取水施設
⑦	用水・消毒棟	⑱	海水取水管
⑧	送風機棟	⑲	海水取水口
⑨	管理棟	⑳	導水渠
⑩	汚泥処理棟	㉑	太陽光発電
⑪	重力濃縮槽	㉒	小水力発電

直接使用了水準点	徳島県 基準点 MT-1 3
直接使用了水準点 標高	T.P. + 5.727
基準となる公共水準点	徳島野二等三角点
基準となる公共水準点 標高	T.P. + 5.780
基準となる公共水準点 制定年度	2003年度制定

敷地内設計 G.L.TP3.021m (DL+4.000m)			
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	一般平面図 (第1期計画)	縮尺	1/1000
検収年月	平成 年 月	図面種別コード	Z101
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-0379-J-09
受託業者		図面番号	M-4

図-17



盤記号	盤名称	備考
B-MC10	引込盤	既設
B-MC11	空電盤	今回機能増設
B-MC12	動力・照明変圧器一次/コンデンサ(1)盤	既設
B-MC13	自発動装置/1系流入ポンプ機/No.1動力変圧器一次盤	今回機能増設
B-MC14	1系汚泥処理機/1系海水混合ポンプ機	将来
B-MC15	2-1系統却炉き電盤	〃
B-MC00	母線連絡盤・ZPC盤	既設
B-MC21	VT/コンデンサ(2)盤	将来
B-MC22	2系流入ポンプ機/2系汚泥処理機/No.2動力変圧器一次盤	〃
B-MC23	2系海水混合ポンプ機/1-2系統却炉/2-2系統却炉き電盤	〃
B-SC1	No.1.2 コンデンサ盤	既設
B-SC2	No.3.4 コンデンサ盤	将来
B-SC3	No.5.6 コンデンサ盤	〃
B-SC4	No.7.8 コンデンサ盤	〃
B-MC1	No.1 発電機盤	今回
G-A1	No.1 自動始動盤	〃

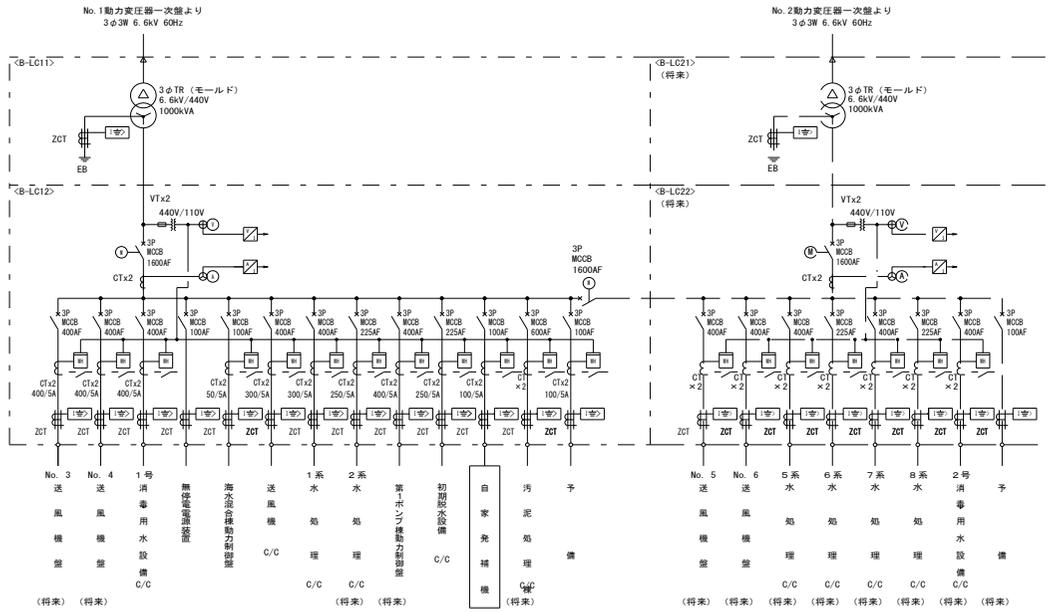
記号	名称	記号	名称
UWS	高圧交流ガス負荷開閉器	○	電圧計
PCS	カットアウトスイッチ	⊗	電圧計切換スイッチ
LA	避雷器	○	電流計
DS	断路器	⊗	電流計切換スイッチ
VCB	真空遮断器	○	力率計
MCB	配線用遮断器	○	用途数計
MC	電圧検出器	○	電力量計
VCS	真空電磁接触器	⊗	電力量計
CT	変流器	○	三相電圧計
ZCT	零相変流器	⊗	電圧継電器
VCT	計器用変圧変流器	⊗	不足電圧継電器
ZPC	零相電圧検出用コンデンサ	⊗	過電圧継電器
PF	電力ヒューズ	⊗	接地過電圧継電器
F	低圧ヒューズ	⊗	力率変換器
1φTR	単相変圧器	⊗	電流方向継電器
3φTR	三相変圧器	⊗	過電流継電器
VT	計器用変圧器	⊗	差差継電器
EVT	接地形計器用変圧器	⊗	重利リアクトル
SR	重利リアクトル	⊗	電圧変換器
SC	巻相コンデンサ	⊗	電力変換器
DOC	放電コイル	⊗	力率変換器
GT	GT ガスタービン	⊗	電流変換器
AG	交流発電機	⊗	用途数変換器
EX	助燃器	⊗	無効電力変換器

図-18

送風機棟 単線結線図

- 注記
- は今回を示す。
 - は機能増設を示す。

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	2/13
施設名	旧吉野川浄化センター	縮尺	-
図面名称	送風機棟単線結線図(1)	図面種類コード	Z602
検収年月	平成 25年 12月	業務委託番号	0-02-1670-J-01
設計管理	日本下水道事業団	図面番号	E-2
受託業者	日本上下水道設計株式会社		



記号	名称
MCB	塑封遮断器
CT	変流器
ZCT	零相変流器
F	低圧ヒューズ
VT	計器用変圧器
1φTR	单相変圧器
3φTR	三相変圧器
○	電圧計
⊙	電圧計切換スイッチ
⊖	電流計
⊙	電流計切換スイッチ
□	電力計
⊖	接地漏電検出装置
⊖	変圧器
⊖	電流変換器

盤記号	盤名称	備考
B-LC11	No.1 動力変圧器盤	既設
B-LC12	No.1 動力主幹盤	〃
B-LC22	No.2 動力主幹盤	将来
B-LC21	No.2 動力変圧器盤	〃
B-LC31	200V 動力変圧器盤	既設
B-LC32	200V 動力主幹盤	〃
B-LC41	照明変圧器盤	〃
B-LC42	照明主幹盤	〃

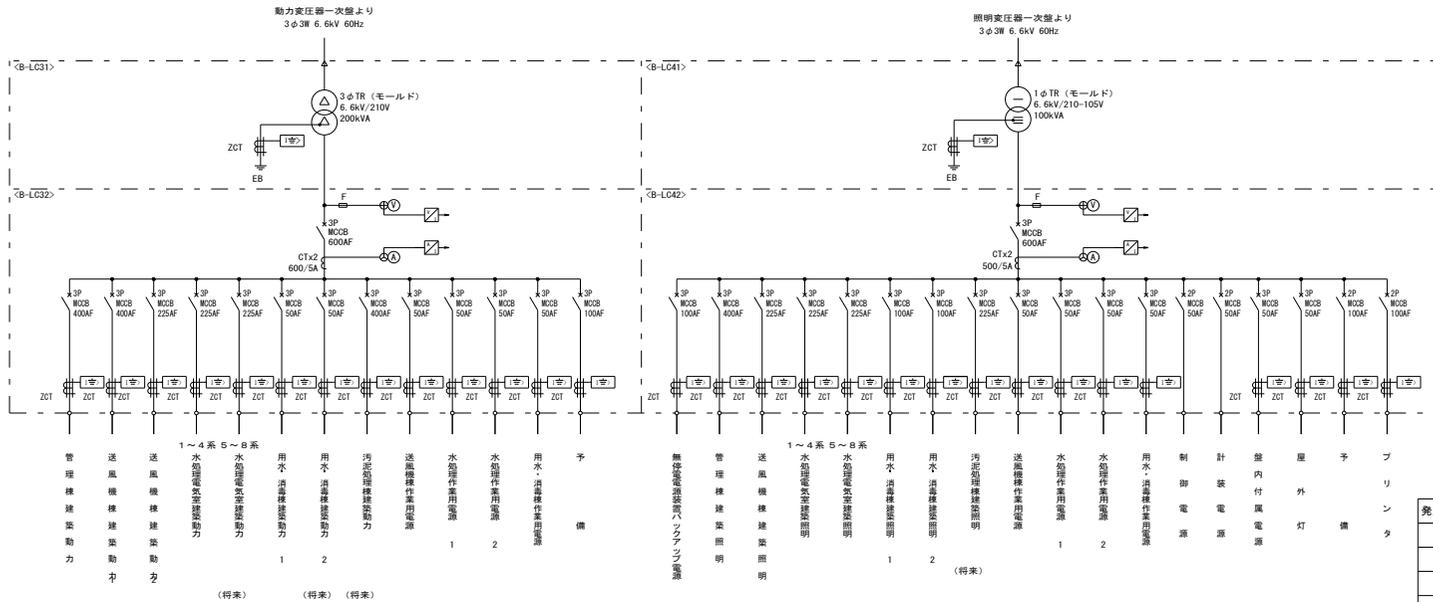
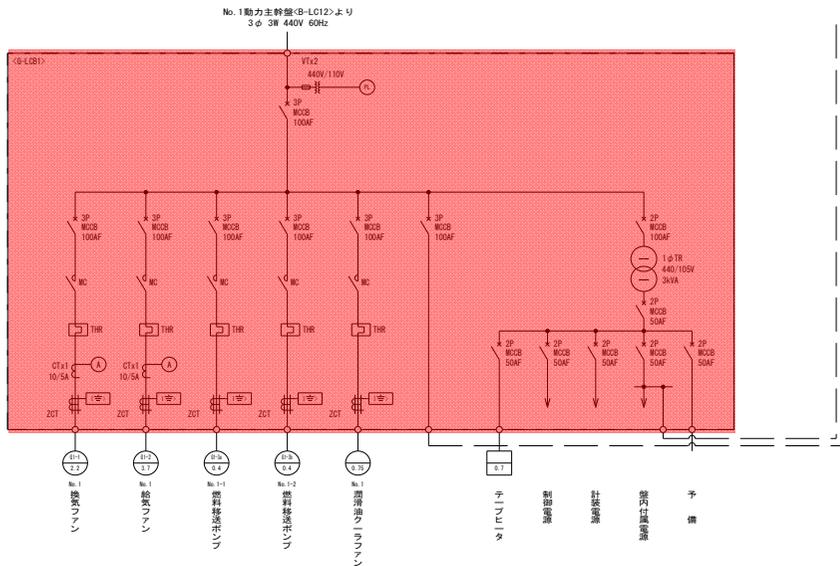
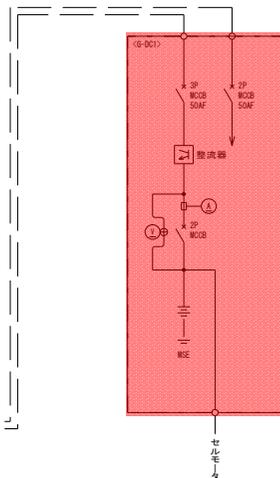


図-19

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	3/13
施設名	旧吉野川浄化センター	図面種類コード	-
図面名称	送風機棟単線結線図(2)	縮尺	-
検収年月	平成 25年 12月	図面別コード	Z602
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-3



No. 1 補機盤 単線結線図



No. 1 始動用直流電源盤 単線結線図

記号	名称
MCOB	電動機用遮断器
MC	電動機用断路器
THR	熱继电器
CT	変成器
ZCT	零相変成器
1φTR	単相変成器
VT	計器用変圧器
1φTR	単相変圧器
○	電圧計
⊕	電圧計切替スイッチ
⊙	電流計
⊗	電流計切替スイッチ
○	パイロットランプ
⊞	接地過電流継電器

図-20

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	4/13
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	自家発低圧盤 単線結線図	縮尺	—
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z602
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-4

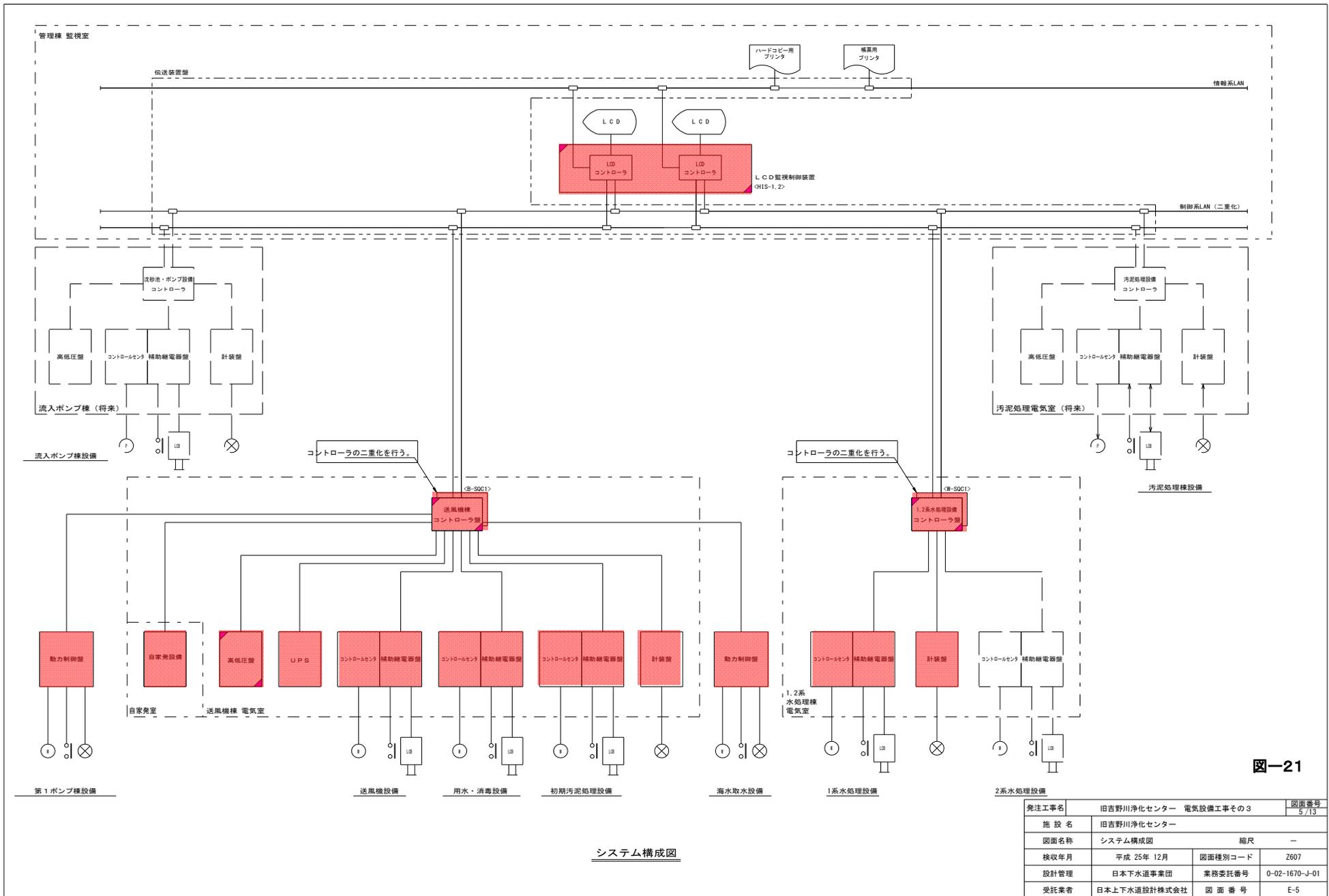
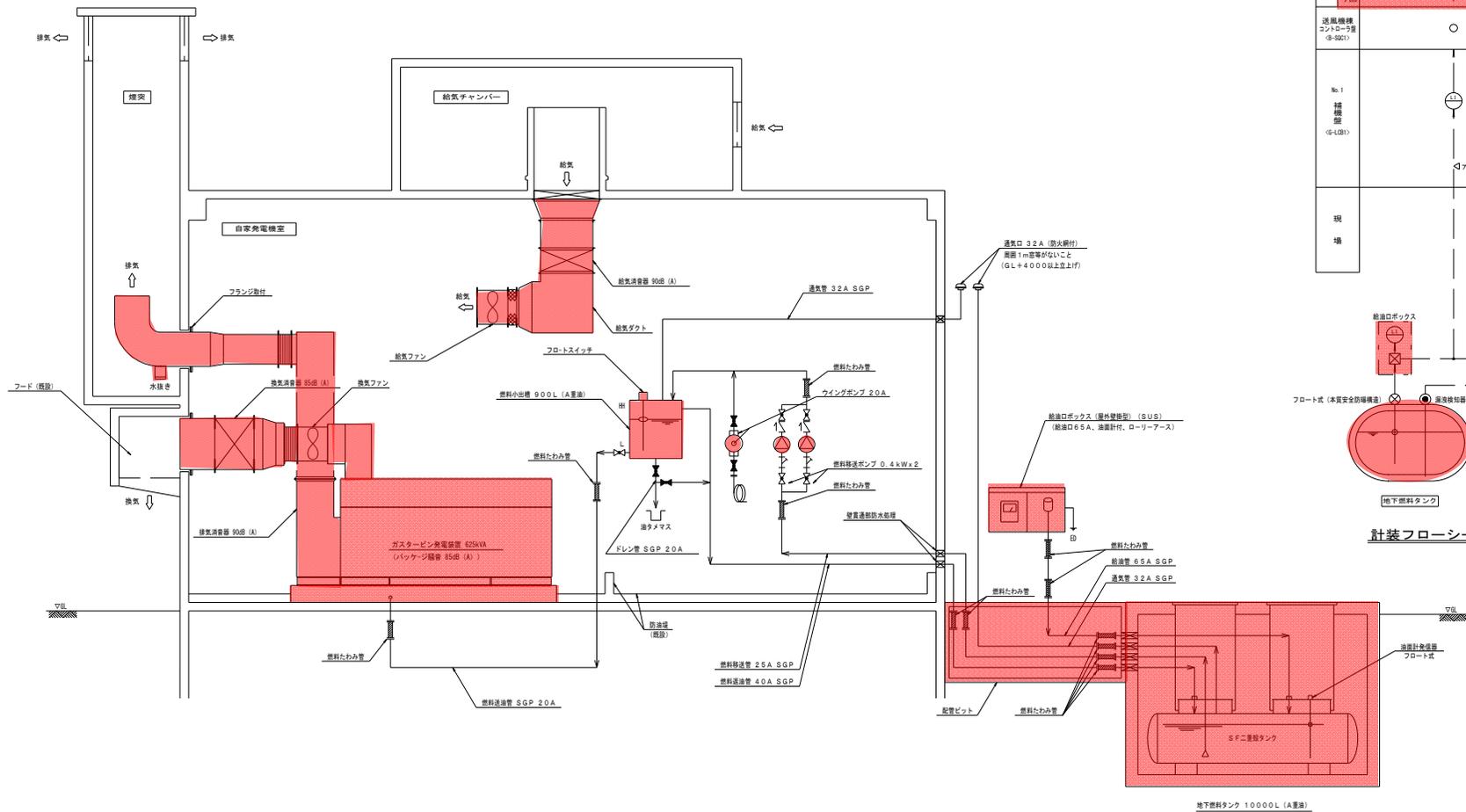
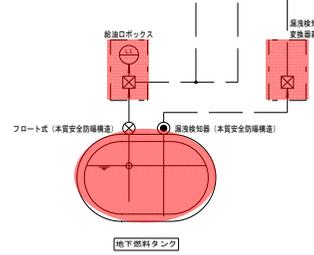


図-21

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3		図面番号
施設名	旧吉野川浄化センター		5/13
図面名称	システム構成図	縮尺	-
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z607
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-5



計装項目	地下燃料タンク設置	地下燃料タンク配管	地下燃料タンク設置
LCD	○	○	○
ロガー			
台数	既設	-	-
台数	今回	1	1
送風機種		○	○
コントローラ種		○	○
(G-5001)			
No.1			
種別			
(G-1001)			
現場			

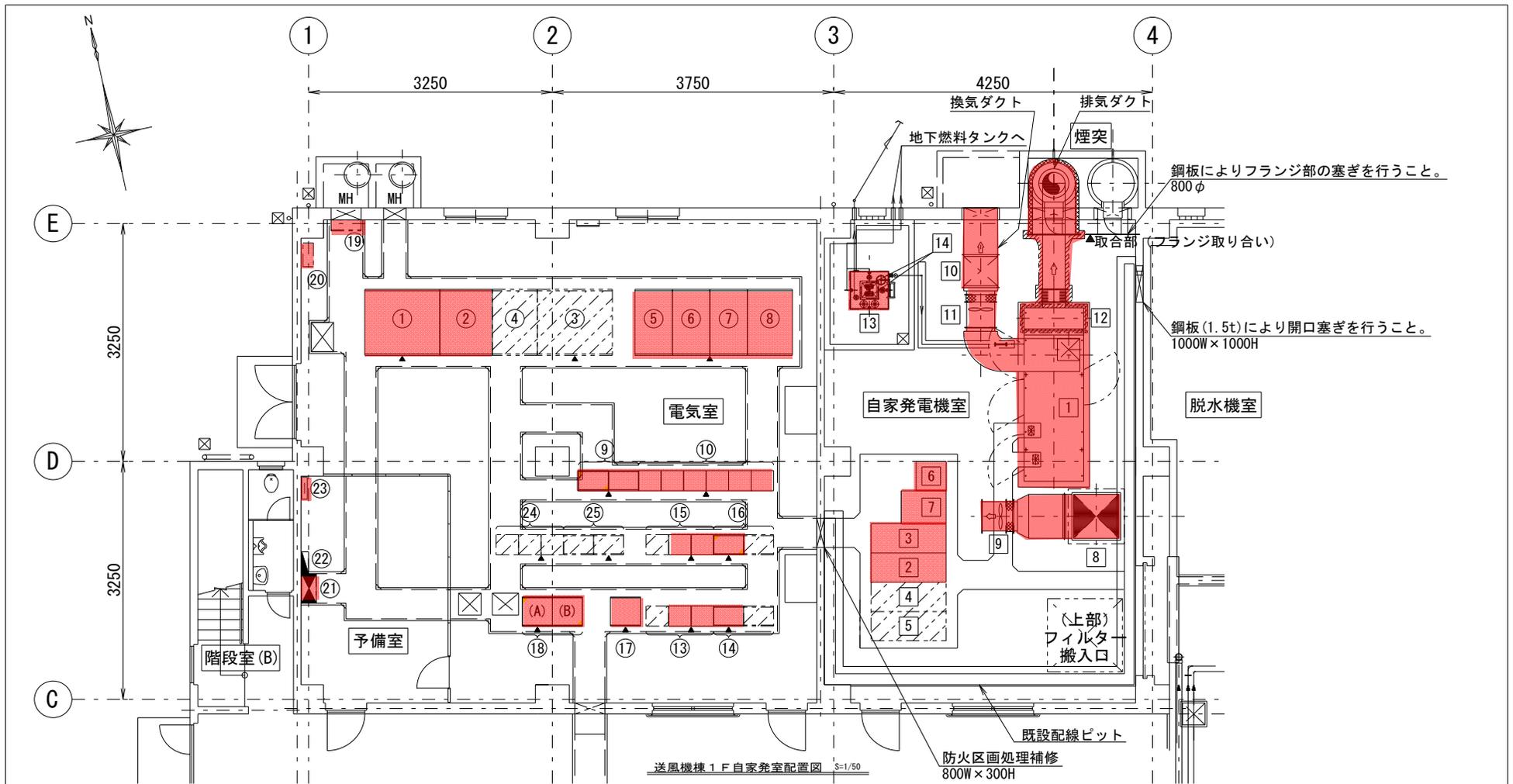


計装フローシート

自家発配管系統図

図-22

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	6/13
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	自家発配管系統図・計装フロー	縮尺	-
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z604
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-6



送風機棟 1 F 自家発電室配置図 S=1/50

電気室設備名称一覧表

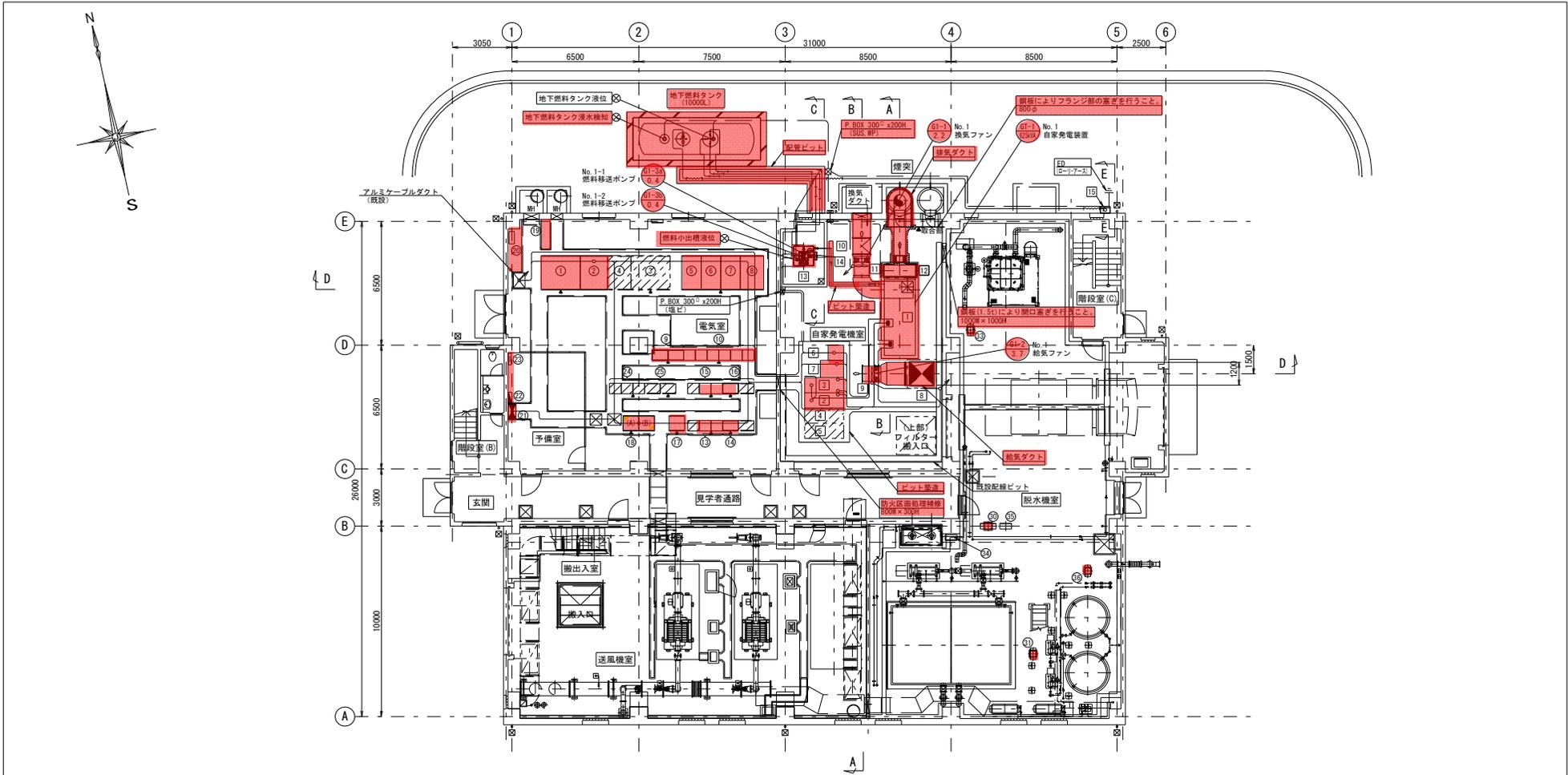
番号	記号	名称	備考
①	B-LC11	No.1動力変圧器盤	既設
②	B-LC12	No.1動力主幹盤	既設
③	B-LC21	No.2動力変圧器盤	特 殊
④	B-LC22	No.2動力主幹盤	特 殊
⑤	B-LC31	200V動力変圧器盤	既設
⑥	B-LC32	200V動力主幹盤	既設
⑦	B-LC41	照明変圧器盤	既設
⑧	B-LC42	照明主幹盤	既設
⑨	D-RY1	初期排水設備補助継電器盤	※自備増設
⑩	D-DC1	初期排水設備コントロールセンタ	既設
⑪	B-DC1	送風機設備補助継電器盤	既設
⑫	B-RY1	送風機設備補助継電器盤	※自備増設
⑬	D-CDC1	1系用水・消毒設備補助継電器盤	既設
⑭	C-RY1	1系用水・消毒設備補助継電器盤	※自備増設
⑮	B-K1	送風機・用水消毒設備計装変換器盤	既設
⑯	B-SDC1	送風機棟コントローラ盤	※自備増設
⑰	ET-1	接地端子盤	既設

自家発電機室機器名称一覧表

番号	記号	名称	備考	数量	仕様
①	GT-1	No.1ガスタービン発電装置	今回	1	85dB(A) 625KVA
②	G-MC1	No.1発電機盤	既設	1	
③	G-A1	No.1自動始動盤	既設	1	
④		連絡ジャック等盤	特 殊	1	
⑤		自動閉鎖盤	既設	1	
⑥	G-LR1	No.1種機器盤	今回	1	
⑦	G-DC1	No.1始動用直流電源盤	既設	1	90dB(A)
⑧		No.1給気消音器	既設	1	3.7kW
⑨		No.1換気消音器	既設	1	85dB(A)
⑩		No.1換気ファン	既設	1	2.2kW
⑪		No.1排気消音器	既設	1	90dB(A)
⑫		燃料小出槽	既設	1	900L A重油
⑬		燃料移送ポンプ	既設	2	0.4kW 35L/min
⑭		給油口ボックス	既設	1	

図-23

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	7/13
施設名	旧吉野川浄化センター		
図面名称	送風機棟 1 F 自家発電室配置図	縮尺	1/50
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z610
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-7



送風機棟 1F平面図 S=1/100

電気室機名称一覧表

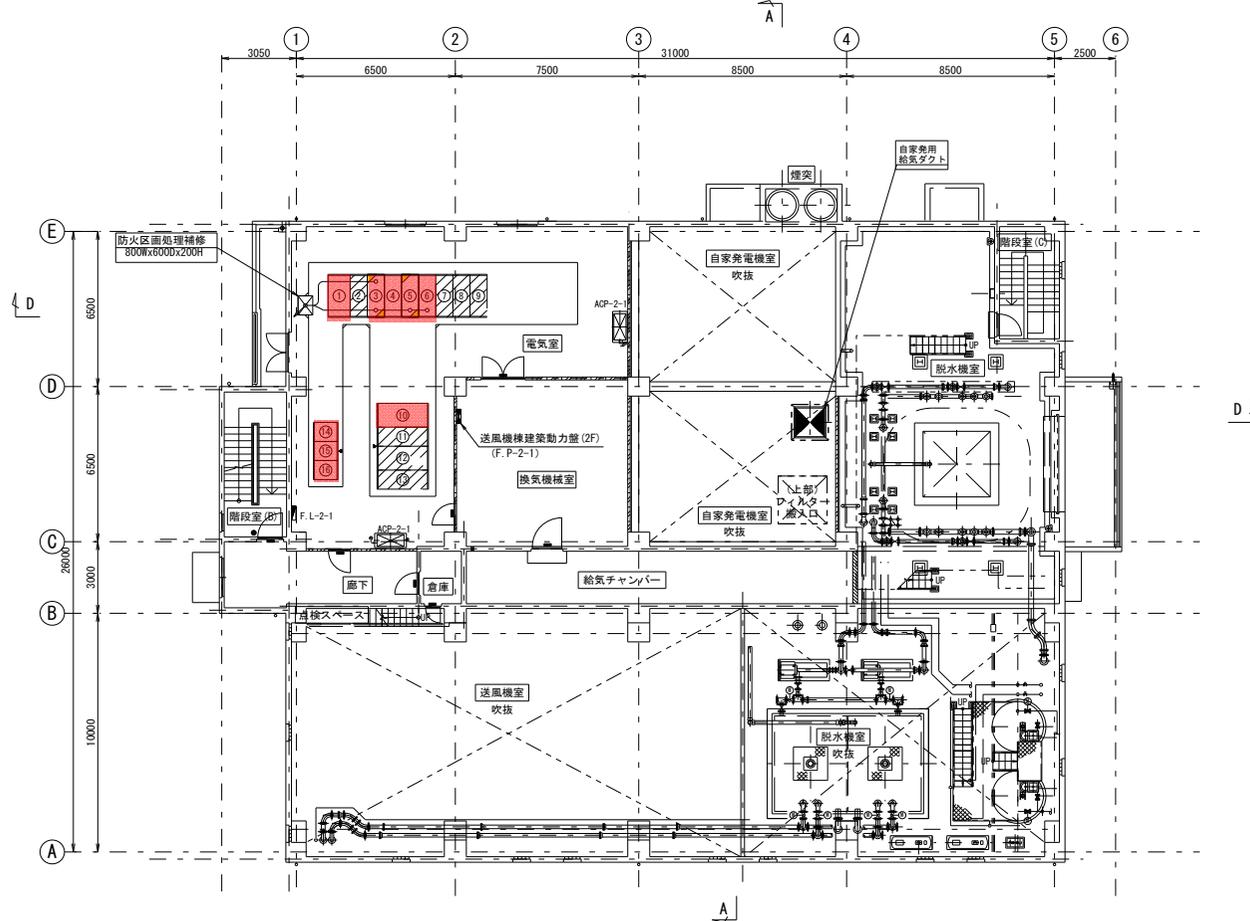
番号	記号	名称	備考	番号	記号	名称	備考
①	B-LC11	No.1動力変圧器盤	既設	②	F-M-11	太陽光発電設備ハバコンディショナ	既設
②	B-LG12	No.1動力制御盤	既設	③	F-M-11	送風機稼働補助動力盤(1F)	〃
③	B-LC21	No.2動力変圧器盤	特 考	④	F-L-11	屋外電灯盤	〃
④	B-LC22	No.2動力制御盤	〃	⑤	F-T-11	送風機稼働制御盤(1F)(発電機内蔵)	〃
⑤	B-LC31	200V動力変圧器盤	既設	⑥	C-DC2	2系用水・消臭設備コントロールセンター	特 考
⑥	B-LC32	200V動力制御盤	〃	⑦	C-DC2	2系用水・消臭設備制御補助電源盤	〃
⑦	B-LC41	照明変圧器盤	〃	⑧	D-LCB-101	送風機稼働補助電源盤	既設
⑧	B-LC42	照明制御盤	〃	⑨	D-LCB-103	送風機稼働補助電源盤	〃
⑨	D-RY1	初期脱水設備補助電源盤	今回機体設置	⑩	D-LCB-105	脱水設備用送風ファン現場操作盤	〃
⑩	D-CC1	初期脱水設備コントロールセンター	既設	⑪	D-LCB-104	薬品溶解水ポンプ現場操作盤	〃
⑪	B-CC1	送風機設備コントロールセンター	〃	⑫	D-LCB-108	汚泥搬入装置用自家発電機制御盤	特 考
⑫	B-RY1	送風機設備補助電源盤	〃	⑬	B-SB-102	作業用電源盤	既設
⑬	C-DC1	1系用水・消臭設備コントロールセンター	〃				
⑭	C-RY1	1系用水・消臭設備補助電源盤	今回機体設置				
⑮	B-K1	送風機・用水消費設備計量交換器盤	既 設				
⑯	B-SDC1	送風機稼働コントロール盤	今回機体設置				
⑰	ET-1	接地端子盤	既 設				

自家発電機室機器名称一覧表

番号	記号	名称	備考	数量	仕様
①	GI-1	No.1ガスタービン発電装置	今回	1	850B(A) 625kVA
②	G-WC1	No.1発電機盤	〃	1	
③	G-A1	No.1自動始動盤	〃	1	
④		連絡ケーブル断接盤	特 考	1	
⑤		自動閉鎖盤	〃	1	
⑥	G-LCB1	No.1種機盤	今回	1	
⑦	G-DC1	No.1始動用直流電源盤	〃	1	
⑧		No.1給気消音器	〃	1	90dB(A)
⑨		No.1給気ファン	〃	1	3.7kW
⑩		No.1換気消音器	〃	1	85dB(A)
⑪		No.1換気ファン	〃	1	2.2kW
⑫		No.1排気消音器	〃	1	90dB(A)
⑬		燃料小出槽	〃	1	900L A重油
⑭		燃料移送ポンプ	〃	2	0.4kW 35L/min
⑮		給油口ボックス	〃	1	

図-24

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	8/13
施設名	旧吉野川浄化センター	図面名称	送風機棟 1F平面図
図面名称	送風機棟 1F平面図	縮尺	1/100
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z610
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-8



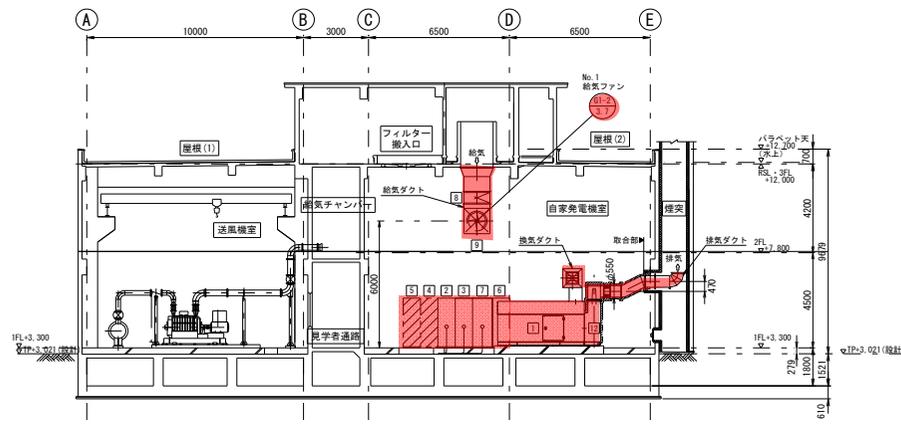
送風機棟2F平面図 S=1/100

盤名称一覧表

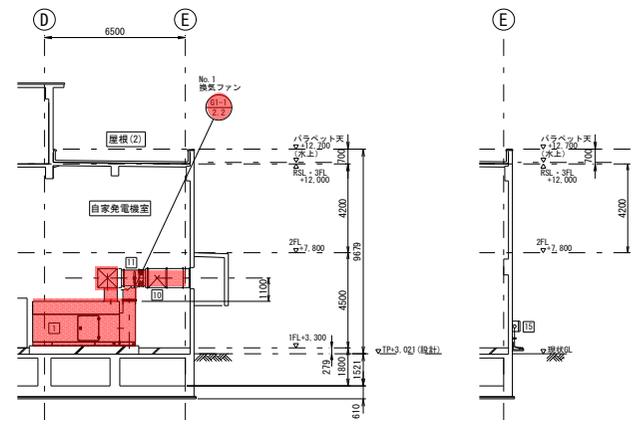
番号	記号	名称	備考	番号	記号	名称	備考
①	B-MC10	引込盤	既設	⑩	B-SG2	No. 3, 4コンデンサ盤	将来
②	B-MC14	1系汚泥処理機/1系潜水混合ポンプ機/1系機械排水きり装置	将来	⑪	B-SG3	No. 5, 6コンデンサ盤	〃
③	B-MC13	自家発電機室/No. 1動力変圧器一次盤	今回増設	⑫	B-SG4	No. 7, 8コンデンサ盤	〃
④	B-MC12	動力・照明変圧器一次盤/コンデンサ(1)盤	既設	⑬	B-LIPS3	インバータ盤	既設
⑤	B-MC11	受電盤	今回増設	⑭	B-LIPS2	充電器盤	〃
⑥	B-MC00	母線連絡-ZPD盤	既設	⑮	B-UPS1	蓄電池盤	〃
⑦	B-MC24	No. 2自家発電機/コンデンサ(2)盤	将来				
⑧	B-MC22	環流ポンプ機/1系汚泥処理機/1系動力変圧器一次盤	〃				
⑨	B-MC23	1系汚泥処理機/1系汚泥ポンプ機/1系機械排水きり装置	〃				
⑬	B-SG1	No. 1, 2コンデンサ盤	既設				

図-25

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3		図面番号	9/13
施設名	旧吉野川浄化センター			
図面名称	送風機棟2F平面図	縮尺	1/100	
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z610	
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01	
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-9	

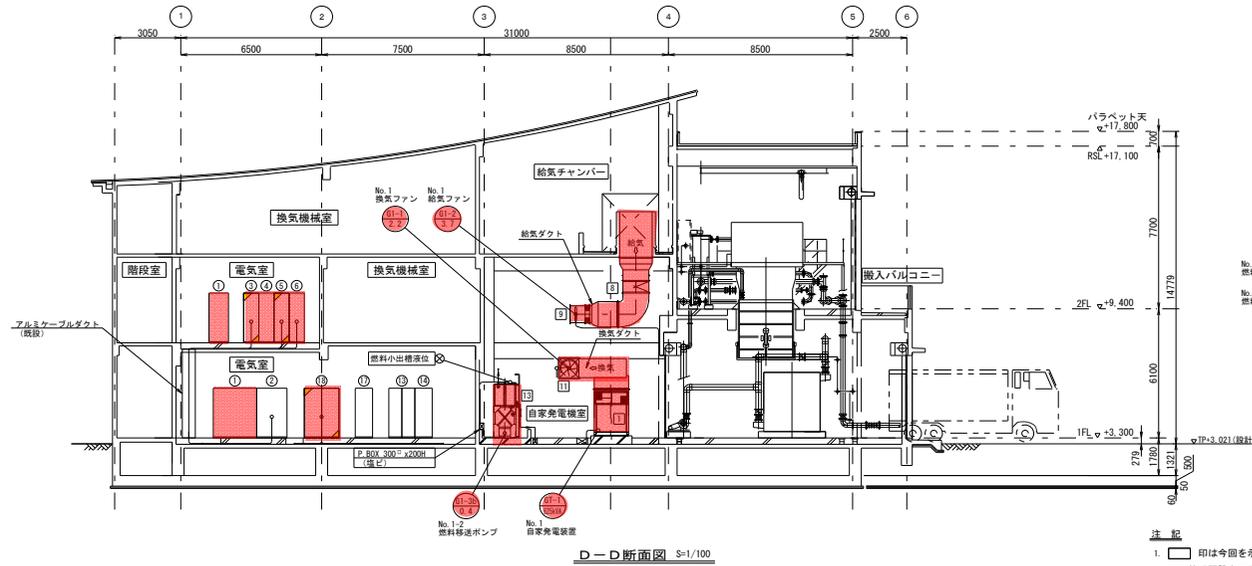


A-A断面図 S=1/100

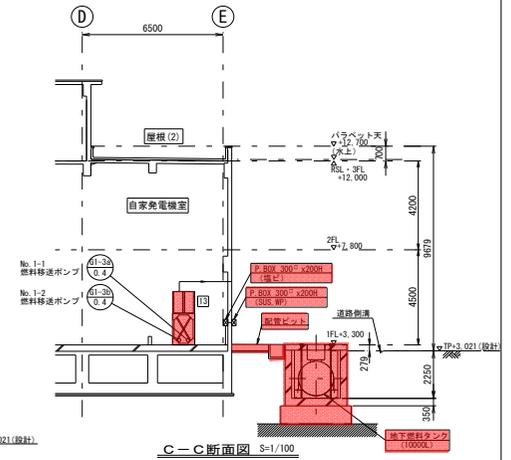


B-B断面図 S=1/100

E-E断面図 S=1/100



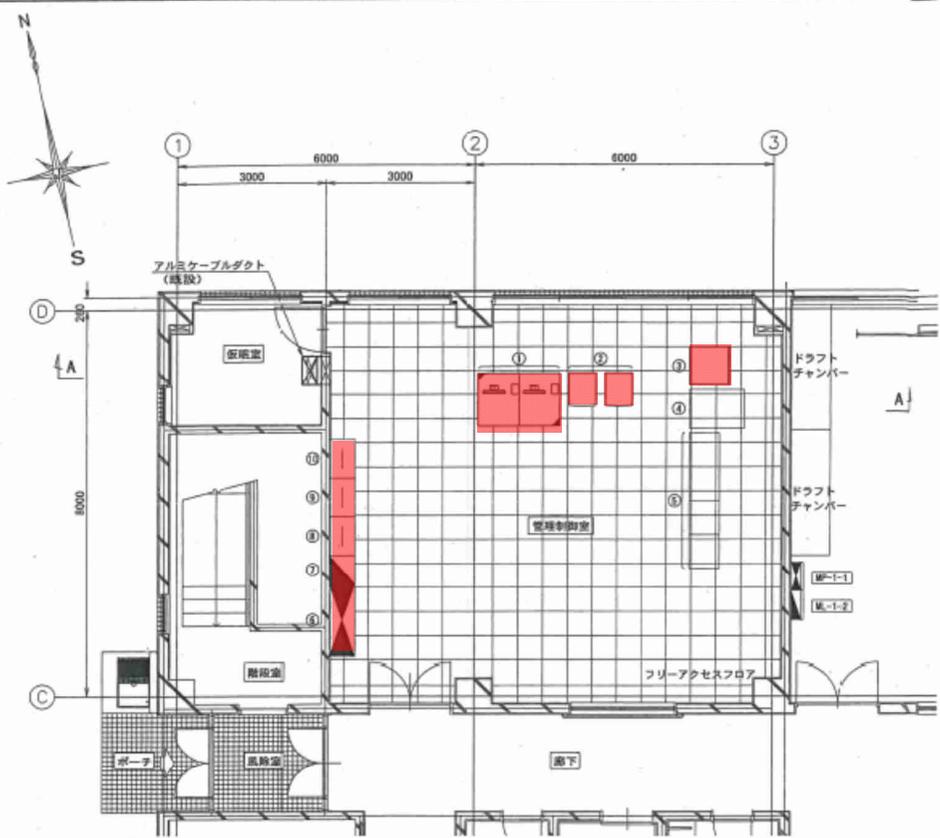
D-D断面図 S=1/100



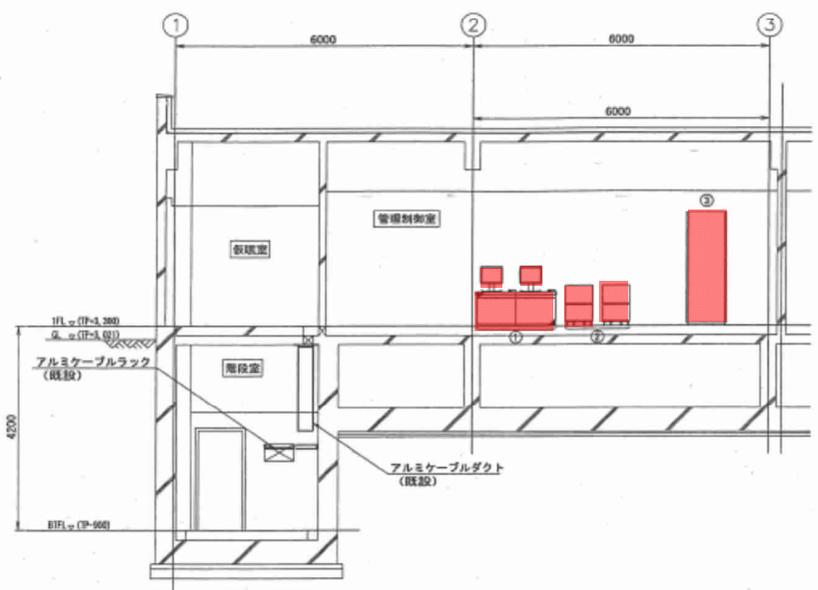
C-C断面図 S=1/100

- 注記
 1 印は今回を示す。
 2 その他は既設を示す。

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事モ		
施設名	旧吉野川流域下水道 旧吉野川浄化セン!		
図面名称	送風機棟断面図	縮尺	1/100
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	Z610
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-02-1670-J-01
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-11



管理棟 1F 管理制御室平面図 S=1/50



A-A 断面図 S=1/50

設備名称一覧表

番号	記号	名称	備考
①	HIS	LCD監視制御装置	今回設置
②	PRT	プリンタ	既設
③	NW	伝送装置	*
④		マンホールポンプ監視装置	将来
⑤		テレメータ盤	*
⑥	M-1-1	管理棟建築動力盤	既設
⑦	M-1-1	管理棟建築動力盤	*
⑧	M-1-1	管理棟端子盤 (電話交換機)	*
⑨	M-1-1	管理棟端子盤 (火報)	*
⑩	M-1-1	管理棟端子盤 (放送用アンプ)	*

図-27

発注工事名	旧吉野川浄化センター 電気設備工事その3	図面番号	12/11
施設名称	旧吉野川浄化センター		
図面名称	管理棟 1F 平面図	縮尺	1/50
検収年月	平成 25年 12月	図面種別コード	2610
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	D-02-1670-J-41
受託業者	日本上下水道設計株式会社	図面番号	E-12

表①-1 旧吉野川浄化センター 機械設備一覽表

機 器 名	仕 様
(水処理設備) 嫌気層攪拌機	1台 水中機械式曝気装置 3.7kw・4P・440V
無酸素攪拌機	2台 同 上 7.5kw・4P・440V
硝化液循環ポンプ	1台 吸込スクリュウ付汚泥ポンプ 口径250mm・7.5kw・4P・440V
風量調節弁	1台 電油操作式バタフライ弁 口径200mm・0.4kw・440V
終沈汚泥掻き機	2基 チェーンフライト式 0.4kw・4P・440V
終沈前段スカムスキマ	2基 電動式パイプスキマ 口径300A・0.13kw・440V
終沈後段スカムスキマ	2基 電動式パイプスキマ 口径300A・0.13kw・440V
終沈後段スカム移送ポンプ	2台 吸込スクリュウ付汚泥ポンプ 径100mm・5.5kw・4P・440V
終沈後段スカム移送切替弁	2台 電動仕切弁 口径150mm・0.4kw・440V
返送汚泥ポンプ	2台 吸込スクリュウ付汚泥ポンプ 口径200mm・5.5kw・4P・440V
終沈汚泥引抜弁	2台 電動偏心構造弁 口径250mm・0.2kw・440V
余剰汚泥ポンプ	2台 無閉塞形汚泥ポンプ 口径100mm・3.7kw・440V
余剰汚泥引抜弁	1台 電動偏心構造弁 口径150mm・0.2kw・440V
反応槽管廊床排水ポンプ	2台 水中汚水汚物ポンプ 口径65mm・0.3m ³ /分・2.2kw・440V
終沈管廊床排水ポンプ	1台 水中汚水汚物ポンプ 口径65mm・0.3m ³ /分・3.7kw・440V
No.1-1反応槽流入可動堰	1門 角形外ねじ式鋳鉄製可動堰 400mm×400mm
No.1-1散気装置	1池 メンブレンパネル式散気装置
初期用ゲート	1門 角形ゲート(外ねじ式鋳鉄製) 巾1000mm×高1000mm
移動式吊上装置	1台 移動式(手動チェーンブロック式) 3.0トン吊り
No.1-1,2最終沈殿池流入可動堰	2門 角形可動堰(外ねじ式鋳鉄製) 巾400mm×高400mm
(送風機) No.1,2送風機	2台 鋼板製多段ターボプロア 径200mm・径150mm・40m ³ /分・75kw
No.1,2送風機用電動機	2台 横軸三相誘導電動機 75kw・440V
No.1,2送風機用吐出弁	2台 電動式外ねじ形仕切弁 口径200mm 0.4kw
空気仕切弁	2個 手動式外ねじ仕切弁 口径600mm
乾式空気ろ過器	1台 自動巻取型乾式空気ろ過器 200m ³ /分・0.2kw・440V
送風機吊上機	1基 手動式天井クレーン(チェーンブロック式) 5トン吊り
放風装置	1台 電油操作式バタフライ弁 口径80mm 0.4kw
(用水消毒) 消泡水ポンプ	2台 横軸渦巻ポンプ 口径125mm・2.0m ³ /分・15.0kw・440V
消泡水ストレーナ	1基 自動洗浄ストレーナ 口径250mm・6.0m ³ /分・0.2kw・440V
砂ろ過器	1基 移床式上向流連続砂ろ過器 ろ過面積 1.0m ²
砂ろ過原水ポンプ	2台 横軸渦巻ポンプ 口径50mm・0.21m ³ /分・2.2kw・440V
砂ろ過原水ストレーナ	1基 自動洗浄ストレーナ 口径50mm・0.21m ³ /分・0.1kw・400V
洗浄用空気圧縮機	2台 無給油式可搬形小型圧縮機 153NL/分・1.5kw・440V
雑用水給水ユニット	1基 圧力タンク・横軸渦巻ポンプ 口径80mm・0.6m ³ /分・7.5kw・440V
床排水ポンプ	2台 水中汚水汚物ポンプ 口径65mm・0.3m ³ /分・2.2kw・440V
排水槽ポンプ	2台 吸込スクリュウ付汚泥ポンプ 口径80mm・0.4m ³ /分・3.7kw・440V
凝集剤注入ポンプ	2台 ダイアフラム形定量ポンプ 口径25mm・1.65L/分・440V
No.1~4消毒槽流入ゲート	4門 角形ゲート(外ねじ式鋳鉄製) 巾1500mm×高1000mm
No.1紫外線殺菌装置	1式 低圧紫外線ランプ 10.75kw
紫外線吊上装置	1基 手動式チェーンブロック 2.0トン 吊り
塩素接触装置	1基 導入水溶解型(密閉式) 0.3m ³ /分
凝集剤貯槽	1基 立形定置式 8m ³
(海水混合) 海水取水ポンプ	2台 水中汚水ポンプ 口径150mm・2.5m ³ /分・5.5kw・440V
(第1ポンプ設備) 流入ゲート	1門 外ねじ式鋳鉄製電動丸形ゲート 口径1650mm・7.5kw・440V
No.1~3主ポンプ	3台 水中汚水ポンプ 口径200mm・4.0m ³ /分・45.0kw・440V
脱臭ファン	1台 片吸込ターボファン 6.0m ³ /分・1.5kw・440V
ポンプ吊上装置	1基 電動式チェーンブロック 2.0トン・3.4kw・440V
しさかご	2個 定置式しさかご 0.5m ³ ・幅1.0・長さ・1.0・高さ0.5
自動除塵機	1基 脱水機構付裏かきスクリーンユニット 1.9kw・440V
土壌脱臭床	1基 別置・強制送風方式 6m ³ /分

表①—2 旧吉野川浄化センター 電気設備一覧表

	機 器 名	数 量	仕 様	
(受変電設備)	引込盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 7.2kV 400A	
	受電盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 7.2kV 600A	
	母線連絡・ZPD盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 7.2kV 600A	
	200V動力変圧器一次・照明変圧器一次・No.1,2コンデンサ一次盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 7.2kV 600A	
	No.1動力変圧器一次盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 7.2kV 600A	
	No.1動力変圧器盤	1面	3φモールド 6600/440V 1000kVA	
	No.1動力主幹盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 460V 1600A	
	200V動力変圧器盤	1面	3φモールド 6600/210V 200kVA	
	200V動力主幹盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 220V 600A	
	照明変圧器盤	1面	1φモールド 6600/210-105V 100kVA	
	照明主幹盤	1面	金属閉鎖形スイッチギヤ 220V 600A	
	No.1,2コンデンサ盤	1面	高圧コンベクションスター 7.2kV 200A	
	無停電電源装置	1式	長寿命形MSE 150AH インバータ7.5kVA	
	自家発電装置	1式	6600V 625kVA	
	(運転操作設備)	1系水処理設備コントロールセンタ	1式	両面式
1系水処理設備補助継電器盤		1式	屋内自立形	
送風機設備コントロールセンタ		1式	両面式	
送風機設備補助継電器盤		1式	屋内自立形	
1系用水・消毒設備コントロールセンタ		1式	両面式	
1系用水・消毒設備補助継電器盤		1式	屋内自立形	
初期脱水設備コントロールセンタ		1式	両面式	
初期脱水設備補助継電器盤		1式	屋内自立形	
送風機棟コントローラ盤		1式	屋内自立形	
1,2系水処理設備コントローラ盤		1式	屋内自立形	
現場操作盤		各種		
(計装設備)	ポンプ井水位	1組	投込み式	
	汚水揚水量	1組	電磁式 250φ	
	送風機吸込風量	2組	オリフィス式 250φ	
	送風機吐出圧力	1組	圧力式	
	反応槽送風量	1組	オリフィス式 250φ	
	嫌気槽ORP	1組	浸漬形	
	好気槽DO	1組	浸漬形	
	好気槽MLSS	1組	浸漬形	
	硝化液循環流量	1組	電磁式 200φ	
	返送汚泥流量	1組	電磁式 150φ	
	返送汚泥濃度	1組	超音波減衰式 150φ	
	余剰汚泥流量	1組	電磁式 100φ	
	全窒素全リンUV計	1組	紫外線酸化分解法、紫外線吸光度法	
	放流流量	1組	せき式(投込み式)	
	原水槽水位	1式	圧力式	
	凝集剤貯留槽液位	1組	圧力式	
	排水槽水位	1式	圧力式	
	砂ろ過水槽水位	1式	圧力式	
	汚泥貯留タンク液位	2組	圧力式	
	脱水機汚泥供給流量	1組	電磁式 100φ	
	脱水機汚泥供給濃度	1組	超音波減衰式 100φ	
	脱水機薬品溶解タンク液位	2組	圧力式	
	脱水機薬液供給流量	1組	電磁式 25φ	
	水処理設備計装盤	1面	屋内自立形	
	送風機・用水消毒設備計装盤	1面	屋内自立形	
	(監視制御設備)	LCD監視制御装置	1式	

旧吉野川流域下水道 管理運営費決算の状況

* 特殊要因除く

(税込み:単位円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費		39,629,321	83,298,327	77,086,821	85,085,745	82,957,625
変動費		56,744,138	61,722,676	58,902,839	71,569,558	85,732,552
	電力費	25,983,765	27,115,862	25,770,817	30,242,074	36,259,538
	薬品費	2,248,560	3,609,077	2,079,000	2,376,000	5,081,227
	汚泥処分委託費	28,511,813	30,997,737	31,053,022	38,951,484	44,391,787
維持管理費		105,814,857	72,947,992	74,776,172	77,000,247	70,314,294
	運転監視委託費	64,316,160	8,140,000	8,140,000	8,140,000	8,140,000
	環境調査委託費	29,598,480	31,391,800	31,348,900	30,756,000	31,832,900
	保守点検等委託費	11,900,217	33,416,192	35,287,272	38,104,247	30,341,394
諸経費		9,142,695	21,771,233	21,945,168	15,005,395	25,446,613
	需用費	1,414,628	2,778,739	4,595,669	1,590,670	7,786,050
	役務費	753,310	1,374,297	957,815	966,173	1,102,860
	備品購入費	69,420	254,226	162,501	244,586	2,163,706
	旅費	429,959	1,118,416	427,471	449,119	433,296
	その他	6,475,378	16,245,555	15,801,712	11,754,847	13,960,701
合 計		211,331,011	239,740,228	232,711,000	248,660,945	264,451,084

旧吉野川流域下水道 年度別運転実績

年間流入水量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
流入水量(m ³)	1,640,152	1,645,539	1,685,458	1,908,698	2,093,311

年間汚泥処分量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処分量(トン)	1,222	1,331	1,320	1,660	1,874

令和4年度 水質試験結果(年間総括表)

項目	流入水			処理水		
	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値
水温(°C)	21.7	17.9	26.5	21.9	10.8	27.8
気温(°C)	18.4	0.7	34.4	18.8	1.4	33.9
水素イオン濃度(pH)	7.1	6.9	7.4	6.7	6.4	7.0
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/l)	61.0	30.8	128.5	1.8	0.6	5.4
化学的酸素要求量(COD)(mg/l)	42.0	29.6	81.0	8.0	6.7	9.9
浮遊物質(SS)(mg/l)	42.5	17.5	140.0	2.8	0.9	14.2
窒素含有量(T-N)(mg/l)	25.9	16.8	37.0	11.7	7.4	17.6
磷含有量(T-P)(mg/l)	2.4	1.5	4.4	0.3	0.1	1.0
大腸菌群数(個/ml)	731	41,000	109,000	2.8	1.0	7.0

※各データは、毎日～月2回程度の頻度の測定結果の平均、最小、最大である

令和3年度 水質試験結果(年間総括表)

項目	流入水			処理水		
	平均値	最小値	最大値	平均値	最小値	最大値
水温(°C)	22.4	16.8	26.7	22.1	15.7	27.7
気温(°C)	18.6	2.8	32.6	18.6	3.0	31.2
水素イオン濃度(pH)	7.1	6.8	7.3	6.7	6.5	7.3
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/l)	56.7	27.0	87.2	2.5	0.9	7.6
化学的酸素要求量(COD)(mg/l)	42.0	24.6	51.0	7.5	5.3	9.1
浮遊物質(SS)(mg/l)	37.6	19.7	80.0	3.4	1.3	8.2
窒素含有量(T-N)(mg/l)	29.9	16.4	49.0	11.0	5.7	18.3
磷含有量(T-P)(mg/l)	2.7	1.5	5.6	0.4	0.2	1.6
大腸菌群数(個/ml)	68,063	37,000	175,000	12.1	1.0	44.0

※各データは、毎日～月2回程度の頻度の測定結果の平均、最小、最大である

1. 管理運営体制の状況(令和5年4月1日現在)

■ 旧吉野川浄化センター 管理棟

業務責任者(1)、業務主任者(1)、保守点検管理及び水質管理担当(1)、保守点検管理担当(1)、
運転管理業務責任者(1)、運転管理業務副責任者兼運転監視操作業務主任者(1)、
保守点検業務責任者(1)、運転監視操作業務主任者(1)、
技能員(運転監視業務及び保守点検業務)(6)

※ ()内は、人数

2. 行政財産使用許可関係

(1) 旧吉野川浄化センター未利用敷地の使用許可について

隣接する月見ヶ丘海浜公園において、毎年、春の大型連休中及び夏休み期間中のお盆までの土日祝日等、多数の来場者による施設内の駐車場不足が懸念されることから、公園利用者の利便性及び周辺交通の安全性を確保するため、旧吉野川流域下水道終末処理場敷地の一部を臨時駐車場として使用許可している。

その他、月見ヶ丘海浜公園における大型イベント開催時など、同公園内の駐車場が不足すると判断される場合は、必要に応じて臨時駐車場としての貸し出しを行っているほか、過去には公共工事の資材置場として使用許可を行った事例(R3.2.1～10.31)もある。

参考資料⑤

委託業務一覧

令和3年度		令和4年度	
汚泥処分委託費		汚泥処分委託費	
	汚泥処理業務		汚泥処理業務
運転監視委託費		運転監視委託費	
	水質管理業務		水質管理業務
環境調査委託費		環境調査委託費	
	周辺海域水質調査業務		周辺海域水質調査業務
	環境生物調査業務		環境生物調査業務
	水質調査業務		水質調査業務
その他委託費		その他委託費	
	旧吉野川浄化センター警備業務(R6以降実施せず)		旧吉野川浄化センター警備業務(R6以降実施せず)
	旧吉野川浄化センター管理棟清掃業務		旧吉野川浄化センター管理棟清掃業務
	産業廃棄物処分業務(廃酸・廃油)		産業廃棄物処分業務(廃酸)
	薬品		薬品
	自家用工作物保安管理業務		自家用工作物保安管理業務
	消防用設備保守点検		消防用設備保守点検
	汚泥ポンプ保守点検業務		
	砂ろ過減衰ポンプ等保守点検業務		
	マンホールポンプ保守点検業務		
	中央監視制御装置等保守点検		中央監視制御装置等保守点検
	幹線流量計保守点検		幹線流量計保守点検
	全窒素, 全リン, UV測定装置保守点検		全窒素, 全リン, UV測定装置保守点検
	差圧伝送器保守点検業務		差圧伝送器保守点検業務
	汚泥脱水機保守点検業務		汚泥脱水機保守点検業務
			水中攪拌機等保守点検業務

修繕費の執行状況一覧

税込み(単位:円)

令和3年度		令和4年度	
蒸留水製造装置修繕業務	150,678	海水取水口蓋修繕業務	1,320,000
その他小修繕、消耗部品交換一式	1,932,877	海水混合施設土砂撤去業務	3,520,000
		管廊床排水ポンプ修繕業務	2,398,000
		その他小修繕、消耗部品交換一式	8,378,694
計	2,083,555	計	15,616,694

旧吉野川流域下水道 備品・重要物品等一覧表(水質検査室分)

番号	品名	数量	メーカー	規格品質	取得年月日	場所
1	PH計	1	東亜ディーケーケー	HM-30R	H21.3.20	水質検査室
2	恒温器	1	アドバンテック東洋	TVN480DA	H21.3.20	水質検査室
3	低温インキュベーター	1	三洋電機	MIR-154	H21.3.20	水質検査室
4	オートクレーブ	1	アドバンテック東洋	STS306FA	H21.3.20	水質検査室
5	乾熱滅菌器	1	アドバンテック東洋	STA420DA	H21.3.20	水質検査室
6	ハイロート採水器	1	アズワン	NT-500	H21.3.20	水質検査室
7	自動採水器	1	ISCO	3700C	H21.3.20	水質検査室
8	電子天秤	1	AアンドD	HR-202i	H21.3.20	水質検査室
9	電子天秤	1	AアンドD	FX-300i	H21.3.20	水質検査室
10	COD測定用ウォーターバス	1	アドバンテック東洋	TBM106AA	H21.3.20	水質検査室
11	アスピレータ	1	アドバンテック東洋	PSA152AB	H21.3.20	水質検査室
12	電動ビュレット	1	柴田科学	775W/806-1	H21.3.20	水質検査室
13	冷蔵庫	1	ナショナル	NR-ETR400-H	H21.3.20	水質検査室
14	遠心分離器	1	トミー精工	LC-200	H21.3.20	水質検査室
15	マグネチックスターラ	1	アドバンテック東洋	SRS360YA	H21.3.20	水質検査室
16	定温乾燥器	1	アドバンテック東洋	DRA430DA	H21.3.20	水質検査室
17	純水製造器	1	アドバンテック東洋	RFD240NA	H21.3.20	水質検査室
18	生物顕微鏡	1	島津理化	DMBA200	H21.3.20	水質検査室
19	吸引濾過器フィルターマニフォールド	1	アズワン	型番XX2504735	H21.6.19	水質検査室
20	クッキングヒーター	1	東芝	型番HP-103KR	H21.6.22	水質検査室
21	透視度計	1	納入業者(株)大一器械	100cm	H21.6.22	水質検査室
22	平面自動ビュレット	1	納入業者(株)大一器械	25ml,茶色,テフロンコック付	H21.6.22	水質検査室
23	平面自動ビュレット用瓶	1	納入業者(株)大一器械	2000ml,茶色	H21.6.22	水質検査室
24	ビュレット(テフロンコック)	5	納入業者(株)大一器械	容量50ml,白色	H21.6.22	水質検査室
25	ビュレット(テフロンコック)	5	納入業者(株)大一器械	容量50ml,茶色	H21.6.22	水質検査室
26	オートビュレット(茶瓶付)	5	納入業者(株)大一器械	型番25B、茶色	H21.6.22	水質検査室
27	デシケータ	3	ケニス	型番H-2	H21.6.22	水質検査室
28	三段ワゴン	3	アズワン	型番TY-3	H21.6.22	水質検査室
29	防水型デジタル温度計	2	アズワン	型番SN-3000セット	H21.6.22	水質検査室
30	ブラシ掛け	2	ケニス	型番W-S(スタンド付)	H21.6.22	水質検査室
31	ピペット洗浄器	1	ケニス	型番PS-2	H21.6.22	水質検査室
32	ディスポーザブルピペット	1	納入業者(株)大一器械	容量5ml	H21.6.22	水質検査室
33	ディスポーザブルピペット	1	納入業者(株)大一器械	容量10ml	H21.6.22	水質検査室

旧吉野川流域下水道 備品・重要物品等一覧表(水質検査室分)

番号	品名	数量	メーカー	規格品質	取得年月日	場所
34	デジタルストップウォッチ	2	納入業者(株)大一器械	型番SVAE103	H21.6.22	水質検査室
35	ストックポット	1	納入業者(株)大一器械	型番24 容量10L	H21.6.22	水質検査室
36	大型ラボボックス	1	納入業者(株)大一器械	型式L75	H21.6.22	水質検査室
37	透視度計	1	納入業者(株)大一器械	30cm	H21.6.22	水質検査室
38	ピペットケース	3	アズワン	型番6型	H21.6.25	水質検査室
39	吸引濾過器フィルターホルダー	3	ケニス	型番KG-47	H21.6.25	水質検査室
40	ディスペンサー	4	トップ	型番DPX-100	H21.6.25	水質検査室
41	ラコムドライハンガースタンド	2	アズワン	型番NSNS	H21.6.25	水質検査室
42	マグネチックスターラー	3	アズワン	型番HS-50E-B	H21.6.26	水質検査室
43	恒温油槽オイルバス	1	トーマス化学器械	型式T-22H	H21.6.26	水質検査室
44	電子天秤	1	アズワン	秤量(g)2100 最小表示(g)0.01	H21.7.9	水質検査室
45	遠心機(遠心分離器)用比較計	1	久保田商事	50ml用(筒型) 062-3080	H21.7.15	水質検査室
46	遠心機(遠心分離器)用比較計	1	久保田商事	250ml用(筒型) 062-3100	H21.7.15	水質検査室
47	ロータ・バケットセット	1	トミー精工	TS-33LB+B433	H21.7.15	水質検査室
48	フィルターホルダー	1	トップ	KG-47	H22.4.23	水質検査室
49	ホットプレートスターラー	1	アズワン	RSH-1AR	H22.5.31	水質検査室
50	電波時計(壁掛け時計)	1	シチズン	4MY643-0	H22.10.20	水質検査室
51	マルチエアーステーション	1	アズワン	1-7482-11	H24.9.19	水質検査室
52	細工用バーナー(プロパンガス用)	1	アズワン	6-463-02	H24.9.19	水質検査室
53	試験管ミキサー	1	アズワン	1-270-01	H25.1.31	水質検査室
54	全窒素・全リン計	1	東亜ディーケーケー	HACH9010	R1.6.25	水質検査室
55	多項目水質計	1	ホリバ LAQUAD-210D	シリアルNo.763421(ターミナル) シリアルNo.629484(センサーモジュール)	R5.3.31	水質検査室

旧吉野川流域下水道 備品・重要物品等一覧表(その他分)

番号	品名	数量	メーカー	規格品質	取得年月日	場所
1	会議用いす	18	納入業者 金林堂	スチールパイプ製折りたたみ式	H21.5.20	会議室
2	会議用テーブル	10	コクヨ	KT-30・R・NN(脚折りたたみ式・棚なし)	H21.7.3	会議室
3	自動体外式除細動器(AED)	1	フィリップス社	ハートスタートHS-1	H21.7.28	管理制御室
4	メタルラック	1	アイリスオーヤマ	MR-6512J	H21.10.13	管理棟通路
5	メタルラック	1	アイリスオーヤマ	MR-1215DJ	H21.10.13	管理棟通路
6	シューズボックス	2	内田洋行	品番5-847-0224	H21.10.13	管理棟通路
7	フロアマット	5	クラウン	品番CR-FM9120GR	H21.10.29	管理棟通路
8	アウトドアマット	3	テラモト	MR-052-040-1 横900mm*縦600mm	H21.10.29	管理棟通路
9	アウトドアマット	1	テラモト	MR-052-050-1 横1200*縦900mm	H21.10.29	管理棟通路
10	電気振動ドリル	1	HITACHI	DV18VA	H25.1.28	機械室
11	ストレートドリルセット(25本セット)	1	イシハシ精工	D25S	H25.1.28	機械室
12	ギャプーラ	1	トップ	GP-300	H25.1.28	機械室
13	レバーホイスト	1	バイタル工業	NR2-10	H25.1.28	機械室
14	台車	1	納入業者(有)オクト・オフィス	スチール製 荷車300kg	H21.5.11	器材倉庫
15	掃除機	1	パナソニック	業務用 MC-G3000-S	H21.5.20	器材倉庫
16	軽量ボルト式棚(開放型)	2	トラスコ中山	74-V16	H22.5.27	器材倉庫
17	軽量ボルト式棚(開放型)	2	トラスコ中山	75-V16	H22.5.27	器材倉庫
18	散水用品	1	タカギ マーキュリー	RT330TNB ツイスター(NB30)	H23.8.8	器材倉庫
19	パッキングツール	1	TASCO	TA739GA	H23.8.8	作業員更衣室
20	電話台	1	コクヨ	81017322	H21.6.22	事務室
21	懐中電灯	2	納入業者(有)オクト・オフィス	電池式	H21.6.22	事務室
22	充電式LED作業灯	1	トラスコ中山	本体+充電器	H21.7.21	事務室
23	充電式LED作業灯	2	トラスコ中山	本体のみ FUJIYA No.FML-05	H21.7.21	事務室
24	4種ガス検知警報器	1	ドレーゲル	イグザム3000 3成分タイプ	H21.7.24	事務室
25	ガス検知器(ドレーゲルイグザム3000)	1	納入業者(株)大一器械	4成分	H21.11.20	事務室
26	液晶テレビ	1	シャープ	LC-40SE1-B	H23.6.2	事務室
27	デジキャッチ(アンテナ)	1	DXアンテナ	UAD1900	H23.6.2	事務室
28	メガホン	1	マイゾックス	TM-208	H24.10.23	事務室
29	下水道台帳システム用端末	1	HP	HSTNN-CB2C	H27.1.26	事務室
30	ポータブル局所排気装置一式	1	アズワン	標準型 100V	H21.8.18	倉庫(物置)
31	巻取り式墜落防止器具	4	藤井電工	ツヨクヘルプロック BB-60-SN	H21.9.8	倉庫(物置)
32	胴ベルト安全帯 巻取り式	2	シゲマツ	SB-M53Ⅱ トマロールⅡ	H21.10.15	倉庫(物置)
33	ポータブル局所排気装置一式	1	アズワン	中型 電源100V	H21.11.11	倉庫(物置)
34	発電機	1	ヤンマー	G2300A-6(機体番号:08512)	H21.11.27	倉庫(物置)
35	水平親綱緊張器付	1	サンコー(株)	HT16TSR-10M	H22.1.20	倉庫(物置)
36	シヨベル	1	納入業者(株)テクノスモトキ	先端サイズ 255×300mm	H22.5.7	倉庫(物置)

旧吉野川流域下水道 備品・重要物品等一覧表(その他分)

番号	品名	数量	メーカー	規格品質	取得年月日	場所
37	2切積二輪車(浅型)	1	豊田製作所	S-2S	H22.5.13	倉庫(物置)
38	園芸用手動芝刈機	1	キンボシ	GFB-2500	H23.8.4	倉庫(物置)
39	草刈り機	2	マキタ	MEM2561UHT	H24.10.23	倉庫(物置)
40	巻取り式墜落防止器具	1	藤井電工	ツヨヘルプロック BB-60-SN	H24.12.11	倉庫(物置)
41	ディスクグラインダー(砥石込み)	1		砥石サイズ100mm	H22.11.1	送風機棟
42	高速切断機(切断砥石込み)	1	リョービ	砥石サイズφ305mm	H22.11.1	送風機棟
43	工作机 作業台(回転リードバイス付)	1	TRUSCO	HW-1809VRS 1800×900×740	H22.11.1	送風機棟
44	水分計	1	エー・アンド・ディ製	MF-50	R4.9.7	送風機棟
45	ハロゲンライト一式	1	トラスコ中山・日動	HS-500L	H23.2.1	第一ポンプ棟
46	発電機	1	ヤンマー	G2300A-6(機体番号:08364)	H21.7.21	用水・消毒棟
47	メタルラック	1	アイリスオーヤマ	MR-9015J	H21.10.13	用水・消毒棟
48	メタルラック	1	アイリスオーヤマ	MR-1215J	H21.10.13	用水・消毒棟
49	メタルラック	1	アイリスオーヤマ	MR-1515J	H21.10.13	用水・消毒棟
50	水中ポンプ(径50mm 揚程8m ホース20m有り)	1	ツルミポンプ	HS2.4S-62	H21.11.11	用水・消毒棟
51	電気溶接機(溶接作業キット付)	1	新ダイワ工業	F-330K	H21.11.11	用水・消毒棟
52	2連はしご(アルミ製)	1	アルインコ	bc322	H21.11.20	用水・消毒棟
53	ボート	1	リョービ	ROB-23N	H23.12.21	用水・消毒棟
54	水中ポンプ(径40mm 揚程3.5m)全自動測定器用	1	ツルミ	PU型(100V 60Hz)	H24.6.21	用水・消毒棟
55	家庭用高圧洗浄機(タイヤ付き)	1	マキタ	MHW0820	R4.8.30	用水・消毒棟

令和6年度指定管理者更新に係る想定上限基準額について

(1) 業務に必要な経費の内訳

- ・ 業務に必要な経費は、流入水量に応じて変動する経費「変動費」、年度毎に必要な経費が異なる「積上費」とその他の「固定費」とする。
- ・ 「変動費」は電力費、薬品費、污泥処分費の3項目とする。
- ・ 「積上費」は運転経費、環境調査、保守点検経費の3項目とする。
- ・ 「固定費」は人件費、修繕費、諸経費とし、「変動費」「積上費」を除く、その他の経費とする。

(2) 想定上限基準額の内訳

	想定上限基準額 (税込み)	想定上限基準額 (税抜き)	うち変動費 (税抜き)	流入水量※ (年間見込)
令和6年度	331,914,000円	301,740,000円	99,431,000円	2,625,000 m ³
令和7年度	345,411,000円	314,010,000円	99,477,000円	2,730,000 m ³
令和8年度	339,595,300円	308,723,000円	103,311,000円	2,835,000 m ³
令和9年度	342,881,000円	311,710,000円	107,146,000円	2,940,000 m ³
令和10年度	346,847,600円	315,316,000円	110,981,000円	3,045,000 m ³

※ 5%の不明水を見込んでいる

(3) 流入水量の変動に伴う指定管理料の変更について

変動費基準額算定に用いた流入水量1 m³当たりの変動費設計単価は次のとおり。

流入水量1 m³あたりの変動費設計単価 (税抜き)

令和6年度分 : 41.04円

令和7年度以降分 : 36.52円

なお、流入見込水量に2.5%を超える増減が生じた場合は、2.5%を超える水量増減幅に上記変動費設計単価を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額をもって指定管理料を増額または減額するものとする。(詳細は、基本協定書(案)第9条を参照)

旧吉野川流域下水道に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、旧吉野川流域下水道（以下「本件施設」という。）の管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、本件施設の管理運営（以下「管理運営」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、本件施設の管理運営におけるサービスの効果及び効率を向上させ、もって本県の都市の健全な発達及び生活環境の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に役立てることにある。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、本件施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、指定管理者として選定された理由及び管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（本件施設）

第6条 本件施設は、施設と備品からなる。本件施設の内容は、別紙2のとおりとする。

（協定期間及び管理運営期間）

第7条 本協定の期間は、本協定の締結の日から令和11年3月31日までとする。

2 本協定に基づく管理運営期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(指定管理料)

第8条 本業務に係る指定管理料の額（消費税及び地方消費税込み）は、次表のとおりとする。

(税率10%)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
指定管理料の額	331,914,000円	345,411,000円	339,595,300円	342,881,000円

	令和10年度	総額
指定管理料の額	346,847,600円	1,706,648,900円

(指定管理料の変更)

第9条 甲又は乙は、各年度において、流入水量実績が別途甲乙の協議により決定した流入見込水量に対して1000分の25を超える相違が見込まれる場合、相手方に対して流入水量により変動を受ける費用（電力費、薬品費、汚泥処分費）について、別紙3により相手方に対し、通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項及び別紙4に定めるもののほか、指定期間中に乙が本件施設の本業務に関して提供するサービスの水準、賃金水準又は物価水準の変動、その他特別な要因により、指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対し、通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

3 甲又は乙は、前2項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

4 令和6年度の指定管理料の額には、光熱費の高騰見込み額を含んでいるため、当該年度に実際に要した光熱費に応じて精算するものとする。

5 指定管理料の変更の要否や変更金額等については、甲乙協議の上決定するものとする。

6 甲は、別紙4に定める業務不履行時の手続に基づき、違約金徴収措置を講ずる場合は、違約金相当額を指定管理料から減額することができる。

(指定管理料の支払)

第10条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 指定管理料の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

3 指定管理料の支払は、各年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画表に従い、乙の請求により、甲が支払うものとする。

(「し尿等の受入」に伴う汚泥処理費用)

第11条 本件施設の「し尿等の受入」により、通常の汚水処理と比較して過分に発生する汚泥の処理に要する費用については、甲が負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合

の支払い条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(募集要項等の誤り又は内容変更による増加費用又は損害の負担、賠償)

第12条 募集要項等の誤り又は甲による内容の変更に起因して乙において費用の増加又は損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は、甲が負担するものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

第2章 管理運営の範囲と実施条件

(本業務の内容)

第13条 徳島県流域下水道条例(平成21年徳島県条例第31号。以下「条例」という。)

第6条各号に基づき乙が行う本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本件施設の運転に関する業務
- (2) 本件施設の維持管理(甲が指定する補修等を除く。)に関する業務
- (3) その他本件施設の管理に関し甲が必要と認める業務

(本件施設の利用)

第14条 甲は、本業務を遂行するため、本件施設を無償で乙に使用させるものとし、乙は甲の指示に従い本件施設を適正に管理するものとする。

(管理運営の義務)

第15条 乙は、本業務に当たっては、本協定、年度協定、条例、その他関係法令のほか、募集要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。

- 2 本協定、募集要項等及び申請書類の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、申請書類の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請書類において要求水準書を上回る内容が提案されている場合は、申請書類に示された内容によるものとする。

(本業務の体制整備)

第16条 乙は、管理運営期間開始日までに、本業務に必要な人員を確保し、かつ、本業務に必要な訓練、研修等を行うものとする。

- 2 甲は、必要と認める場合には、管理運営期間開始日に先立ち、乙に対して本業務の引継ぎ等の実施を要請することができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項に規定する本業務の引継ぎ等の実施の要請を受けた場合は、合理的な

理由のある場合を除いてその要請に応じなければならない。

- 4 乙は、必要と認める場合には、管理運営期間開始日に先立ち、甲に対して本件施設の視察又は本件施設内での訓練、研修等を申し出ることができるものとする。
- 5 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(本業務の体制確認等)

- 第17条 乙は、管理運営期間開始日に先立ち、管理運営体制、業務分担、緊急連絡体制等、本業務に必要な体制（以下「本業務体制」という。）を定め、その内容について、甲に対して報告書（以下「管理運営業務体制報告書」という。）を提出しなければならない。
- 2 甲は、本業務体制が整っていることを確認した場合には、乙に対し、本業務体制の完了確認通知書を交付するものとする。
 - 3 乙は、甲の本業務体制の完了確認通知書を受領しなければ、本業務を開始することはできないものとする。
 - 4 甲及び乙は、本業務体制を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。
 - 5 甲による本業務体制の完了確認通知書の交付を理由として、甲は本業務の全部又は一部について責任を負担するものではない。

(責任者の配置)

- 第18条 乙は、本業務を円滑かつ適正に履行するため、責任者として、下水道法第22条第2項に規定された有資格者を配置するものとする。
- 2 甲は、前項の責任者や本業務に従事する者がその業務を行うに不相当と認められるときは、その事由を明記して、乙に対し前項の責任者及び本業務に従事する者の交替を請求することができる。

(第三者の使用)

- 第19条 乙は、本業務の全部を第三者（以下「管理運営受託者」という。）に委託し、又は請け負わせてはならない。また、乙は、事前に甲の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を管理運営受託者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 甲は、必要と認めた場合には、乙から本業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。
 - 3 管理運営受託者の使用は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、管理運営受託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(県内企業の育成)

第20条 乙は、管理運営期間中は甲の指導・協力の下、県内企業における、下水道施設の維持管理技術者の育成や前条第一項で甲の承認を得て委託する際の県内企業優先発注に努めるものとする。

(管理運營業務計画書の作成及び提出)

第21条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、甲との協議により管理運營業務計画書を作成の上、甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 甲及び乙は、管理運營業務計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(許認可の申請及び届出等)

第22条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得は、乙が自らの責任と費用負担において申請及び取得し、また、必要な一切の届出についても乙が自らの責任と費用負担において提出するものとする。ただし、甲が申請及び取得すべき許認可及び甲が提出すべき届出はこの限りでない。

2 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力をするものとする。

3 乙は、甲からの要請がある場合は、必要な一切の許認可の申請及び取得、届出並びにその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

4 乙は、許認可等の取得の遅延により増加費用が生じた場合、当該増加費用を負担する。ただし、当該遅延が甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(近隣対策)

第23条 乙は、自らの責任と費用負担において、本業務を実行するに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。当該近隣対策の実施について、乙は、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。また、甲は、当該近隣対策の実施について、乙に対し協力する。

2 甲は、甲が本協定、募集要項等において乙に提示した条件に関する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因し、本業務に係る増加費用が生じた場合には、当該増加費用を負担するものとする。

3 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因する本業務に係る増加費用については、乙が負担するものとする。

(独立会計制及び管理運営経費の負担)

第24条 乙は、自らの責任と費用負担において、本業務を行うものとし、本業務に関する収支を、乙の他の事業による収支と切り離して独立会計制による会計として管理しなければならないものとする。

2 甲は、甲の責めによる事業内容の変更、用途変更等に起因して本業務に係る費用が増加するときは、当該増加費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

3 法令変更により、本業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙5に従うものとする。

4 不可抗力により、本業務につき乙に生じた増加費用及び損害の負担は別紙6に従うものとする。

5 本協定に特段の定めがない限り、本業務に係る費用が増加した場合、乙が当該増加費用を負担するものとする。

6 甲は、本件施設に係る火災保険の保険料の全額を負担するものとする。

(本件施設の修繕)

第25条 乙は、管理運営期間中の本件施設の特定修繕を除く修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙が、自己の費用と責任において、本件施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合は、事前に甲に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、甲の事前の承認を得なければならない。

3 乙が、甲の責めに帰すべき事由により本件施設の修繕を行った場合、甲はこれに要した一切の費用を負担する。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

4 甲は、管理運営期間中の本件施設の特定修繕を行う必要が生じた場合には、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、緊急の必要等乙が修繕することが合理的な場合、甲乙協議の上、乙が修繕できる。この場合、甲が費用を負担する。

5 乙が、法令変更又は不可抗力により本件施設の修繕を行った場合、別紙5又は別紙6の規定に従うものとする。なお、甲が増加費用を負担する場合の支払条件等については、甲乙協議の上決定するものとする。

(事業報告書等の提出)

第26条 乙は、本件施設の月次報告書を毎月作成し、翌月10日までに、甲に提出するものとする。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

2 乙は、各年度の終了後30日以内に、次の各号に示す事項を正確に記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(1) 管理運営の実施状況に関する事項

(2) 管理運営経費等の収支の状況

(3) 自主事業の実施状況に関する事項

- 3 乙は、前2項に示す事項のほか、甲が指示する事項について、甲の指定する期日までに提出するものとする。
- 4 乙は、甲が第38条から第41条までの規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合はその日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、提出するものとする。
- 5 甲は、第2項各号に示す事項について、定期的又は随時に監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し、必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本件業務の実施状況等を調査するために甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し、必要な情報を提供するものとする。この場合、前項但し書きを準用するものとする。

(甲による説明要求及び立会い)

- 第27条 甲は、乙に対し、管理運営期間中、本業務について、随時その説明を求め、また、本件施設において管理運営状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。
- 2 乙は、前項に規定する管理運営状況その他についての説明及び甲による確認の実施について甲に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、管理運営状況が、管理運営業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙から事前に意見を聴取した上で、期限を定めてその是正を勧告するものとする。この場合、乙は甲に対して当該勧告に対する対応状況を報告しなければならない。
- 4 甲は、必要に応じて、本件施設について利用者等へのヒアリングを行うものとする。
- 5 甲は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、本件施設の本業務の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

(乙による情報請求)

- 第28条 乙は、甲に対し、本業務に関して必要となる情報について請求することができるものとする。

(モニタリングの実施)

- 第29条 甲は、本業務に関して乙が提供するサービスが、管理運営サービス水準（要求水準書、管理運営業務体制報告書及び管理運営業務計画書に記載される水準をいう。以下「管理運営サービス水準」という。）を達成していることを確認するため、甲乙協議の上、甲が定める方法に従いモニタリングを行うものとする（以下、本条に基づくモニタリング

を総称して「本件モニタリング」という。)

- 2 甲は、本件モニタリングの結果、本業務について、管理運営サービス水準を満たしていないことが判明した場合（以下「業務不履行」と総称する。）の手續は別紙4のとおりとする。

（セルフモニタリングの実施）

- 第30条 乙は、効果的かつ効率的な管理運営及びサービス向上の観点から、3か月に一度セルフモニタリングを実施して、その報告書を第25条第1項の月次報告書とともに提出しなければならない。書式及び記載内容は、甲乙協議の上、甲が定めるものとする。

（事故等報告）

- 第31条 乙は、本件施設内で事故等が生じたときは、速やかに事故報告書を甲に提出しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

- 第32条 乙が本業務を履行する過程で、又は履行した結果、甲又は第三者に損害が発生し、かつ当該損害が賠償対象となったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者又は乙に生じたものについては、甲が負担する。
- 2 本協定の締結後、甲が新たに指示した条件に従った結果、第三者に損害が発生した場合は、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由により、第三者に損害が発生した場合を除く。
- 3 乙は、前2項に定める損害賠償に備えるために、本件施設の管理運営期間中は、1事故当たり3億円、1名当たり1億円を保険金の限度額とし、被保険者を乙とする賠償責任保険に加入するものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合を除き、本業務に関し不可抗力により第三者に損害が発生した場合は、当該損害（ただし、前項に規定される保険の受取額により補填される部分を除く。）のうち100分の1までのものを乙が負担するものとし、これを超える当該損害については甲が負担するものとする。ただし、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る第三者の損害額が20万円（税抜き）に満たないときには、当該損害は生じなかったものとみなす。この場合、必要に応じて、甲及び乙は、当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

（本件施設の損傷等）

- 第33条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件施設の損傷等の防止に努めるものとする。
- 2 乙は、本件施設が損傷し、又は滅失したときは、速やかに事故報告書を甲に提出しなけ

ればならない。

- 3 乙は、故意又は過失により本件施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。
- 4 乙の責めによらない事故、火災等による本件施設の損傷は、甲の責任と費用負担においてこれを修復する。ただし、修復に著しく多額の費用ないし期間を要する場合は、甲の責任と費用負担において、修復に代わる措置を講ずることがある。
- 5 本件施設を第三者が損傷した場合、乙がその責めを負う。ただし、甲が第23条第6項に規定する火災保険の保険金を受け取った場合には、当該受取額を控除する。
また、甲が、施設を損傷した第三者に対する損害の賠償責任を免除した場合は、甲は自らの責任と費用により修復するものとする。

(目的外使用)

- 第34条 乙は、原則として条例第6条に規定する業務の遂行のためにのみ、本件施設を使用しなければならない。ただし、乙は、あらかじめ書面による甲との協議を経て、上記目的以外で使用することができるものとする。

(情報管理)

- 第35条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定が取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。
- 2 乙は、本協定の履行に当たっての個人情報の取扱いについては、別紙7「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
 - 3 乙が故意又は過失により前2項の規定に反したときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(危機管理)

- 第36条 乙は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、BCP（業務継続計画）、マニュアル等を作成し、本業務に従事する者を指導しなければならない。
- 2 乙は、防災対策について、甲と協議して定めるものとする。
 - 3 乙は、次の各号に該当する場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
 - (1) 災害その他の事故等により、負傷者等が発生したとき。
 - (2) 災害その他の事故等により、本件施設にかかる甲の財産が毀損滅失したとき。
 - (3) 本件施設の利用を中止する必要が生じたとき。
 - (4) その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(広報活動)

- 第37条 乙は、乙の責任と負担において本件施設の広報活動を行うものとする。ただし、事前に広報活動内容について甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、乙の広報活動内容が公的施設である本件施設の性格上、不適切と認めるときは、その修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。ただし、甲は、当該修正を求めたこと又は求めうることを理由として、乙の広報活動内容について何らの責任を負担するものではない。
- 3 甲は、本件施設の広報活動について、甲の広報紙に掲載する等の協力を行うことができるものとする。

(備品の扱い)

- 第38条 乙は、管理運営期間中、善良な管理者の注意をもって別紙2に記載する備品（以下「県有備品」という。）を維持管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。
- 2 乙は、県有備品を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。
- 3 県有備品が、経年劣化等により本業務の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該県有備品を購入又は調達するものとする。ただし、1件10万円（税抜き）以下の県有備品の更新については、修繕費として乙が実施するものとし、この場合、更新した当該県有備品は甲に帰属するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し又は自己の費用で当該県有備品と同等の機能及び価値を有する備品を購入又は調達することとし、この場合、当該備品は甲に帰属するものとする。
- 5 乙は、乙の任意により県有備品以外の備品を購入又は調達し、本業務の用に供することができることとし、この場合、当該備品は乙に帰属するものとする。
- 6 乙は、第3項及び第4項の規定に基づき、甲に帰属する備品を購入又は調達したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

第3章 協定の終了

(乙の業務不履行等による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部停止)

- 第39条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知により、指定管理者としての指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (1) 法令又は本協定に違反したとき。

- (2) 本業務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (3) 破産申立て、会社更生手続、民事再生手続、会社整理手続、特別清算手続その他の倒産法制上の手続についての申立てがなされ、又は、乙の理事会でその申立てを決議したとき。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）となったとき。
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体となったとき。
 - (6) 乙の役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体となったとき。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
 - (7) 甲に対し、虚偽の報告を行ったとき。
 - (8) 指定の解除を申し出たとき。
 - (9) その他甲の正当な指示に従わないとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合のほか、客観的に見て、乙が本協定に違反し、その違反により指定管理者の指定の意義を達することができないと甲が認めたとき。ただし、管理運営サービス水準を満たしていない場合の指定の取消しの手続は別紙4に従うものとする。
- 2 前項の規定により甲が指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により甲が指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じた場合、乙は、甲が被った損害を賠償しなければならない。

（甲による任意解除）

第40条 甲は、乙に対して、解除しようとする日の90日以上前に通知を行うことにより、特段の事由なく本協定を解除することができる。この場合、甲は乙に対して、当該解除により乙が被った損害を賠償する。

（法令変更による協定の解除）

第41条 本協定の締結後における法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、乙が既に以降の本業務に着

手するための投資を開始している場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び本業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した本業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。上記費用を甲が支払った場合、当該投資に係る物件（水質試験器具、薬品等を含むがこれに限らない。）の所有権は甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡す。

（不可抗力による協定の解除）

第42条 不可抗力が生じた日から30日以内に本協定の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、甲は、乙に通知した上で、本協定の全部を解除することができる。ただし、乙が既に以降の本業務に着手するための投資を開始している場合、甲は、合理的な範囲に係る投資費用及び本業務を終了させるために要する費用並びに当該終了の日までに要した本業務に係る費用を乙に支払うものとし、その支払方法については甲乙協議の上、決定するものとする。上記費用を甲が支払った場合、当該投資に係る物件（水質試験器具、薬品等を含むがこれに限らない。）の所有権は甲に移転するものとし、乙は、甲による当該費用の支払と同時に当該物件を引き渡す。

（本協定の終了に伴う原状回復等）

第43条 乙は、協定期間の満了又は指定の取消し等により本協定が終了したときは、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を撤去した上で、甲に対し、本件施設を直ちに明け渡すものとする。ただし、甲の請求により、甲と乙は本件施設の明渡し方法について協議できるものとする。

2 前項の場合において、乙が相当期間内に本件施設を明け渡さないときは、甲は、乙に代わって、本件施設の破損又は汚損した部分を原状に回復し、乙が本件施設内に所有又は管理する備品、事務器具等を処分し、その他の適切な処置を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処置について異議を申し出ることができず、また、甲が処置に要した合理的な費用を負担するものとする。

3 本協定の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、乙が負担する。

（業務の引継ぎ等）

第44条 乙は、本協定の終了に際し、その終了事由のいかんにかかわらず、甲又は甲が指定する者に対し、本件施設を管理運営するために必要な資料を引き渡す等本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本件施設の視察又は本件施設を訓練、研修等に使用することを申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。
- 4 第1項及び第2項の業務を行うにあたり必要な費用は、乙の負担とする。

第4章 その他

(情報公開等)

- 第45条 乙は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき、当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。
- 2 乙は、管理運営のために作成及び取得した文書のうち前条第1項の規定により甲又は甲の指定する者に引き継いだ文書を除く文書を、指定管理期間の満了又は指定の取消しにより本件施設の管理運営終了した後5年間保管しなければならない。

(文書の管理)

- 第46条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書（図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録を含む。以下「文書」という。）について、文書の管理に関する規程を別に定め、これにより適正に管理するものとする。
- 2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書の管理について、甲の指示に従わなければならない。

(規程の制定等)

- 第47条 乙は、管理業務の処理について規程を定めることができる。
- 2 乙は、前項の規定により規程を制定し、又はこれを改廃するときは、甲の承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第48条 乙は、本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(本業務の範囲外の業務)

- 第49条 乙は、本件施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用と責任において、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。その際、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施要件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第50条 本協定に基づく通知、報告、承認等は、相手方に対する書面をもって行わなければならない。当該書面は本協定に記載された当事者の名称、所在地宛てに送付するものとする。

(管轄裁判所)

第51条 本協定に関する紛争は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第52条 本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙

別紙1 用語の定義

- (1) 「募集要項等」とは、本業務に関し令和5年7月26日に公表された「徳島県流域下水道指定管理者募集要項」及び同募集要項に添付された要求水準書、様式集等の一切の書類をいう。
- (2) 「申請書類」とは、本件施設の指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業計画書その他本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- (3) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。
- (4) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (5) 「特定修繕」とは、次の各号のいずれかに該当する修繕等をいう。
 - ア 本件施設の機能を変更することを目的とするもの
 - イ 本件施設の耐用年数を著しく延長することとなるもの
 - ウ 甲が機能向上のために行うもの
 - エ 不可抗力による機能低下に起因するもの
 - オ 一件100万円（税抜き）以上を要するもの
- (6) 「甲が指定する補修等」とは、改築、更新、修繕及びその他協議の結果甲が実施することと決定したものをいう。
- (7) 「規程の制定等」とは、乙が本業務の実施を目的として独自に定めるもので、内規に属さないものをいう。
- (8) 「法令」とは、法律、政令、省令、条例、規則、命令若しくは通達、行政指導、ガイドライン又は裁判所の判決、決定、命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置をいう。
- (9) 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。ただし、「法令」の変更は、「不可抗力」に含まれないものとする。

- (10)「事故等」とは、予期していなかったのに、人のからだに傷ついたり、生命が失われたり、あるいは物が損傷したり、財産に損害が発生すること及び主に業務において思わぬ手違いや予期しない機器の故障などにより正常な業務をなしえなかったこと並びに故意に損害が発生するような出来事をいう。

別紙2 本件施設の内容

(1) 施設

- ・ 建築物及び工作物（詳細は下水道台帳等を参照のこと。）
- ・ 敷地内の外構及び植栽
- ・ その他敷地内の一切の施設

(2) 備品

徳島県流域下水道管理運営業務要求水準書参考資料⑥「徳島県流域下水道 備品・重要物品等一覧表」のとおり。

なお、甲又は乙が、管理運営期間中に、購入又は調達した甲に帰属する備品を含む。

別紙3 流入水量実績と、別途甲乙の協議により決定した流入見込水量との相違が見込まれる場合の措置

甲又は乙は、各年度において、流入水量実績が別途甲乙の協議により決定した流入見込水量に対して1000分の25を超える増減があった場合、以下により指定管理料の変更を申し出るものとする。

1 指定管理料について

- (1) 甲が乙に支払う指定管理料は、変動費、積上費及び固定費とし、変動費は流入水量の増減に応じて比例的に増減する費用（電力費、薬品費、汚泥処分費）をいい、積上費は年度ごとに必要な経費が異なる費用（運転経費、環境調査、保守点検経費）を指し、固定費は変動費及び積上費以外の流入水量の増減にかかわらず変動しない費用（人件費、修繕費、諸経費）をいう。
- (2) 変動費に含まれる薬品費は、水量に応じて変動する凝集剤を対象とする。

2 指定管理料の変更額（変動費）

指定管理料の変更額は、次により算定された増減額に消費税及び地方消費税を乗せた額とする。

(1) 流入水量増による指定管理料増加額（税抜き）

$$\text{増加額} = (\text{流入水量実績} - (\text{別途甲乙の協議により決定した流入見込水量} \times 1.025)) \times \text{変動費設計単価}$$

これが正の値のとき、これを増加額（税抜き）とする。

(2) 流入水量減による指定管理料減少額（税抜き）

$$\text{減少額} = ((\text{別途甲乙の協議により決定した流入見込水量} \times 0.975) - \text{流入水量実績}) \times \text{変動費設計単価}$$

これが正の値のとき、これを減少額（税抜き）とする。

- (3) 変動費設計単価（税抜き）は、令和6年度においては「41.04円/m³」、令和7年度以降においては、「36.52円/m³」とする。

- (4) 増加額及び減少額は、小数点以下を切り捨てとする。

3 指定管理料の変更額（積上費）

流入予測水量と実流入量の相違によって、運転監視体制などに変更が生じた場合、甲乙協議による。

別紙4 業務不履行時の手続

1 本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合

本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合とは、以下に示す(1)又は(2)の状態と同等の事態をいう。

- (1) 本件施設を運営管理する上で明らかに重大な支障があると認められる場合
- (2) 本件施設を運営管理する上で支障があると認められる場合

管理運営状況が上記(1)又は(2)の状態となる基準は以下のとおりとする。

- (1) 本件施設を運営管理する上で明らかに重大な支障があると認められる場合の例
 - ア 本業務の故意による放棄
 - イ 故意に甲との連絡を行わない（長期にわたる連絡不通等）
 - ウ 本業務開始までに甲と乙が協議の上、具体的に定める事項についての甲からの指導又は指示に従わない等
 - エ 定期点検の未実施
 - オ 故障等（要求水準に示す機能を果たさない。）の放置
 - カ 不衛生状態の放置
 - キ 災害時の未稼動（火災等発生時において適切な機能を果たさない事態の発生）
 - ク 安全措置の不備による人身事故の発生
 - ケ 放流水の管理基準値超過
- (2) 本件施設を運営管理する上で明らかに支障があると認められる場合の例
 - ア 本業務の怠慢
 - イ 施設見学者等への対応不適切
 - ウ 業務報告の不備
 - エ 関係者への連絡不備
 - オ 保全上必要な修理等の未実施
 - カ 放流水の継続的な管理目標値超過

2 管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていない場合の措置

甲は、モニタリングの結果、本件施設の管理運営状況が管理運営サービス水準を満たしていないと判断した場合、以下の対応をとる。

(1) 甲は乙に改善措置を執ることを通告し、乙に、改善計画書の提出を求める。

(2) 甲及び乙から構成される関係者協議会において、改善計画書の妥当性を検討する。

(3) 甲はモニタリングにより、改善計画書に従った業務の改善が認められるか判断する。

(4) 甲はモニタリングの結果、改善計画書に従った業務の改善が認められないと判断した場合、以下に定める算式により当該年度に係る違約金相当額を算出し、当該年度の指定管理料から減額するものとする。ただし、明らかに乙の責めに帰さない事由による場合、上記手続は実行しないものとする。

ア 本件施設を運営管理する上で明らかに重大な支障があると認められる場合

違約金相当額＝指定管理料（年額）÷年間供用日×1×（ペナルティー発生回数＋1）×重大な支障が生じた日から重大な支障が解消される前日までの日数

イ 本件施設を運営管理する上で支障があると認められる場合

違約金相当額＝指定管理料（年額）÷年間供用日×0.5×（ペナルティー発生回数＋1）×支障が生じた日から支障が回復される前日までの日数

(5) 甲は、上記（1）から（4）までを経てもなお、業務の改善が認められないと判断した場合又は同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、更に違約金を徴収すべき事由の発生があった場合、第38条第1項の規定に基づき、乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

別紙5 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により乙に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には甲が負担するものとし、それ以外の法令変更については乙が負担するものとする。

- (1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更
- (2) 消費税に関する法令変更
- (3) 法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更

ただし、甲が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が20万円（税抜き）に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

なお、法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、全て乙が負担するものとする。外形標準課税とは、現在、所得を基準として課税している法人事業税について、付加価値や資本金等の外形基準によって課税しようとする課税方法をいう。

別紙6 不可抗力による増加費用及び損害の負担

不可抗力により乙に生じた増加費用及び損害（ただし、逸失利益を除く。）については、1事業年度につき発生案件ごとに、1年間の本業務に係る指定管理料収入実績相当額（ただし、初年度については提案書記載の指定管理料収入見込みの金額とする。）の100分の1までは乙の負担とし、それを超える部分については甲が負担する。ただし、乙が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は増加費用及び損害の額から控除する。また、甲が負担する場合において、1回の不可抗力に係る増加費用及び損害の額が20万円（税抜き）に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。

別紙7 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、

再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この協定による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この協定の期間終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(個人情報の開示等)

第9条 乙は、この協定による事務を行うために保有する個人情報について、本人から自己の個人情報の開示等を求められたときに対応できるよう、個人情報の開示等に関する規程等を設けなければならない。

(従事者への周知)

第10条 乙は、この協定による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第12条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

審査項目		審査の視点	配点
	様式		
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮			30
施設の管理運営方針	10-1	・旧吉野川流域水道の設置目的を的確に把握しているか。 ・効率的な管理運営とサービスの向上について、バランスのとれた方針を有しているか。	10
安全・危機管理	10-2	・安全・危機管理等について適正適切な方針を有しているか。 ・災害等非常時の初動対応等について適切な措置を講じることとしているか。 ・設備の故障や水質事故の対応について考えられているか。 ・個人情報保護について適切な方針を有しているか。	10
管理運営体制等	10-3	・業務を遂行するための実施体制(内部体制、協力会社、職員養成)について適切な計画を持っているか。 ・適切なセルフモニタリングを実施する計画を持っているか。	5
広報活動	10-4	・下水道の普及促進につながる効果的な広報活動が具体的に検討されているか。特に、イメージアップだけでなく、接続率向上に向けた検討がされているか。	5
効率的な管理運営(経済性の追求)			20
収支計画	10-5 (表1)	・収支の内容が適正かつ妥当であるか。	10
管理運営費の縮減	10-5 (表2)	・旧吉野川流域下水道の管理運営に係る経費について将来にわたって、削減が期待できるか。	10
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況			40
建物・設備等の維持管理方針	10-6 10-7	・建物・設備等の維持管理方針等について適切な方針を有しているか。 ・水質等の管理目標値及びその遵守についての具体的な方策を示しているか。	10
組織体制(職員体制)	10-8 (表1) (表3)	・施設の機能を十分に発揮できる管理運営を行える適切な職員体制となっているか。 ・業務責任者及び業務主任者について、旧吉野川流域下水道の維持管理・運營業務に関する知識と経験を有した職員を配置しているか。	10
法人等の業務実績	9 (表2)	・旧吉野川流域下水道の維持管理・運営に十分な技術的能力や業務に生かせる経験を有しているか。	10
一定の経営基盤(財務状況)	8 9 (表1)	・一定の財政基盤を有し、今後も安定した財政状況を維持できる見込みがあるか。	5
就業環境の整備	10-8 (表2)	・雇用・労働条件の適切な整備がされているか。 ・職員の各種休暇の取得促進等、働き方改革に関する取組に配慮がされているか。 ・障がい者雇用等に配慮しているか。	5
地域への貢献及び連携等			10
地域との連携	10-9	・地域の関連団体(地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等)との連携や協働を適切に計画しているか。	5
地域への貢献	10-10	・地元雇用の維持・拡大が期待できるか。 ・地元企業への委託について具体的かつ現実的な提案があるか。 ・下水道施設の維持管理における地元企業及び技術者の育成が期待できるか。 (具体的な方針及び計画を有しているか。)	5
431			100

旧吉野川流域下水道 指定管理者募集要項

様式集

令和5年7月

徳島県県土整備部水・環境課

目 次

(様式 1)	現地説明会参加申込書 -----	1
(様式 2)	質問書 -----	2
(様式 3)	指定管理者指定申請書 -----	3
(様式 3 - 2)	指定管理者指定申請辞退届 -----	4
(様式 4)	誓約書 -----	5
(様式 5)	参加グループ構成員表 (参加グループの場合) -----	6
(様式 6)	参加グループ協定書 (参加グループの場合) -----	7
(様式 7)	委任状 (参加グループの場合) -----	8
(様式 8)	法人等概要書 -----	9
(様式 8 - 2)	法人等役員一覧 -----	10
(様式 9) 表 1	法人等の主要業務実績一覧 -----	11
(様式 9) 表 2	申請資格に定める下水道施設の業務実績書 -----	12
(様式 10 - 1)	事業計画書 (施設の管理運営方針) -----	13
(様式 10 - 2)	事業計画書 (安全・危機管理) -----	14
(様式 10 - 3)	事業計画書 (管理運営体制等) -----	15
(様式 10 - 4)	事業計画書 (広報活動) -----	16
(様式 10 - 5) 表 1	事業計画書 (収支計画書) -----	17
(様式 10 - 5) 表 2	事業計画書 (収支計画書) -----	18
(様式 10 - 6)	事業計画書 (適正な維持管理) -----	19
(様式 10 - 7)	事業計画書 (協力法人一覧 (協力法人等がある場合)) -----	20
(様式 10 - 8) 表 1	事業計画書 (職員体制) -----	21
(様式 10 - 8) 表 2	事業計画書 (職員体制) -----	22
(様式 10 - 8) 表 3	配置予定者 (業務責任者・業務主任者) の経歴書 -----	23
(様式 10 - 9)	事業計画書 (地域との連携) -----	24
(様式 10 - 10)	事業計画書 (地域への貢献) -----	25
(様式 10 - 11)	事業計画書総括表 -----	26

(様式1)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地

法人名

代表者名

「旧吉野川流域下水道指定管理者募集」に係る現地説明会の参加について

「旧吉野川流域下水道指定管理者募集」に係る現地説明会について、次のとおり参加を申込みます。

参加者の所属、氏名等

所 属	氏 名

注) 現地説明会への参加人数については、制限することがあります。

担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話 番 号	
ファクシミリ	
メールアドレス	

(様式 2)

質問書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(質問者) 所在地
法人名
担当者名
連絡先 電話番号
ファクシミリ
メールアドレス

旧吉野川流域下水道指定管理者の募集内容等に関して次の質問がありますので、本紙を提出します。

番号	ページ	タイトル	質疑事項

注) 質疑事項は本様式 1 枚につき 1 項目とし、簡潔にとりまとめて記載してください。
また、質疑事項が複数の場合、通しの質問番号を明記して下さい。

(様式3)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地

法人名

代表者名

印

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、旧吉野川流域下水道における指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

様式	名称	提出書類
3	指定管理者指定申請書	(本書)
4	誓約書	
5	参加グループ構成員表(参加グループの場合)	
6	参加グループ協定書の写し(参加グループの場合)	
7	参加グループ委任状(参加グループの場合)	
8	法人等概要書	
9	法人等の主要業務実績一覧	
(ア)	定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類	
(イ)	法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書の写し)	
(ウ)	申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類又はこれらに類するもの	
(エ)	徳島県の県税(法人事業税・法人県民税)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書	
10-1 ~10-11	事業計画書	

注) 提出書類欄には添付する書類に○印を記入してください。

(ウ)については、新たに設立する法人又は、設立初年度の法人にあっては、上記に代えて収支予算書又はこれに類する書類を提出して下さい。さらに、設立時における財産目録も提出して下さい。また、設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出して下さい。

(エ)については、設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。

(様式 3 - 2)

指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地

法人名

代表者名

印

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、旧吉野川流域下水道における指定管理者の指定を受けるため、令和 年 月 日申請書を提出しましたが、次の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由：

(様式4)

誓約書

徳島県知事 殿

令和 年 月 日

法人名

代表者

(参加グループの場合、構成員連名で押印してください)

旧吉野川流域下水道指定管理者指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

- ・ 指定管理者募集要項第3の申請資格要件を満たしています。
- ・ 提出した申請書類に虚偽または不正はありません。
- ・ 提出した事業計画書により行う業務の内容及びその範囲は要求水準書を充足しています。

(様式5) 参加グループ構成員表 (参加グループの場合)

参加グループ構成員表

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

参加グループの名称

構成員 (代表者)	所在地 名 称 代表者	印
構成員	所在地 名 称 代表者	印
構成員	所在地 名 称 代表者	印

このたび、旧吉野川流域下水道における指定管理者の指定を受けるため、参加グループを結成しましたので届け出ます。

(様式6) 参加グループ協定書 (参加グループの場合)

旧吉野川流域下水道施設管理運営業務に関する参加グループ協定書

- 第1条
(目的)
- 第2条
(名称)
- 第3条
(所在地)
- 第4条
(成立の時期及び解散の時期)
- 第5条
(構成員の所在地及び名称)
- 第6条
(代表者の名称)
- 第7条
(代表者の権限)
- 第8条
(構成員の責任)
- 第9条
(権利義務の制限)
- 第10条
(構成員の脱退に対する措置)
- 第11条
(構成員の破産または解散に対する措置)
- 第12条
(協定書に定めのない事項)

令和 年 月 日

構成員 (代表者)	所在地 名 称 代表者	印
-----------	-------------------	---

構成員	所在地 名 称 代表者	印
-----	-------------------	---

注1) 上記各条項を参考に参加グループの協定書を作成し、提出してください。

注2) 各構成員の役割分担が分かるものを添付してください。

(様式7) 委任状 (参加グループの場合)

委任状

徳島県知事 殿

参加グループの名称

構成員 (代表者)	所在地 名 称 代表者	印
-----------	-------------------	---

構成員	所在地 名 称 代表者	印
-----	-------------------	---

私は、次の参加グループ代表者を代理人と定め、当参加グループが存続する間、下記の権限を委任します。

受任者

参加グループの代表者	所在地 名 称 代表者
------------	-------------------

記

委任事項

- 1 旧吉野川流域下水道の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 旧吉野川流域下水道の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 旧吉野川流域下水道の管理運営業務についての指定管理料の請求及び受領

受任者印

(様式8)

法人等概要書

所在地	〒		
商号又は名称			
代表者氏名			
役割	管理事業者 ・ 運営事業者		
電話番号		ファクシミリ	
資本金		株式上場の有無	有 ・ 無
設立年月日		従業員数	
営業種目			
業務内容			
担当者氏名			
所属			
電話番号		ファクシミリ	
メールアドレス			
備考			

注) 参加グループで申請する場合は、グループを構成する各者ごとに作成してください。

申請資格に定める下水道施設の業務実績書

募集要項の申請資格に定める下水道施設における維持管理業務の実績を記載してください。複数の業務実績がある場合は、1枚に1業務を記載し、番号を付してください。	
業務の名称	
業務の発注者	
業務の期間	
対象施設の概要	
業務の概要	
備 考	

注1) 業務実績が確認できる資料を添付してください。(発注者、施設の名称、業務の名称、業務の内容、業務期間が確認できる契約書等の写しなど) 長期間継続して業務を実施している場合は、最近の資料だけ添付してください。

注2) 参加グループで申請する場合、グループを構成する各者ごとに作成いただいて差し支えありません。ただし、主たる構成員の業務実績については必ず作成してください。なお、参加グループ全体で作成する場合は、参加グループ名を備考欄に記入してください。

(様式 10-1)

事業計画書

(施設の管理運営方針)

旧吉野川流域下水道の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「効率的な管理運営」と「サービスの向上」について、どのようなノウハウを活用し管理運営に努めるか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

(様式 10 - 2)

事業計画書 (安全・危機管理)

安全・危機管理について、事故予防、災害・緊急時の対応体制、職員等の教育、個人情報保護についてその考え方を記入してください。設備の故障や水質事故の対応についても記入してください。また、災害・緊急時の対応体制について体制表（様式任意）を作成してください。

事業計画書 (管理運営体制等)

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①施設の運転状況及び水質の記録及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、旧吉野川流域下水道にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を配置して業務を遂行するか、「職員体制」（様式10-8）及び「協力法人一覧」（様式10-7）を作成してください。

(様式 10-4)

事業計画書 (広報活動)

旧吉野川流域下水道の設置目的に適合し、下水道の普及促進につながる広報活動の計画について、具体的かつ現実的に記入してください。また、イメージアップだけでなく接続率向上に向けた計画についても記入してください。

(様式 10-5) 表 1

事業計画書

(収支計画書)

(単位：千円)

区 分		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合 計	
収 入	指定管理料							
	自主事業収入							
	収入計(a)							
支 出	人件費							
	変 動 費	電力費						
		薬品費						
		汚泥処分費						
	維 持 管 理 費	運転監視委託費						
		環境調査委託費						
		保守点検その他委託料						
		修繕費						
	諸 経 費	需用費						
		役務費						
		備品購入費						
		旅費						
		その他						
支出計(b)								

注 1) 収入計(a)と支出計(b)が等しくなるよう収支計画を作成して下さい。

注 2) 需用費には、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、研修費、雑費等を含めてください。また、役務費には通信運搬費、保険料等を含めてください。

注 3) 保守点検・その他委託料は、各年度保守点検計画等に従い費用を計上するものとします。

注 4) 収入及び支出の金額は税抜き額を記載してください。

注 5) 支出については各項目ごとの明細表を別添資料として添付してください。

注 6) 変動費の薬品費については、処理水量によって変動しないものは含めないでください。(例：水質検査用の試薬は含めない。) また、委託費に薬品費や汚泥処分費(変動費)に相当するものを含む場合は、変動費の方に計上し、維持管理費に計上しないでください。

(様式10-5)表2

事業計画書
(収支計画書)

支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。	
人件費	
変動費	
維持管理費	
諸経費	

(様式 10-6)

事業計画書

(適正な維持管理)

旧吉野川流域下水道における運転状況及び水質の日常的記録及び分析、周辺環境への配慮、定期的な安全管理、設備保守点検、施設の修繕等について、水質等の管理目標値及びその遵守についての具体的な方策を示すとともに、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。また、指定管理者として目指す旧吉野川流域下水道の将来像とともに、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入するとともに、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

事業計画書 (職員体制)

旧吉野川流域下水道に配置する予定の職員の労働条件について、次の項目に従い具体的に記入してください。なお、正規、パートは区分して記入してください。

正規職員

- 勤務時間 時間／日
- 休暇
- 給与 () 円／月～ () 円／月
- 各種手当
- 各種保険 社会保険・労働保険
- 退職金制度

パート

- 労働契約の期間
- 勤務時間 時間／日
- 休暇
- 給与 () 円／日～ () 円／日
- 各種手当
- 各種保険
- 退職金制度

良好な就業環境の構築に向けた取組み

障がい者雇用や仕事と生活（育児・介護・治療）の両立への支援策、超過勤務の縮減や休暇の取得促進、雇用形態（正規、非正規）にかかわらず公正な待遇の確保など、働き方改革に関する取組みについて、具体的に記載してください（必須）。

(様式10-8) 表3

配置予定者（業務責任者・業務主任者）の経歴書

旧吉野川流域下水道に配置する予定の業務責任者又は業務主任者の業務経歴等について、次の項目に従い具体的に記入してください。	
氏名	
生年月日	
学歴（最終）	
職歴	
実務経験年数	
資格	
業務経歴	
特記事項	

(様式 10-9)

事業計画書

(地域との連携)

地域の関連団体(地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等)とどのように連携して旧吉野川流域下水道を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

(様式 10-10)

事業計画書

(地域への貢献)

地元雇用の維持拡大及び業務の一部を委託する場合の地元企業への優先発注について、また、下水道施設の維持管理における地元企業及び下水道施設の維持管理技術者の育成をどのように実施するかについて、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。
また、業務の委託を予定している地元企業の法人名等をあわせて記入してください。
(様式 10-7 と重複してもかまいません。)

(様式 10-11)

事業計画書総括表

類似施設の管理 運営実績の状況 (詳細は様式9 表2)	
施設の管理運営方針 (詳細は様式10-1)	
安全・危機管理 (詳細は様式10-2)	
管理運営体制等 (詳細は様式10-3、 10-7、10-8)	
広報活動 (詳細は様式10-4)	
収支計画 (詳細は様式10-5)	
適正な維持管理 (詳細は様式10-6)	
地域との連携 (詳細は様式10-9)	
地域への貢献 (詳細は様式10-10)	

注) 事業計画書の提案内容を審査項目ごとに計100字以内(厳守)で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、ページ送りは可能です。
100字を超える部分はカットして審査します。

旧吉野川流域下水道 指定管理者募集スケジュール

令和5年 7月18日(火)	第1回選定委員会
令和5年 7月26日(水)	募集要項の公表 関係書類の配布開始 質問の受付開始(様式2)
令和5年 8月15日(火)	現地説明会参加申込の締切(様式1)
令和5年 8月22日(火)	現地説明会の開催
8月30日(水)	"
令和5年 8月31日(木)	質問受付の締切
令和5年 9月 5日(火)	関係書類の配布終了
令和5年 9月12日(火)	申請書類の受付開始
令和5年 9月25日(月)	申請書類の受付終了
令和5年 9月28日(木)	申請辞退の締切(様式3-2)
令和5年10月	第2回選定委員会〔資格審査・書類審査〕
令和5年11月 上中旬頃	指定管理者の選定結果の公表
11月県議会定例会	指定管理者の議決・債務負担行為の議決
	協定内容の協議 管理運営業務の協議
令和6年 3月 下旬	基本協定書の締結
令和6年 4月 1日(月)	年度協定書の締結 指定管理者による管理運営の開始